

平成18年 第1回

福島町議会  
定例会会議録

平成18年3月10日 開会

平成18年3月17日 閉会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

# 目 次

平成18年3月10日(金曜日)第1号

議 事 日 程 .....	1 頁
会議に付した事件 .....	2 頁
出 席 議 員 .....	2 頁
欠 席 議 員 .....	2 頁
出 席 説 明 員 .....	2 頁
職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	3 頁
議 長 あ い さ つ .....	5 頁
開会・開議宣告 .....	5 頁
日程第1 会議録署名議員の指名 .....	5 頁
日程第2 諸般の報告 .....	5 頁
日程第3 会期の決定 .....	6 頁
日程第4 行政報告 .....	7 頁
(1) 普通交付税等の追加交付について	
(2) 自立プランに係る町民説明会について	
(3) 乳がん検診時における事故について	
(4) 漁業協同組合の取扱高について	
(5) イトウの飼育試験について	
(6) 治山事業について	
(7) 中山間地域総合整備事業について	
(8) 桧倉頭首工補修工事について	
(9) 雪崩等降雪被害について	
(10) 建設事業について	
(11) 除雪対策について	
(12) 町営住宅等の除排雪ボランティアについて	
日程第5 平成18年度町政執行方針及び教育行政の執行方針の説明 .....	9 頁
日程第6 一般質問 .....	19 頁
3番 滝川明子 .....	19 頁
(1) 税制改正による影響について	
(2) 市町村合併の現局面について	
6番 平沼昌平 .....	25 頁
(1) 福島商業高校の存続と当町の対応について	
(2) ガゴメ昆布養殖事業による新たな産業の創出についてと 真昆布養殖事業の方向性についての考え方	
9番 要田 東 .....	37 頁

- ( 1 ) 移住促進について
- ( 2 ) 地球温暖化防止対策について

2番 金 沢 安 治 .....	46頁
( 1 ) 福島町・松前町、両町の合併について再度協議すべきでは	
延 会 の 議 決 .....	49頁
延 会 宣 告 .....	49頁

# 目 次

平成18年3月13日(月曜日)第2号

議 事 日 程 .....	5 1 頁
会議に付した事件 .....	5 2 頁
出 席 議 員 .....	5 2 頁
欠 席 議 員 .....	5 2 頁
出 席 説 明 員 .....	5 2 頁
職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	5 3 頁
開 議 宣 告 .....	5 5 頁
日程第1 会議録署名議員の指名 .....	5 5 頁
日程第2 平成17年第4回定例会 議案第2号 福島町船揚場施設管理条例の制定について (経済福祉常任委員会報告・質疑・討論・起立採決) .....	5 5 頁
日程第3 平成17年第4回定例会 議案第5号 第4次福島町総合開発計画基本構想及び基本計画の策定に ついて(第4次福島町総合開発計画基本構想等審査特別委員会報告・質 疑・討論・起立採決) .....	5 5 頁
日程第4 議案第18号 平成17年度福島町一般会計補正予算(第10号)(提案 説明・質疑・討論・起立採決) .....	5 6 頁
日程第5 議案第19号 平成17年度福島町老人保健特別会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・討論・起立採決) .....	6 9 頁
日程第6 議案第20号 平成17年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第4 号)(提案説明・質疑・討論・起立採決) .....	7 0 頁
日程第7 議案第21号 平成17年度福島町介護保険特別会計補正予算(第3号) (提案説明・質疑・討論・起立採決) .....	7 3 頁
日程第8 議案第22号 平成17年度福島町水道事業会計補正予算(第4号)(提 案説明・質疑・討論・起立採決) .....	7 5 頁
日程第9 議案第1号 福島町ふるさと応援基金条例の制定について(予算審査特 別委員会付託・休会中継続審査) .....	7 6 頁
日程第10 議案第2号 福島町国民保護協議会条例の制定について(予算審査特別 委員会付託・休会中継続審査) .....	7 7 頁
日程第11 議案第3号 福島町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の 制定について(予算審査特別委員会付託・休会中継続審査) .....	7 7 頁
日程第12 議案第4号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に ついて(予算審査特別委員会付託・休会中継続審査) .....	7 7 頁
日程第13 議案第5号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条 例の一部改正について(予算審査特別委員会付託・休会中継続審査) .....	7 7 頁
日程第14 議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について(予 算審査特別委員会付託・休会中継続審査) .....	7 7 頁

日程第15	議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部改正について（予算審査特別委員会付託・休会中継続審査）	77頁
日程第16	議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について（予算審査特別委員会付託・休会中継続審査）	77頁
日程第17	議案第9号 福島町温泉健康保養センター条例の一部改正について（予算審査特別委員会付託・休会中継続審査）	77頁
日程第18	議案第10号 福島町介護保険条例の一部を改正する等の条例について（予算審査特別委員会付託・休会中継続審査）	77頁
日程第19	議案第16号 福島町財政調整基金の積立金の処分について（予算審査特別委員会付託・休会中継続審査）	77頁
日程第20	議案第17号 福島町介護保険給付費準備基金の積立金の処分について（予算審査特別委員会付託・休会中継続審査）	77頁
日程第21	議案第11号 平成18年度福島町一般会計予算（予算審査特別委員会付託・休会中継続審査）	77頁
日程第22	議案第12号 平成18年度福島町老人保健特別会計予算（予算審査特別委員会付託・休会中継続審査）	77頁
日程第23	議案第13号 平成18年度福島町国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員会付託・休会中継続審査）	77頁
日程第24	議案第14号 平成18年度福島町介護保険特別会計予算（予算審査特別委員会付託・休会中継続審査）	77頁
日程第25	議案第15号 平成18年度福島町水道事業会計予算（予算審査特別委員会付託・休会中継続審査）	77頁
諸般の報告		78頁
延会の議決		78頁
休会の議決		78頁
延会宣告		78頁

# 目 次

平成18年3月17日(金曜日)第3号

議 事 日 程 .....	8 1 頁
会議に付した事件 .....	8 1 頁
出 席 議 員 .....	8 2 頁
欠 席 議 員 .....	8 2 頁
出 席 説 明 員 .....	8 2 頁
職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	8 3 頁
開 議 宣 告 .....	8 5 頁
日程第1 会議録署名議員の指名 .....	8 5 頁
日程第2 議案第1号 福島町ふるさと応援基金条例の制定について	
議案第2号 福島町国民保護協議会条例の制定について	
議案第3号 福島町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の 制定について	
議案第4号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に ついて	
議案第9号 福島町温泉健康保養センター条例の一部改正について	
議案第5号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条 例の一部改正について	
議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部改正について	
議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する 条例の一部改正について	
議案第10号 福島町介護保険条例の一部を改正する等の条例について	
議案第16号 福島町財政調整基金の積立金の処分について	
議案第17号 福島町介護保険給付費準備基金の積立金の処分について	
議案第11号 平成18年度福島町一般会計予算	
議案第12号 平成18年度福島町老人保健特別会計予算	
議案第13号 平成18年度福島町国民健康保険特別会計予算	
議案第14号 平成18年度福島町介護保険特別会計予算	
議案第15号 平成18年度福島町水道事業会計予算 (予算審査特別委員会報告・質疑・討論・起立採決) .....	8 5 頁
日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について(提案説明・質疑・討論・起 立採決) .....	8 9 頁
日程第4 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(提案説明・ 質疑・討論・起立採決) .....	9 0 頁
日程第5 意見書案第1号 上限関税断固反対などWTO農業交渉に関する意見書 の提出について(提案説明・質疑・討論・起立採決) .....	9 1 頁

日程第 6 閉会中の付託事件継続調査及び所管事務調査等の申し出について .....	9 2 頁
日程第 7 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について .....	9 2 頁
閉会の議決・閉会宣告 .....	9 2 頁

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
	平成17年度第4回定例会 議案第2号 福島町船揚場施設管理条例の制定について (経済福祉常任委員会報告)	3月13日	原案可決
	平成17年第4回定例会 議案第5号 第4次福島町総合開発計画基本構想及び基本計画の策定について (第4次福島町総合開発計画基本構想等審査特別委員会報告)	3月13日	原案可決
1	福島町ふるさと応援基金条例の制定について	3月13日	予算審査特別委員会付託
		3月17日	原案可決
2	福島町国民保護協議会条例の制定について	3月13日	予算審査特別委員会付託
		3月17日	原案可決
3	福島町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について	3月13日	予算審査特別委員会付託
		3月17日	原案可決
4	議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	3月13日	予算審査特別委員会付託
		3月17日	原案可決
5	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	3月13日	予算審査特別委員会付託
		3月17日	原案可決
6	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	3月13日	予算審査特別委員会付託
		3月17日	原案可決
7	職員の給与に関する条例等の一部改正について	3月13日	予算審査特別委員会付託
		3月17日	原案可決
8	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について	3月13日	予算審査特別委員会付託
		3月17日	原案可決
9	福島町温泉健康保養センター条例の一部改正について	3月13日	予算審査特別委員会付託
		3月17日	原案可決
10	福島町介護保険条例の一部を改正する等の条例について	3月13日	予算審査特別委員会付託
		3月17日	原案可決
11	平成18年度福島町一般会計予算	3月13日	予算審査特別委員会付託
		3月17日	原案可決
12	平成18年度福島町老人保健特別会計予算	3月13日	予算審査特別委員会付託
		3月17日	原案可決
13	平成18年度福島町国民健康保険特別会計予算	3月13日	予算審査特別委員会付託
		3月17日	原案可決
14	平成18年度福島町介護保険特別会計予算	3月13日	予算審査特別委員会付託
		3月17日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	議決結果
15	平成18年度福島町水道事業会計予算	3月13日	予算審査特別委員会付託
		3月17日	原案可決
16	福島町財政調整基金の積立金の処分について	3月13日	予算審査特別委員会付託
		3月17日	原案可決
17	福島町介護保険給付費準備基金の積立金の処分について	3月13日	予算審査特別委員会付託
		3月17日	原案可決
18	平成17年度福島町一般会計補正予算(第10号)	3月13日	原案可決
19	平成17年度福島町老人保健特別会計補正予算(第2号)	3月13日	原案可決
20	平成17年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	3月13日	原案可決
21	平成17年度福島町介護保険特別会計補正予算(第3号)	3月13日	原案可決
22	平成17年度福島町水道事業会計補正予算(第4号)	3月13日	原案可決
諮問 1	人権擁護委員の推薦について	3月17日	原案適任
同意 1	固定資産評価審査委員会委員の選任について	3月17日	原案同意
意見書案 1	上限関税断固反対などWTO農業交渉に関する意見書の提出について	3月17日	原案可決
	閉会中の所管事務調査等の申し出について	3月17日	承認
	閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	3月17日	承認
	予算審査特別委員会	3月13日	設置付託

# 平成18年第1回

## 福島町議会定例会

平成18年3月10日(金曜日)第1号

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 平成18年度町政執行方針及び教育行政の執行方針の説明
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 平成17年第4回定例会  
議案第2号 福島町船揚場施設管理条例の制定について(経済福祉常任委員会報告)
- 日程第8 平成17年第4回定例会  
議案第5号 第4次福島町総合開発計画基本構想及び基本計画の策定について  
(第4次福島町総合開発計画基本構想等審査特別委員会報告)
- 日程第9 議案第18号 平成17年度福島町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第10 議案第19号 平成17年度福島町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第20号 平成17年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第21号 平成17年度福島町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第22号 平成17年度福島町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第1号 福島町ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第15 議案第2号 福島町国民保護協議会条例の制定について
- 日程第16 議案第3号 福島町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第17 議案第4号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第5号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
について
- 日程第19 議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第21 議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改  
正について
- 日程第22 議案第9号 福島町温泉健康保養センター条例の一部改正について
- 日程第23 議案第10号 福島町介護保険条例の一部を改正する等の条例について
- 日程第24 議案第16号 福島町財政調整基金の積立金の処分について
- 日程第25 議案第17号 福島町介護保険給付費準備基金の積立金の処分について
- 日程第26 議案第11号 平成18年度福島町一般会計予算

- 日程第27 議案第12号 平成18年度福島町老人保健特別会計予算  
 日程第28 議案第13号 平成18年度福島町国民健康保険特別会計予算  
 日程第29 議案第14号 平成18年度福島町介護保険特別会計予算  
 日程第30 議案第15号 平成18年度福島町水道事業会計予算  
 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について  
 日程第32 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
 日程第33 閉会中の所管事務調査等の申し出について  
 日程第34 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

### 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
 日程第2 諸般の報告  
 日程第3 会期の決定  
 日程第4 行政報告  
 日程第5 平成18年度町政執行方針及び教育行政の執行方針の説明  
 日程第6 一般質問

### 出席議員（14名）

議長	14番	溝部 幸基	副議長	13番	金沢 秀一
	1番	杉村 志朗		2番	金澤 安治
	3番	滝川 明子		4番	成田 民夫
	5番	平野 隆雄		6番	平沼 昌平
	7番	佐藤 多市		8番	杉村 欣一
	9番	要田 東		10番	佐藤 孝男
	11番	加藤 雅行		12番	安藤 安雄

### 欠席議員（0名）

### 出席説明員

町長	村田 駿	助役	竹下 泰弘
総務課長兼総務グループ参事	丁子谷 雅男	総務課企画グループ参事	木村 修
財務課長兼財務グループ参事	花田 春夫	財務課税務グループ参事	新山 佳隆
町民課長兼住民グループ参事	川岸 勤	町民課福祉グループ参事	花田 修一
産業課長兼農林グループ参事	川村 明雄	産業課水産グループ参事	三鹿 菊夫
産業課商工グループ参事	出羽 正機	建設課建設グループ参事兼水道グループ参事	花田 典明
吉岡支所長	土門 修一	福島保育所長	（花田 修一）
福祉センター次長	（工藤 昭一）		
教育長	金谷 裕	教育委員会教育次長兼学校教育グループ参事	花田 忍
教育委員会生涯学習グループ参事	工藤 昭一	学校給食センター所長	（花田 忍）
農業委員会事務局長	（川村 明雄）		
監査委員	工藤 享	監査委員補助職員	（大坂屋 昌輝）

**職務のため議場に出席した議会事務局職員**

議 会 事 務 局 長    大 坂 屋   昌   輝  
議 会 グ ル ー プ 主 事    吉   澤   裕   治

議 会 グ ル ー プ 総 括 主 査    石   堂   一   志  
議 会 グ ル ー プ 書 記    阿   部   千   華



(開会 午前10時00分)

## 議 長 あ い さ つ

**議長(溝部幸基)** おはようございます。

平成18年第1回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、町政執行方針等をもとに、新年度予算を審議する重要な議会であり、議員各位の活発な議論が展開されますことを願っております。

議会活動につきましては、町民の視点に立って、開かれた議会をめざし、順次改革に取り組んでまいりました。情報を共有し、議会活動の状況を町民の皆様によく知っていただくための「議会・議員の評価」につきましても公表をいたしました。初めての試みで、評価方法等について検討の余地もあり、客観的な評価をする難しさもありますが、改善をしながら評価の目的を達成する努力を続けてまいります。

議会活動に関する調査特別委員会で一定の方向が示されました議員定数、報酬等については、早い機会に町民の皆様のご意見を伺い、今年中に条例提案すべく調整をしてみたいと考えております。

地方制度調査会の答申を受けて、自治法の一部改正が今国会に提案されます。

議会関連としては、議会制度の充実として、議案の審査、事務調査を学識経験者に委ねることができる。臨時議会の招集請求権の付与。常任委員の就任制度の大幅改正。各委員会の議案提出権の付与。専決処分の要件の明確化等が加えられました。

法改正については、福島町議会としても関係者に意見書を提出しており、全国議長会を中心に提言、一步、要求が前進いたしました。二代表制としての議事機関である議会の監視機能、政策形成・提言機能の充実が、より一層求められてまいります。

町村会のグランドデザイン、北海道の合併指針(クラスター分析)が提出され、合併新法を踏ま

えた道の合併についての方向性が、新年度の早い段階に示されます。国の対応を含めて、なお厳しい状況が続きますが、議会としては、分権改革の重要性を強く意識し、町民起点を重視し、その負託に応えるべく不断の努力を重ね、より一層活発な議会活動を推進していかねばならないと考えております。

本州からは、桜の便りも聞かれ、春の息吹を感じるようになりましたが、朝晩はなお寒さ厳しく、出席者各位には、お体ご自愛の上、本定例会の議事運営のご協力をいただきますようお願い申し上げます。あいつつといたします。

## 開 会 ・ 開 議 宣 告

**議長(溝部幸基)** ただいまから、平成18年第1回福島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

**議長(溝部幸基)** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

2番金澤安治議員、3番滝川明子議員を指名いたします。

## 諸 般 の 報 告

**議長(溝部幸基)** 日程第2 諸般の報告を行います。

はじめに、議会運営委員会の報告を行います。平沼昌平議会運営委員長。

**6番(平沼昌平)** おはようございます。

第1回定例会の開会に際し、去る3月3日に開会いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

会期については、本日から3月22日までの13日間といたしました。

次に、条例の制定案件3件及び一部改正案件7件、積立金の処分案件2件、平成18年度福島町一般会計予算ほか4会計予算につきましては、予算審査特別委員会を設置のうえ、休会中に審査いただくことといたしました。

以上のとおり、本定例会は会期も長期にわたるところから、議員の皆様には議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

**議長（溝部幸基）** 議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会の議事は、ただいま平沼議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸報告もすでに印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の閉会中の所管事務調査結果について、各委員長の報告を行います。

はじめに、平野隆雄総務教育常任委員長。

**5番（平野隆雄）** おはようございます。

総務教育常任委員会の所管事務調査の内容について、ご報告申し上げます。

本委員会においては、平成18年1月31日開催され、調査事件は住民自治活動についてであります。

従来から、各町内会において活動が展開されており、町においては補助などにより支援をしてきたところですが、福島町自立プランの策定に基づき、これまでの行政依存型から、町民と行政一体となった協働型の取り組みが示されており、その内容について所管事務調査をしたところであります。

委員会意見の主な内容は、諸報告第1号に添付されておりますので、ご参照願いたいと思います。

以上、簡単ではありますが、総務教育常任委員会の所管事務調査の報告といたします。

**議長（溝部幸基）** 次に、佐藤孝男経済福祉常任委員長。

**10番（佐藤孝男）** おはようございます。

経済福祉常任委員会の所管事務調査を報告いた

します。

去る平成18年1月27日に、水道事業の運営についてを調査いたしました。

水道事業の運営は、財政運営においては平成8年に料金改定を行い、収支均衡を図ってまいりましたが、給水人口及び給水量については、人口減により年々給水収益に影響を及ぼしている現状であります。

なお、今後の水道事業運営については、事業収支計画及び建設改良事業の予定が示されており、この内容について調査したところであります。

次に2月7日に、第3期介護保険事業計画についてを調査いたしました。

介護保険事業は、平成9年介護法が制定され、平成12年に第1期介護保険がスタートしました。第1期、第2期の計画については3年ごとに見直しが行われ、実施されてきたところであります。第3期の事業計画が平成18年から施行されるに伴い、平成20年までの計画策定や介護予防事業など、国及び町の基本的な考え方が示されたので、平成17年11月7日と平成18年2月7日の二日間で調査いたしました。

その結果の内容・詳細につきましては、諸報告に記載しておりますので、ご参照願いたいと思います。

以上で経済福祉常任委員会の所管に関する報告を終わります。

**議長（溝部幸基）** 以上で報告を終わります。

## 会 期 の 決 定

**議長（溝部幸基）** 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日から3月22日までの13日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から3月22日までの13日

間と決定いたしました。

## 行 政 報 告

**議長（溝部幸基）** 日程第4 村田町長から申し出がありますので、行政報告を行います。

村田町長。

**町長（村田駿）** おはようございます。

平成18年福島町議会第1回定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

また、このたび、全国町村議長会表彰を受けられました滝川明子議員、渡島町村議長会表彰を受けられました平野隆雄議員、同じく金沢秀一議員におかれましては、誠におめでとうございました。心からお祝いとお慶びを申し上げます。

これからも、健康には留意されまして、ますますのご活躍をご祈念申し上げますところでもございます。

それでは、12月19日開催の平成17年第4回定例議会以後の行政報告を申し上げます。

なお、この間の諸行事等の報告については、別紙に印刷のうえ、皆様のお手元に配付いたしておりますのでご了承願います。

はじめに、普通交付税等の追加交付について。

平成17年度の普通交付税については、すでに昨年の7月26日に確定しておりますが、その際、国全体の算定額が交付税の総額予算を超えたため、一定の調整率を乗じた329万2,000円が減額されて交付されていたところがございます。

しかし、昨今の景気の回復基調で、国における法人税等の増収により、減額されておりました全額が、今般、追加して交付されることとなりました。これによりまして、本年度における普通交付税の交付額は15億3,274万6,000円となるものでございます。なお、追加交付分については、本定例議会に補正計上しております。

また、福祉センター集会室におけるアスベスト処理に256万2,000円を要しておりますが、その財源対策として、今般、石綿対策事業債の対

象となる見込みとなりましたので、金額が決定され次第、専決処分により補正措置を講じたいと思っております。

なお、本年度の3月交付の特別交付税においても、中旬頃に閣議決定される見込みであり、これについても、あわせて専決処分により財源調整を講じたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

自立プランに係る町民説明会について。

平成18年度から進める自立プランによる財政の歳出削減や、ふるさと応援基金の創設、船揚場使用料の新設、保育料の国並み引き上げなど、歳入の確保に向けた説明を中心として2月8日から10日までの三日間にわたり、町民説明会を開催いたしました。

説明会の中では、自立プランに対しては、おおむね理解を示す意見が寄せられたほか、さらなる産業振興や活性化に向けた取り組みも必要であるとの意見なども述べられていたところであり、今後、プランの検証・見直しの参考として施策に反映してまいりたいと考えております。

乳がん検診時における事故について。

1月27日、北海道対がん協会に委託しております乳がん検診時において、受診ベッドが突然傾き、受診者が首を痛めるという事故があり、現在、木古内国保病院において回復のための入院治療を受けております。

委託事業における事故ではありますが、町が主催しての検診事業であることから、受診者に対しては、対がん協会ともども、町としてお見舞いを申し上げたところでございます。なお、治療費につきましては、委託先の対がん協会に対応することとなっております。

各種検診事業につきましては、これからも継続して行われますが、今後はこのようなことが起きないように、委託機関と連携を取りながら、万全を期して実施してまいります。

漁業協同組合の取扱高について。

昨年の漁獲取扱高は、管外の水揚げを含め21億7,619万円で、前年より749万円の増で

終了したとの報告を受けております。

特にマグロ漁は、昨年に引き続き豊漁の3億3,501万円で、前年を2,476万円上回ったとのことであります。

ヒラメ、マス漁も前年を上回りましたが、反面、前浜イカ漁、ウニ漁については、前年を下回る結果となりました。

養殖昆布については、採取時期まで大きなしけにも遭わず、浜値も昨年より高値で推移し、前年実績を1億2,160万円上回ったとのことであります。

この冬は、記録的な大雪となりましたが、今後、本格化する春漁をはじめとして、豊漁年となることに大いに期待をしているところであります。

イトウの飼育試験について。

平成16年度より進めておりますイトウの飼育試験につきましては、平均体長53センチメートル、平均体重1,300グラムと順調に成育し、宣伝も兼ねて昨年末に本州方面への販売を試みたところですが、結果として、販売先からも好評を得たところであります。

なお、今年度の稚魚についても、順調に成育しております。

治山事業について。

北海道の事業であります浦和地区予防治山工事は、昨年12月末に完成しております。なお、当該地区は引き続き、追加事業として3月中に工事発注の予定となっております。

また、松浦地区防護柵補修工事については、1月下旬に発注され、3月下旬の完成を予定しています。

中山間地域総合整備事業について。

中山間地域総合整備事業に係る活性化センター周辺整備は、12月末に完成しております。なお、本中山間事業は、本年度で事業完了いたします。

桧倉頭首工補修工事について。

12月議会で補正いただきました桧倉頭首工補修工事は、1月11日に入札し、3月上旬に完成いたしております。

雪崩等降雪被害について。

昨年12月初旬から続いた大雪の影響により、日向地区の道有林治山施設内で雪崩が発生し、12月30日には車庫と車輦に、1月15日には家屋の窓に被害が生じました。

いずれも直ちに現場に赴くとともに、施設管理者である渡島西部森づくりセンターの応急対策として除排雪作業等を行い、以後も数度にわたって町職員も出動し、除排雪等の安全対策を講じたところであります。なお、当該箇所につきましては、本年度中に雪崩防止対策を含めた予防治山工事が発注される予定となっております。

さらに、渡島支庁管轄の豊浜地区予防治山工事施工箇所も、町内会の協力を得ながら町職員での排雪作業を行うとともに、雪崩防止柵等の安全対策を道に要望いたしました。

また、森林公園では雪害によって桜の倒伏や多数の樹木の枝折れ等が発生したほか、キャンプ場の水飲み場屋根が倒壊しましたが、本施設については雪解けを待って処理対応してまいります。

建設事業について。

函館土木現業所で発注の館崎地区急傾斜地防止工事は、2月末に完成しておりますが、白符川並びに吉岡川河川整備工事は、3月末までに順次完成が予定されております。

除雪対策について。

今年度、当町は記録的な大雪に見舞われ、降雪量は2月24日現在で538センチメートルを記録し、過去5カ年平均値に比べて、242センチメートル上回りました。この間、町民生活に不可欠な町道の除排雪につきましては、町民の方々のご理解とご協力を得ながら実施してまいりましたが、2月中旬以降は少量の降雪にとどまり、3月も降雪がないことを願っているところであります。

除排雪委託料につきましては、2月中旬の連続した降雨と気温上昇の影響で、全町的に路面修正等を実施したことによって、3月末までの除排雪予算に不足を生じる状況にあることから、本議会に補正予算を計上しております。

なお、今後は気温上昇や降雨による河川の融雪

災害の発生も危惧されることから、対策に万全を期してまいります。

町営住宅等の除排雪ボランティアについて。

高齢者世帯が多い丸山団地並びに三岳団地町営住宅の屋根の雪降ろしや排雪作業を、福島町建設協会（小鹿太磨雄会長）に、厳寒期の二日間にわたりボランティアで実施をしていただきました。

また、3月4日には福島町建設業協会（石岡真会長）の会員並びに大型の重機やトラックを所有されている町内除排雪業者等のご協力により、町内各所にたい積されている雪山の排雪を、同じくボランティアで実施していただきました。

町営住宅入居者はもとより、町といたしまして大変感謝いたしているところであり、あらためて感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

以上で、平成17年第4回定例議会以後の行政報告を終わります。

**議長（溝部幸基）** 行政報告を終わります。

## 平成18年度町政執行方針及び教育 行政の執行方針の説明

**議長（溝部幸基）** 日程第5 平成18年度町政執行方針及び教育行政の執行方針の説明を行います。

まず、最初に町政執行方針の説明を求めます。

村田町長。

**町長（村田駿）** 平成18年第1回福島町議会定例会の提出案件は、議案22件及び諮問、同意が各1件の計24件です。

議案につきましては、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の平成18年度予算案を中心に、その執行に伴う条例措置などの関連案件と、平成17年度の補正予算となっております。

平成18年度の町政を執行するにあたり、ここに基本方針を述べるものであります。

平成18年度町政執行方針。

平成18年第1回福島町議会定例会にあたり、町政執行に関する所信と基本方針を申し述べます。

世界的に異常気象が続く中、日本海側地域を中心とした昨年からの記録的な大雪により、全国各地で集落の孤立や雪降り作業時の死亡事故など、多数の被害が報告されております。

当町においても、かつてない大雪による積雪量を記録し、除雪経費も例年ペースを大幅に超えるなど、町民生活への影響が心配されましたが、積雪による家屋倒壊等の被害はみられたものの、幸い人命に係わるような大きな事故もなく安堵しているところでございます。

さて、わが国の経済は、民間の設備投資や外需などに支えられ、引き続き、民間需要中心の緩やかな景気回復を続けるものと見込まれております。

しかし、全国的な景気動向も地域によって大きく異なり、特に北海道では、公共事業の削減等により依然として景気回復の実感はなく、引き続き厳しい経済環境にあります。加えて、国の財政立て直しのための構造改革が進められる中で、地方分権や三位一体改革、地方交付税の削減、さらには社会保障関係経費の自然増なども見込まれ、地方自治体にとって、かつてない非常に厳しい時代を迎えております。

このような状況下の中で、一昨年11月に松前町との合併協議が整わず、当面、自主自立の道を進むことを選択したことで、徹底した行政改革を推進し、効率的で持続可能な財政への転換が必要となったことから、昨年度において、福島町自立プランを策定したところであります。

プランの策定にあたっては、多くの町民の方々にも参画をいただきながら、昨年4月に、福島町自立プラン策定検討委員会を立ち上げ、細部にわたり議論・検討を重ねる中で、平成21年度までを前期とした、赤字再建団体指定を避けるためのプラン策定をしたところであります。

プランでは、町民の皆様にも行政サービスや受益者負担等において、ご理解をいただかなければならない部分も生じてまいります。今こそ、町民、議会、行政が一体となってプランに基づく町民との協働のまちづくりを進め、この難局を乗り越えていかなければならないものと考えておりま

す。

また、簡素で効率的な行政システムを確立するため、昨年から施行したグループ制の検証を行い、今後、さらなる職員数の減少を考慮し、住民サービスの低下を招かない行政機構の体制づくりを進めてまいります。

私としましては、町長就任以来3年を経過し、残す任期も、あと1年に満たない期間となりましたが、議会議員の皆様をはじめ、多くの町民の皆様のご理解とご協力のもと、町政を執行することができましたことに感謝を申し上げますとともに、自治の原点に立ち返り、町民一人、一人が夢と希望を持って暮らせる町をめざして、町政を担う町長としての責任の重大さをより認識し、山積する課題に取り組んでまいり所存であります。

以下、具体的な諸施策等について、基本方針を申し上げます。

#### 1、財政の動向について。

平成18年度の国の地方財政計画は、三位一体改革による税源移譲で、総体的には前年度をやや上回って地方の一般財源を確保しているものの、地方交付税は、前年度比5.9パーセントの削減となり、また、これを補う臨時財政対策債も前年度比9.8パーセントの削減が見込まれ、一層厳しい財政状況となることが想定されております。

そのため、予算編成においては、本年度からスタートする第4次福島町総合開発計画掲載の各種事業等を盛り込みながらも、自主自立に向けた福島町自立プランに沿った編成といたしました。

総体的には、前年度に引き続き、人件費や物件費等の経費縮減に努めることにより、自立プラン初年度の財政推計よりもさらに圧縮が図られ、一般会計予算額で30億2,290万8,000円と、前年度より2億3,390万3,000円の減となっております。

歳入においては、地方交付税が15億2,891万9,000円で、前年度より5,573万9,000円の減となり、税収においても4億3,475万8,000円で、前年度より1,579万4,000円の減。臨時財政対策債は1億6,000

万円で、前年度より1,320万円の減を見込んでおります。また、財源不足対策として、財政調整基金費から2億8,000万円を繰り入れることとしております。

歳出においては、財源が不足することから、昨年度から実施している大型事業の丸山団地町営住宅建替事業を見直しし、一般財源の圧縮に努めるとともに、他の各種事業等についても自立プランに基づいた必要最小限の経費を計上したところであります。

なお、今後の補正予算の財源として、地方交付税の財源を一部保留し、対応してまいります。

#### 2、的確な税源確保と収納率向上対策について。

全国的には景気回復の兆しをみせているといわれるものの、当町においては、前浜イカ漁の不振や全国的な公共事業縮小等の流れの中で、就労者等の所得は減少傾向にあります。そのため、貴重な自主財源である町民税の減収と、収納率にも大きく影響を受けることとなり、さらに本年は、評価替えに伴う固定資産税の減収が見込まれることから、より公正で的確な税源の確保と収納率の向上に努めてまいります。

収納率の向上対策としては、日常の徴収事務の強化とあわせ、全庁体制で行っている町税等収納対策の推進を強化するとともに、渡島地方税滞納整理機構に引き続き徴収事務委託をし、滞納額の圧縮に努めてまいります。

なお、渡島地方税滞納整理機構に対して、本年度より2カ年間、当町より1名の職員派遣をすることとしております。

総合的な施策の推進。

#### 1、総合開発計画の策定について。

まちづくりの基本であります、第4次福島町総合開発計画に基づき、今年度より事業を推進してまいります。

このため、本年度を「まちづくり元年」と位置付け、「豊かな自然、たくましい産業、快適で心なごむ町ふくしま」を目標とした、新しい総合開発計画に基づく展開を図るべく、厳しい財政状況にはありますが、福島町自立プランとの整合性を

図りながら実現に向けて鋭意努力してまいります。

## 2、自立プランについて。

自立の道を選択したことに伴い、自立プランの策定が急務となったことから、昨年4月に多くの町民にも参画いただき、福島町自立プラン策定検討委員会と4つの専門部会を立ち上げて、協議・検討を進めていただいたところであります。その結果、昨年12月までに延べ872人に上る出席をいただき、47回の会議を開催して、報告書がまとめられました。

全体として、175項目にわたる事務事業、施設管理、補助金などの徹底したコスト削減と歳入の確保をめざして、細部にわたり議論を重ね検討していただいたことに対し、あらためて敬意と感謝を申し上げるものでございます。

それを受けまして、町においては検討委員会からの報告書をさらに検証のうえ、全体的な精査・検討を行い、平成18年度から平成21年度までの前期4カ年、赤字再建団体の指定を避けるための、福島町自立プランを策定したところであります。

そうしたプランの内容については、去る2月8日から10日にかけて、町民の皆様のご理解とご協力をいただくべく町民説明会を開催したところでありますが、今後、プランに基づいての「町民との協働のまちづくり」を進めてまいります。

あわせて、行政改革の推進のための新たな指針として、地方公共団体における集中改革プランの策定が国より示されたことに伴い、事務・事業の再編・整理、廃止・統合、定員管理の適正化などの取り組みを町民にわかりやすく明示するため、指針に基づくプランの公表も行っております。

## 3、青函トンネル償却資産について。

青函トンネル償却資産については、地方税の根幹である固定資産税として基本どおり適正な税率によって課税されるよう、国等に対しての課税特例撤廃に向けた要望活動を青森県外ヶ浜町と協議・連携のうえ、積極的に行っておりますが、本年度は撤廃の正念場となることから、最大限の努力を傾注してまいります。

## 4、ふるさと応援基金の創設について。

自立プラン検討委員会でも提言されておりますが、町への思いとふるさとへの思いを持つ人々に、地域づくりに積極的に参加していただくため、福島町ふるさと応援基金条例の制定議案を本議会に提案しております。

基金は、町民をはじめ、全国各地の福島町出身者など、ふるさと福島を応援していただく方々から寄付を募り、産業振興施策などへの活用展開を図ってまいりたいと考えております。

## 5、市町村合併の検討について。

町においては、当面、福島町自立プランに基づき行政運営を進めてまいりますが、国においては、市町村の合併の特例等に関する法律が平成17年度より施行され、引き続き市町村合併を推進することとしております。

また、去る2月14日に開催された、第4回北海道市町村合併推進審議会においては、住民の日常生活圏、地域産業の経済圏等の結び付きの強さにより、市町村の結び付きの強さを計るクラスター分析の結果が報告されており、当町は、松前町との結び付きが、より強いとの分析結果が報告されております。

町としては、今後、平成18年度の早い時期に分析結果を踏まえて作成される、道の合併構想案の方向性も含めての議論が必要と考えますが、町の存続に関する最重要課題であり、町民の皆様へ情報を提供して広く意見を収集しつつ、合併に関する検討は、議会と十分に協議しながら進めてまいります。

産業の振興。

### 1、水産業の振興について。

水産業を取り巻く情勢は大変厳しい状況にありますが、ウニの種苗やヒラメ稚魚の放流、昆布養殖など、資源管理型漁業の推進による安定生産拡大と、漁獲物の付加価値向上のためのウニのむき身加工試験、ガゴメ昆布の養殖試験、イトウの飼育試験を今年度も実施してまいります。

また、北海道サケ・マス増殖事業協会において整備が計画されております、福島川におけるサ

ケ・マス孵化場整備については、現在、水質調査等が実施されているところであり、早期実現に向け、漁業協同組合とともに関係機関に要望してまいります。

さらには、イカやマグロをはじめとする鮮魚の価格向上の検討、海面の有効利用についても、試験研究機関や漁業協同組合と連携を図りながら取り組んでまいります。

次に、漁業活動の中心である漁港については、今年度が漁港漁場整備長期計画の見直しの年であることから、漁船の安全操業や陸揚げ活動の利便性確保のため、漁業協同組合とともに関係機関に強く働きかけてまいります。なお、今年度は、福島漁港新港地区の西波除堤延長、白符漁港の防砂堤整備、吉岡漁港の西防波堤改良が予定されております。

福島漁港海岸環境整備事業は、昨年度に引き続き、今年度も砂浜整備が予定されております。

海岸線の越波防止対策については、引き続き関係機関に強く要望するとともに、各地区船揚場の管理は、今年度から利用者より維持費の一部負担をいただきながら、年次計画に基づき実施対応に努めてまいります。

## 2、水産加工業の振興について。

水産加工業は、従業者数、生産額においても町の主体を担う重要な産業であります。

しかし、水産加工業を取り巻く環境は、引き続き厳しい情勢にあることから、貴重な就労の場として安定的な操業を図るため、福島町水産加工振興協議会とともに消費者ニーズを把握した製品づくりに努めてまいります。

なお、イカ残滓については、道南イカ残滓安定処理対策協議会において、施設整備について一定の方向性が示されたことから、福島町水産加工振興協議会とも十分に協議をしたうえで対応してまいります。

## 3、農業の振興について。

中山間地域総合整備事業は、平成17年度をもって、すべて完了いたしました。

本事業により活性化センター及び営農関連施設

が整備されましたが、今後、有効活用を図りながら地域の活性化を推進してまいります。

昨年豊作でありました水稻は、本年もさらに良質な福島町産米が生産できるよう関係機関と連携を図りながら、作付けと安定した収量確保について営農指導してまいります。

一昨年から試験栽培している健康食品のブルーベリーは、本年も栽培本数を増やし、特産果樹として推奨すべく事業推進を図ってまいります。

日曜朝市実行委員会では、地元特産物を出展し、息の長い地道な活動を展開しております。また、農村生活改善グループにおいても、地場産品で作る漬物などの商品化に挑戦しているところから、農業改良普及センター等の指導を仰ぎながら、実現に向けて出来る限りの支援をしてまいります。

千軒そば生産会については、生産に意欲的に取り組みながら作付面積の拡大を計画していることから、千軒地区農地改良事業として早期の耕作が可能となるよう支援してまいります。

## 4、林業の振興について。

町有林は、適切な管理による森林の多面的な機能維持を図るため、枝打、除間伐を主体とした保育管理を行うとともに、間伐材の有効利用を推進してまいります。

民有林については、森林所有者の費用負担の軽減を図るべく、福島町森林組合や関係機関と連携を取りながら公費造林制度等の活用を推進し、積極的な森林整備と利活用に努めてまいります。

平成19年度に北海道で開催される全国植樹祭に向け、一昨年より山取りしたブナ等の苗木づくりを本年も実施し、関係団体等への森林づくりの意識高揚を図ってまいります。なお、渡島西部森づくりセンターにおいては「大千軒の森・ブナの里づくり事業」及び「千軒ブナの森100年観察林」などの事業を計画しており、町も森づくりセンターと一体となって事業展開に努めてまいります。

ハウス栽培の椎茸は、原木による良質な商品の生産に努めている生産者が多く、低迷する価格の中であって通年生産に努力しており、厳冬期を除

き一定の収益が保たれていることから、本年度も原木確保と生産及び地元での販売支援に努めてまいります。

予防治山事業は、日向地区及び浦和地区での継続実施が計画されており、道に対して、雪崩対策を含めた早期の完成を要望してまいります。

5、商工観光等の振興について。

商工業を取り巻く環境は、全国的な景気回復基調の中、道内的には依然として厳しい状況が続いております。

当町でも、個人消費の冷え込みによる購買力の低下や消費者ニーズの多様化等により、引き続き厳しい状況が続いていることから、商工関係団体と連携した対応に努めてまいります。

近年の観光形態は、核家族化や友人同士での少人数化が増加していることとあわせ、高齢化社会、さらには団塊世代の退職期が到来する中で、観光へのニーズはますます多様化してきていることから、町においても、こうした状況を踏まえながら、横綱記念館と青函トンネル記念館への入館者の増加対策をより一層積極的に進めてまいります。

また、千軒地区における殿様街道ウォーク等を中心とした民間団体の活動にも、年々観光客が増加していることから、連携を密にして、さらなる観光客の誘致に努めてまいります。

横綱の里づくりの中心となるイベントとして、北海道女だけの相撲大会、千代の富士杯争奪相撲大会、全道中学校相撲大会を各関係団体の協力により開催するとともに、今年度も九重部屋力士の夏合宿を招致し、力士との交流を通じて「横綱の里・ふくしま」をアピールしてまいります。

季節労働者対策としては、関係機関と連携した健康診断、各種講習会などの周知啓発を図るとともに、職業援護相談所の事業の充実、組織強化と会員加入促進に向けた活動を進めてまいります。また、雇用保険認定取次事務については、引き続き国の方針として町村取次が廃止の方向にありますが、町内受給者の利便を図るため、本年度も従前同様に継続実施がなされるよう、関係機関に強く要望してまいります。

**議長（溝部幸基）** 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時50分）

（再開 午前11時10分）

**議長（溝部幸基）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

村田町長。

**町長（村田駿）** 社会福祉の推進。

当町の平成17年中の出生者数は26人、死亡者数は80人で、少子化の傾向は依然としてとどまらず、このことが高齢化率を押し上げる大きな要因にもなっております。特に、単身高齢者世帯は漸増して356世帯となり、一人暮らしの老後の生活に不安を抱える方々が増えております。

景気は、いまだ道内経済の低迷や家庭事情などから、小さな子供を抱えて共働きする世帯も増えており、これらの世帯を支援する福祉施策の充実が不可決となっております。

児童と家庭が安心して生活できる環境の整備をはじめ、介護予防や生活支援、障害者の社会参加と自立支援等については、地域はもとより関係機関との連携をさらに強固にしながら対策を講じてまいります。

当町における高齢者の一人暮らしや夫婦だけの世帯数は630世帯で、総世帯数の25パーセントを占め、4軒に1軒は65歳以上の世帯という状況になっており、人口に占める高齢化率も31パーセントと高く、今後も高まる傾向にあります。

このような状況下にあって、高齢者が自立し社会参加や交流ができるよう、今年度も温泉優待事業や敬老会、ふれあいスポーツ大会を実施してまいります。また、家族や関係機関、地域との連携をもって高齢者が健康を保持しながら自立した生活が続けられるよう、介護予防や生活支援の充実を図ってまいります。

昨年10月に制定された障害者自立支援法により、これまで身体、知的、精神の各障害の制度ごとに行われてきた障害者福祉サービスは、障害の種類にかかわらず、障害者の自立支援を目的とし

た共通の制度に統合され、新しいサービスとして今年4月から始まります。対象者には、制度の周知を図りながら円滑に実施できるよう努めてまいります。

幼児人口が減少している反面、共働き家庭や母子家庭は増加傾向にあり、若い世代の親が安心して働き、社会活動と子育てとの両立ができるような保育環境の充実が求められています。このような状況を踏まえ、今年度から、平日と土曜日の保育時間をさらに延長していくとともに、就労形態の多様化、急病、育児疲れ等に伴い一時的に家庭保育が困難となる児童に対しては、新たに一時保育事業を実施することとしており、保護者の方が安心して子育てができる保育体制の充実に努めてまいります。

なお、今後も多様化するニーズに迅速に対応するため、保護者会との意見交換の場を通じて、より一層保護者との連携を深めてまいります。また、民生委員、児童委員の協力を得ながら、地域子育て支援センター「ゆりっこ広場」を開催し、保育に対する理解を深めてもらうとともに、子育てに関する情報提供や相談、助言を、引き続き実施してまいります。

国民年金制度がその役割を果たしていくためには、若年者の制度に対する意識の高揚が不可欠であり、広報等により国民皆年金の普及啓発をさらに進めてまいります。

また、昨年度より町内で開催の社会保険事務所による定期的な年金相談は、今年度も引き続き実施してまいります。

生活環境の整備。

#### 1、交通体系の整備について。

国道228号線については、関係機関の協力により逐次整備が進められておりますが、特に昨年は、千軒地区に歩道及びバス停車帯設置が完成し、長年の要望がようやく実現されたところであります。

当町にとっては交通体系の大動脈であり、今後も交通の安全確保に万全を期すため、さらに沿線町内会とも協議のうえ施設整備等を要望してまい

ります。

また、北海道新幹線が着工され、地域高規格道路松前半島道路も含めて広域的な道路のあり方について、関係自治体と連携のうえ要望活動を展開してまいります。

道道の整備については、昨年度、渡島吉岡停車場線全線の改良事業が完成しておりますが、岩部渡島福島停車場線日の出地区の改良並びに昨年斜面が崩壊した塩釜、浦和間の本格的な復旧工事の早期完成を要望してまいります。

また、昨年、交通死亡事故の発生した浦和地区内の線形改良については、町内会等から要請がなされており、交通事故防止面からも要望してまいります。

町道の整備については、緊急度を考慮しながら各路線の維持補修に努めてまいります。

#### 2、住環境の整備について。

福島川の改修につきましては、昨年度は河川区域及びその周辺の用地確定測量などの各種調査が実施されましたが、引き続き本年度も、用地及び家屋調査等が予定されております。また、吉田橋架替工事並びに具体的な河川工事については、早期着工に向けての協議を進めてまいります。

なお、本年度は福島川河口にたい積している土砂の除去工事が予定されております。

急傾斜地崩壊防止対策は、昨年に引き続き、豊浜及び館崎地区の延長工事が予定されております。

町営住宅の整備については、昨年度に引き続き丸山団地町営住宅建替事業として、周辺道路及び既存住宅水洗化等の整備を実施いたします。また、維持補修につきましても、三岳団地建替住宅の結露対策を講じるとともに、既存住宅の適切な維持管理に努めてまいります。

#### 3、地域保健及び環境衛生対策について。

健やかで、いきいきと自立して生活していくことは、町民誰もの願いです。町民、一人、一人が元気で暮らしていけるよう、乳幼児から高齢者に至るまで、各種健康教室などを開催するとともに、多くの方々に参加いただいている健康フェスティバルなどを通じて、町民に健康の大切さを啓蒙普

及し、健康が第一という意識の高揚を図ってまいります。

生活習慣病健診をはじめとした各種検診については、昨年度から管内他市町と同様に有料化いたしました。有料化に伴う大きな受診率の低下は見られず、町民各位の健康に対する関心の深さを再認識したところでございます。

しかし、胃がん死亡率は全道や管内の他市町に比べて高い実態にあることから、胃がん検診未受診者に対しては、健康づくり推進員と連携を取りながら積極的な受診勧奨に努めるとともに、生活習慣病健診と各種がん検診の同日実施や胃カメラ検診の導入など、受診しやすい体制づくりを進めてまいります。

憩いの場として親しまれている吉岡温泉ゆとらぎ館は、昨年、入館者が念願の100万人に達成したところでありますが、これからも多くの利用者に活用していただくために館内個室の無料開放を行い、また、町内会や各種団体等に、より以上の利用促進を積極的に呼びかけ、利用の拡大を図るとともに、町民の健康増進、機能回復のための健康回復施設として、町民に親しまれる運営に心がけてまいります。

なお、今年度は設備改修工事として、揚湯ポンプとボイラー1基の取り替えを行います。

一般廃棄物の処理は、リサイクルプラザや広域連合の可燃ごみ処理施設が整備され、処理体制の充実が図られておりますが、ごみ処理に要する経費は、年々増加の傾向にあります。ごみ処理の経費負担は、水分を含んだ重量によって決まるため、本年度からは、減量化の方策として、生ごみの堆肥化の奨励となるコンポスト、電動処理機等の購入助成を実施し、生ごみ等の減量化対策を、ごみ減量化推進員、町民と協働で推進してまいります。

また、ごみの不法投棄防止対策としては、環境監視員等の巡回強化などを行うとともに、生活排水処理につきましても、住民の意向を充分把握しながらの事業手法等の検討など、住み良い衛生的な環境の保持に向けた対応に努めてまいります。

#### 4、交通安全・防災対策について。

昨年は北海道としても、14年ぶりに交通事故死全国ワーストワンを返上したところであります。しかし、当町では、昨年11月19日に交通死亡事故死ゼロの記録も1,069日で止まる結果となりましたが、心を新たに、なお一層交通安全運動の推進のために啓発や指導を強化しなければならないと痛感しているところでございます。今後は交通事故のない、安全で快適な交通社会の実現に向けて、関係機関と協力しながら町民総ぐるみで交通安全活動を展開してまいります。

防災対策については、毎年、沿岸部の町内会を対象として、津波災害を想定した避難や消火訓練、炊出し訓練を実施しておりますが、地域住民の高齢化により、災害発生時の初動活動に不安を残すところであります。

このため、今年度も引き続き関係町内会と協議しながら避難訓練を実施するとともに、有事の際には公的機関と地域住民が連携して迅速に避難対応できるような体制整備に努めてまいります。

さらに、地域防災のみならず、国においては米国同時多発テロや武装不審船事案に鑑み、国家の緊急事態に対処するための国民保護法が制定され、各自治体においても住民保護のための計画策定が義務付けられていることから、関連する条例の制定議案を本議会に提案するとともに、本年度中に計画を策定してまいります。

教育・文化等の取り組みについて。

#### 1、人材育成事業について。

平成元年より行われてきたふるさと創生事業は、昨年度をもって終了しましたが、本年度からは、新たに町内産業の育成強化と地域経済の発展を図るため、産業振興及び活性化をめざす技術取得等派遣研修や、先進地視察及び地場産業製品の普及・消費拡大並びに新製品の開発などの事業を行う産業団体等の支援に努めてまいります。

#### 2、友好町村との交流について。

友好町村交流を続けている3町村は、それぞれ合併により、青森県三厩村が外ヶ浜町に、長野県木曾福島町が木曾町に、長崎県福島町が松浦市として、新たにスタ-トしました。

外ヶ浜町については、本年度から交流休止の状態となりますが、木曾町、松浦市との対応につきましては、交流事業のあり方について引き続き協議してまいります。

情報公開・電子自治体の推進。

1、情報公開等の推進について。

町民の町政への参画意識を高めるため、公文書の開示及び町広報やホームページ等を活用した情報提供を積極的に推進してまいります。

2、電子自治体構想の推進について。

将来における各種行政サービスの電子申請や手続き等を可能にしようとする北海道電子自治体プラットフォーム構想、通称HARP構想は、当町も加盟しており、引き続き町民の利便向上のために全道規模での電子行政サービスの開発推進に参画してまいります。

また、本年度中に電子申請、届出その他の手続き等の情報通信の技術利用に関する条例の制定を予定しております。

特別会計。

1、老人保健特別会計について。

平成14年10月の老人保健法の改正により、対象年齢が段階的に5年間かけて70歳から75歳に引き上げることにより、受給者も一時的に減少しておりますが、医療費は依然として高額で推移しております。このことが一般会計及び国民健康保険特別会計に大きな財政負担となっているため、今後においても健康管理などの保健活動や疾病の早期発見など、検診・予防活動に努め、医療費の適正化を図ってまいります。

また、老人保健制度も平成20年度からは、75歳以上が加入する独立型の健康保険「後期高齢者医療制度」への移行も予定されていることから、今後は、制度改正内容の情報収集に努め、住民周知を図ってまいります。

2、国民健康保険特別会計について。

近年の国民健康保険の加入者は、景気低迷に伴う雇用の場の減少による社会保険等からの移行により増加傾向にあります。

本会計も伸び悩む税収と医療費の増加傾向の中

で、厳しい財政状況が続いており、医療費の適正化推進が課題となっているため、今年度から生活習慣病の一次予防を中心に位置付けた、国保ヘルスアップ事業の導入を予定しております。補助採択後の事業推進にあたっては、住民の疾病構造、健康水準、受診実態等を把握して地域の特性に応じた効果的な保健事業の展開を図るため、地元医歯会の連携と協力を得た中で、今後の健康増進及び疾病予防対策を通じて、将来的な医療費増の抑制を図ってまいります。

また、一方では、税負担の公平性を保つため、長期にわたる滞納者に厳しい対応を講じるとともに、納税相談などを行い収納率の向上に努めてまいります。

3、介護保険特別会計について。

本年度は、第3期介護保険事業計画の初年度の年であります。

平成12年に始まった介護保険制度も6年を経て、介護の社会化が一定の定着をみておりますが、昨年の介護保険法改正により制度自体がさらに大きく変わっていく方向にあります。

昨年10月からすでに運用されているものもありますが、今年度も本格的に導入される予防重視型システムへの転換、新たなサービス体系の確立などを進めていくため、町内事業者や医療機関等と相互連携をもって介護サービスの充実を図るとともに、新たな地域ケアシステムを総合的に担う拠点として、地域包括支援センターを設置し、予防効果を最大限に引き出せるシステムの確立に向けて健全な運営に努めてまいります。

水道事業会計について。

町民の日常生活に必要な不可欠な水道水を安全確実に供給するため、施設の更新と適切な維持管理を行うとともに、水道管路の整備を計画的に進めながら経営の健全化に努めてまいります。

また、今年度の建設改良事業は、石綿セメント管の更新及び千軒地区網配橋配水管取替工事のほか、岩部浄水場滅菌室建替工事、消火栓取替工事等を実施してまいります。

各会計の歳入歳出予算額は、一般会計が30億

2,290万8,000円。老人保健特別会計10億1,761万円。国民健康保険特別会計8億1,306万4,000円。介護保険特別会計3億9,679万9,000円。水道事業会計1億8,383万3,000円。計54億3,421万4,000円となります。

以上をもって、町政執行に関する所信を含め、基本方針の説明といたします。

なお、詳細につきましては、今後の審議において明らかにしてまいります。

**議長（溝部幸基）** 次に、教育行政の執行方針の説明を求めます。

金谷教育長。

**教育長（金谷裕）** 平成18年度教育行政執行方針。

平成18年度福島町教育行政執行方針の概要について申し述べ、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

少子高齢化が顕著な中で、教育環境も急激な変化で進行しております。

このため家庭と学校、地域の連携をさらに強めながら、児童生徒を事件事故から守るため、あらゆる機会を通じて、生きる力を培う教育を積極的に推進していく必要があります。

このような認識のもとに、町民憲章の理念と福島町教育目標に基づき「心豊かでたくましい子ども達の育成」と「生涯学習」の推進を図り、教育のあらゆる分野において、人間力向上のための教育改革を推進してまいります。

さらに、学校教育、社会教育、スポーツ・文化活動の振興を図るため、関係機関・団体との連携協力を努めながら、福島町の教育行政を推進してまいります。

学校教育の充実。

学校教育の基本的な役割として、学習指導要領に基づき子供の発達段階に応じた、知育、徳育、体育、食育の調和の取れた教育を行うとともに、生涯学習の理念の実現に寄与し、子供たち一人一人が確かな学力を身に付け、豊かな心、健やかな身体を育むための地域に信頼される学校づくりを

めざしてまいります。

また、子供たちが被害者となる凶悪な犯罪が発生していることから、子供たちを犯罪から守るための地域ぐるみの体制を築き、犯罪・事故防止教育を関係団体・機関と連携を図りながら、進めてまいります。

1、情報教育の推進。

IT時代にふさわしい人材の育成をめざして、コンピューターを活用した学習が各学校で取り入れられ、子供たちの創造性と情報化時代に対応する柔軟性を高めておりますが、さらに、ハード・ソフト両面から計画的、継続的に情報教育の推進に取り組んでまいります。

2、英語教育の推進。

日本語の重要性を認識しつつ、子供たちの国際的感覚を高めるために、引き続き語学指導を行う外国人招致事業（AET）を推進し、これまでの成果を基盤に、小学生から高校生までの英語力向上に努めてまいります。

3、教育関連施設の整備等について。

老朽化が激しい教育関連施設の整備につきましては、福島町総合開発計画及び自立プランとの調整を図りながら、計画的に整備をしてまいります。

また、防災対策の充実に努めるとともに、子供たちが安全で安心できる学習環境の整備を図ってまいります。

4、友好町村の学習交流について。

青森県三厩村（現外ヶ浜町）とは、残念ながら本年度から交流を休止することとしておりますが、長野県木曾福島町、長崎県福島町との児童生徒による学習交流については、両町がすでに市町村合併をしている事情等もあり、今後の交流のあり方について引き続き協議してまいります。

5、奨学資金の活用について。

経済的な理由により、高校、短大、大学等の進学が困難な方に対する町の奨学資金貸付制度の活用を、積極的に推進してまいります。

また、現行の奨学金条例に加え、新たに制定された花田俊勝奨学金基金に基づき、同様の理由で大学等の進学が困難な方に対する月額3万円の貸

し付けを行うことといたします。

さらに、福祉や医療関係の各種学校に進学する方を対象とした小笠原実奨学金基金の活用など、各種貸付制度の活用周知に努めてまいります。

6、北海道中学校相撲選手権大会について。

第27回北海道中学校相撲選手権大会は、7月30日に当町で開催を予定しているところであります。

福島町相撲協会や北海道中学校体育連盟、さらには地元中学校等とも十分に連携を図りながら、円滑な大会運営が図られる体制の整備強化に努めてまいります。

7、学校等の再編について。

町内における園児、児童数の減少に伴い、学級編成が厳しくなる学校等が生じてくることなどを踏まえ、教育委員会といたしましては、幼稚園、小学校の再編は避けて通れない課題との認識をし、福島町自立プラン検討委員会からの報告を尊重した中で、教育委員会議において、吉岡幼稚園、さらには白符小学校における早い時期の統廃合が必要であるとの方針に達しました。

また、生徒数が年々減少していく吉岡中学校についても、継続して検討することとしておりますが、いずれも、各PTAや地域の皆様に充分理解をしていただくための協議の場を設定し、統廃合が必要との方針に至った経緯、さらには実施の時期や将来の対応について協議をしてまいります。

8、高等学校の存続検討委員会について。

道立福島商業高等学校の平成17年度入学生は28人で、1クラスとなったことにより、北海道の公立高等学校適正配置計画策定の考え方や道財政の厳しさも加わって統廃合の比重が高くなり、学校存続が危ぶまれるところであります。

仮に、高等学校がなくなった場合、生徒の他町への下宿等に伴う父兄の負担増のみならず、教職員の転出に伴う町内消費機会が失われるなど、町内唯一の高等教育機関の減が町内経済に与える影響にも大きなものがあります。

このため、福島商業高等学校の存続に向けた検討委員会を本年1月に設置し、北海道に対する存

続要請活動をはじめとして、今後、広く町民の意見を集約しながら存続に向けた方策を確立してまいります。

9、学校給食の充実について。

食育基本法が制定され、食に関する教育の重要性や安全性が再確認される中、学校給食はその大きな役割を担っていることから、子供たちの成長過程における食育の大切さを学習に取り入れ、地産地消を図りながら、安心、安全、安価で栄養豊かな美味しい給食を提供してまいります。

また、老朽化の激しいセンター施設の維持管理については、改修を含め本年度中に一定の方向性を確定したいと考えております。

生涯学習・社会教育の推進。

第4次福島町社会教育中期計画に基づき、町総合開発計画に沿いながら生涯学習の拡充と情報提供、さらには指導者の養成と環境づくりに努めてまいります。

1、生涯学習の推進について。

少子高齢化社会にあって、幼児から高齢者までの各階層における学習ニーズに対応するため、地域の特徴を生かした各種講座、学級などの学習機会の提供に努めてまいります。また、異世代間の交流については、活動組織・活動機会・指導者などの支援体制づくりを、地元関係団体等とも連携を図りながら確立してまいります。

2、社会教育団体への支援について。

各種社会教育団体は、自主的な運営・維持・活動が基本ですが、高齢化などによる組織離れが見受けられることから、団体活動の奨励と組織強化のため、指導体制の強化と助言を図ってまいります。

3、芸術文化の振興及び文化財保護などについて。

各団体と連携した芸術鑑賞や教室の開催、さらには町文化団体連絡協議会を中心とした町民文化祭の開催など、町民が広く芸術文化に触れる機会を提供しながら、その振興を図ってまいります。

また、北海道文化財に指定されている宮歌文書や既存の文化財などを保存活用するとともに、郷

土芸能の継承や保護に努めてまいります。

#### 4、図書室の利用について。

昨年度より始まったブックスタート事業は、乳幼児の健診時に絵本の読み聞かせをしながら本を渡すということで、お母さん方にも好評であり、本年度も、ボランティアグループの協力を得ながら実施をしております。

図書室については、幼児コーナーの充実や閲覧場所の拡大等、利便性をさらに図っております。

昨年度より実施している図書愛読者バス移動事業につきましては、白符・吉岡地区で児童・生徒に直接貸し出しを行って好評を得ておりますので、本年度も継続して実施をしております。

また、道立図書館との連携による相互貸し出しなど、さらなる利用の拡大に努めてまいります。

#### 5、スポーツの振興について。

スポーツ活動の拠点としての総合体育館や町民プール、パークゴルフ場などの体育施設の健全な管理運営に努めるとともに、世代に応じた町民皆スポーツの推進、より広域的な各種大会の実施により、さらなるスポーツの振興・強化を図っております。

以上、平成18年度福島町教育行政執行方針といたします。

**議長（溝部幸基）** 以上で、平成18年度町教育行政執行方針及び教育行政の執行方針の説明を終わります。

## 一 般 質 問

**議長（溝部幸基）** 日程第6 一般質問を行います。

一般質問は、4名の議員から提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

3番滝川明子議員。

**3番（滝川明子）** 今回、私は2項目の質問を提出いたしました。1項目目は、税制改正による影響についてでございます。

平成17年度に引き続き、さらに18年度も税制改正が実施されようとしています。

その内容は、1、65歳以上の高齢者（所得金額が125万円以下）に係る非課税措置の段階的廃止。2、配偶者特別控除の廃止。3、定額減税の縮減などがあります。この控除廃止や見直しにより、国保税や介護保険料などに影響が出ると思われれます。

1、これらのことを、広報等で町民にわかりやすく説明することが大事でないかと考えますが、いかがですか。

2、改正による国保税や介護保険料などの町の財政面及び町民の負担額の状況をお知らせください。

3、改正による町民の自己負担増に対する、町としての補てん施策をどのようにお考えですか、伺いたいします。

**議長（溝部幸基）** 村田町長。

**町長（村田駿）** 3番滝川明子議員のご質問にお答えいたします。

議員からのご質問にもありますとおり、昨年の地方税法の一部改正する法律により、65歳以上の高齢者控除50万円の廃止。控除対象配偶者にあたる場合の特別控除の改正及び特別減税の限度額と率の引き下げなどが、平成18年度より実施されることとなっております。

ただし、国保税及び介護保険料においては、町民負担が増加することから、法律の改正に基づく緩和措置としての条例改正を予定しているところでございます。

そこで、議員ご質問の1点目の、町民への周知でございますが、今後、町税条例等の一部改正後において、税務広報などを通して周知する予定でございます。

2点目の、改正に伴う町民の負担関係でございますが、まず、国保税の町民負担においては、公的年金収入が173万円以上の場合には、平成18年度が9,100円の増、平成19年度が16,900円の増、平成20年度で26,000円の負担増となります。

介護保険料では、非課税の方は1・2段階ですが、均等割課税になる方につきましては3から4

段階への移行となり、それに伴って負担増となります。なお、全体的な負担額につきましては、町民税、国保税及び介護保険料とも、現在、18年度町道民税の申告中であることから、正確な金額等は把握できておりません。

また、町の財政面におきましては、町民税で均等割世帯の増を見込んでいるほか、国保税及び介護保険料は、現状においては該当者が何名いるのかの把握はできませんが、多少の収入増を予定しております。

3点目の、町民の負担増に対する町の補てん施策についてのお尋ねでございますが、町民負担の緩和措置策としては、国の方針に基づき条例の一部改正を行ったうえで対処していくこととしていくところでございます。

**議長（溝部幸基）** 3番滝川明子議員。

**3番（滝川明子）** 再質問いたします。

周知につきましては、わかりやすい書き方でお願いしたいと思いますが、税制改正による影響が全体的に、正確な金額でなくとも、お知らせいただきたいのでございます。国民健康保険や、介護保険料のほか、保育料、公営住宅家賃など、もろもろに影響が及ぶのではないのでしょうか。大変心配でございます。

そして、補てん施策も、国の方針による緩和措置は当然のことといたしまして、町独自の対策はお考えになりませんか。国の制度改正ですので、自治体レベルでは難しいと思いますが、いかがでしょうか。

**町長（村田駿）** 村田町長。

**町長（村田駿）** 町民に対する周知については、当初、町の広報誌等での周知ということでも相談しましたが、その文面が非常に多いということで実は税務広報で周知したいと。そういうことで、現課のほうとの事前の協議の中では、そのようなことでありました。

ですから今、きたものをただ印刷するとかではなく、要点については抜粋するなり字を大きくするなり、いろんなそういう形の中で、町の人がかかりやすい方法で周知はぜひしていきたいと思

っておりますので、ご理解のほど、お願い申し上げます。

それと、あとさきになりますけれども、町独自の緩和措置でございます。財政が裕福であれば本当はやりたいです、私としては。ただ、やはり前も議員のほうから今の灯油の高騰についての、いろんなそういうご質問もありました。そのときにも申し上げましたけれども、灯油はまだ、いまだもって下がらないで高騰しております。ですから、あの12月の段階で私は、今後ともそういうことが続くようであれば、それは検討していかねばならないというご答弁申し上げていると思

います。ですから、確かに今回の税の問題も、町の方々にとってはいろんな面で影響あることなわけですけれども、やはり町独自のそういうような緩和措置については今この場で、私はやはり国のそういうような基準に基づいたもとの条例改正をまずしなければならぬと。それとご承知のとおり、その前段でもっとこれから検討しなければならぬことも、先ほど触れた件でございます。

あわせて、ご承知のとおり、18年度が福島町の自立プランのスタートの年でもありますし、できれば私も、そういう状況を踏まえた中でこれらの改正についても検討はしなければならぬと思っておりますけれども、当面は先ほど申し上げましたとおり、国のそういうような法の改正に基づいた中で緩和措置で対応していきたいという考え方でございます。

それから、2点目の具体的ないろいろな内容、それらについて今、保育料まで含んでご質問あったわけですが、その辺の全部、先ほど申し上げましたとおり、今現在、申告中でございます。ですから詳しいことはなかなかご答弁できないかと思っておりますけれども、わかる範囲の中で数字的なこと等については税務担当のほうからご答弁申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願

**町長（村田駿）** 新山税務グループ参事。

**税務グループ参事（新山佳隆）** 平成17年

度の地方税法の改正に伴って、老年者控除の廃止 50万円。これが17年度課税状況を見ると、当町の場合108人が該当しております。

それから、控除対象配偶者にあたる場合の特別控除の改正。これがだいたい、共稼ぎ夫婦が350人くらいかと想定しています。

それから、公的年金収入の控除の改正140万円から120万円になった関係では、これも該当者は108人程度と見込んでおります。

それから、特別減税の改正で限度額が4万円から2万円、率が15パーセントから7.5パーセントになった関係で、昨年度は町内で1,526人が該当しております。

それから、17年度課税状況による65歳以上の公的年金の収入ですが、120万円から140万円以下の該当者がだいたい52名くらい。それから140万円から500万円以下の該当者が56名。

それから、17年度で町税条例の一部改正を行っているのですが、非課税措置から均等割になる緩和措置ですけれども、18年度は3分の2減額しまして、均等割3,000円課すわけなのですけれども、これを18年度は1,000円、19年度は2,000円、20年度からは3,000円ということになっています。ちなみに、今年の申告でいきますと、夫婦2人で192万8,000円の年金収入であれば非課税措置ということになると。

それから、18年度の地方税法の一部改正では、町民税の均等割の加算額の改正。これが行われようとしています。これも、現行18万円の加算を16万8,000円。1万2,000円の減。

それから、公的年金収入の控除改正に伴う国保税の緩和措置。これも、18年度税制改正で現在審議中でございますけれども、140万円から120万円に20万円減った分に対して、18年度は13万円の控除、19年度は7万円の控除、20年度からは控除なしと。このような段階的な措置を踏もうとしています。年金収入が166万円までは国保税の所得割は課せられないと。

それともう一つ、介護納付金の1万円アップが今回予定されてございます。税関係は以上でございます。

全体額の把握については、現在確定申告中なので、それらを見なければ、納税通知書を発布するまでにはわかりますけれど、それまでちょっと掴めませんので、ご了承願います。

**議長（溝部幸基）** 3番滝川明子議員。

**3番（滝川明子）** 町長が、町民の経済的負担や経済に及ぼす影響等を憂慮しながら、お気持ち、施策等にもお話いただいたと思います。

多少の収入増というのは必ずや出てまいりますので、大変な状況の中であっても、例えば高齢者の所得の低い方等に福祉灯油等、ご検討、前向きにさせていただければなというふうに思います。

それと、共働きの若い世代、子育て中の若い世代に影響が出てくるのではないかと思いますので、保護及び準用保護児童・生徒の、いわゆる就学・就園援助の周知が大事だと考えますけれども、これまでより取り組み方を強めていただくといったことはいかがでしょうか。

**議長（溝部幸基）** 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後 1時10分）

**議長（溝部幸基）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

村田町長。

**町長（村田駿）** 先ほど、3番議員さんからのご質問、何点かございました。そういう中で、まず保育料等の絡み、そしてまた住宅料等の絡み、あるいはまた準用保護等、就学援助の関係でのご質問ございました。これらについては、個々に担当課長並びに参事のほうからご説明させたいと思いますので、よろしく申し上げます。

**議長（溝部幸基）** 花田修一福祉グループ参事。

**福祉グループ参事（花田修一）** それでは、今町長言いました、保育料のほうの税制改正に関

する影響を申し上げます。

税制改正の中身、年金関係と、それから定率減税の改正でございます。

それで、保育所のほうの保護者の方につきましては、まず、年金いただいている方について、今のところはありません。今後もないと思います。それで、税制改正の年金の関係では影響はないかと思えます。

それで、税制改正のほうでは、現在4万円が2万円下がると。逆に言うと、2万円の所得税が多くなるわけでございます。その関係でランクが一つ上がる方も考えられます。

**議長（溝部幸基）** 花田典明建設課長。

**建設課長（花田典明）** 町営住宅の関係でございますけど、入居されている方で、65歳以上で公的年金受給者の該当者は3名ほどでございます。以上でございます。

**議長（溝部幸基）** 花田忍教育次長。

**教育次長（花田忍）** 学校の就学援助費の関係でございますが、先生、前にもご質問されてまして、流れとしてはおわかりだと思うのですが、もうすでに1月中に各学校の校長先生を通しまして、全家庭に配付をしてございます。

それで、今月中にあがってくるわけなのですが、現状的に申しますと、これから所得だとか書類審査をしまして確定していくことになると思えますが、申請件数は去年に比べたら多いのかなというふうに捉えています。もう少し、今月いっぱい時間かかると思えますが、そういう状況でございます。

**議長（溝部幸基）** よろしいですか。

3番滝川明子議員。

**3番（滝川明子）** 2項目の質問をいたします。

市町村合併の現局面についてでございます。

合併新法による今後の合併の枠組みや組み合わせを考える、道の合併指針（クラスター分析）が出され、4月ごろから各市町村への意向調査が行なわれ、7月には道の最終合併推進構想が策定されようとしております。

執行方針で触れられておりますので、次のことをお伺いいたします。

1、道案の人口3万人以上との合併基準は厳し過ぎませんか。

2、役場距離80分との道案、合併基準も遠すぎませんか。

3、昨年暮れの町村のあり方グランドデザインでは、北海道町村会、首長の多く、62パーセントは広域連携を指向しておりますが、福島町長はいかがお考えでしょうか。以上でございます。

**議長（溝部幸基）** 村田町長。

**町長（村田駿）** お答えいたします。

ご質問の市町村合併問題に関しましては、現在、北海道市町村合併推進審議会で審議が進められており、先般、合併の組み合わせのたたき台となるクラスター分析結果が示されたところでございます。

これに関するご質問として、1点目の人口3万人以上及び2点目の役場距離80分の合併基準につきましては、必ずしもその数値にこだわるものではなく、あくまでも目安として示されたものであり、自治体間において合併が選択された場合の組み合わせによっては、その数値が異なる場合も当然あるものと理解しているところでございます。

3点目のご質問であります町村のあり方のグランドデザインにつきましては、北海道町村会において町村の意向と地域事情を加味したうえで集約し、北海道における市町村合併推進構想策定にあたって検討いただくべく、昨年末に北海道町村会より北海道知事に提出したところでございます。

集約は、広域連携指向、合併指向、単独指向の3形態での集約となりましたが、ご質問にありますように、全道的には広域連携指向が全市町村の62パーセントとなったところでもございます。

松前町との合併協議が整わず、自立プランを策定し単独の道を選択した当町にあって、私も、当面は広域的な連携を求めるものでございますが、将来的な行財政の運営を考えた場合、クラスター分析に基づく2町協議にとどまらず、大規模な合併を視野に入れた検討も必要になってくるものと

考えております。

**議長（溝部幸基）** 3番滝川明子議員。

**3番（滝川明子）** 道が示した合併組み合わせ基準の中核をなす、人口3万人以上、役場距離80分について、基準は目安であり、許容範囲もあろうとお答えですが、基準自体が厳しすぎませんかとお伺いしましたので、私が考えます厳しさを5点述べまして、再度、町長のお考えをお伺いいたします。

1、新法下で1万人を目安にしているのと比べても厳しすぎます。整合性がありません。

2、3万人以上なら福祉、教育など、行政サービスも向上するというのは、根拠がありません。むしろ、小さいからこそ住民と自治が輝く町づくりができるのではないのでしょうか。

3、道案は、3万人以下の小さい市町村を認めないとするもので、現憲法の地方自治の根本精神を踏みにじるものではないのでしょうか。

4、役場距離80分も遠すぎます。マイカーで、時速45キロで80分で到着すればいいとする道案は、マイカーを持たない住民は、自治から除外されてよいという主権者無視ではないのでしょうか。

5、住民に密着したサービスは、人のつながりや温かみが保持できる距離で提供されるのではないのでしょうか。そして私は、町村のあり方のブランドデザインに大いに共鳴いたしましたので、町長の、当面は広域的な連携を求めるとのお考えに共鳴いたしますが、合併についての検討も必要とのことは、現局面でのお考えですか。

**議長（溝部幸基）** 村田町長。

**町長（村田駿）** 大きく分けて5点にわたっての再質問でございますけど、まず旧法では、1万人以下と。1万人を目安ということでのことでございました。それが今、3万人を目安ということになりましたのは、やはり私からあらためて申し上げるまでもなく、今回のクラスター分析においては、道内市町村の人口と住民一人あたりの歳出をみたとき、人口規模が大きくなるにつけ一人あたりの歳出が減少し、概ね人口3万人程度から一定となると。そういうような形の中での、これ

は平成15年度の決算統計から北海道が割り出したようですが、そういうようなことでの3万人規模という一つの目安かと思っております。

また、80分のこの目安というのは、人事院の規則にあるのですけれども、通勤困難の基準として通勤距離60キロメートル以上であるとされてございます。旧法下での合併市町村における関係市町村の最大役場間の時間距離でございますけれども、いちばん少ないのは北斗市。上磯と大野間の11分でございます。平均39分と聞いております。最大は石狩市で、石狩市と浜益村及び日高町の日高町と紋別町の77分となっているようでございます。通勤可能な時間範囲の上限との整合性から80分が許容された時間距離の範囲として示されたものと私は思っております。

そういう中で、今、議員80分を一つの境として、それ以上離れた、例えばそんなに遠くなったときにおいては、小さい自治体は主権者が無視されたようなことになるのではないかと、そういう発言もございました。

それで私は、今すぐ合併が云々という、そういうような、先ほど申し上げましたとおり、考え方ではなく、それでなくても福島町は、いちばん近い松前町との法定協議会を立ち上げて、合併した段階で、やはりこういうクラスター分析だとか、こういうもの全く関係なく合併法定協議会立ち上げました。それが、やはり協議が整わなかったと。そういう事例があるわけです。それで、なんとか当面は自主自立の町を進めたいという形の中で、町民の皆さん方にご迷惑をかけますが、あるいはまた職員もさまざまな知恵を出し合って、給与等の削減もしながら当面は自主自立の道を選びたいと。そういうことでの自立プランの策定を進めたわけです。

それで、執行方針の中にもありましたとおり、また最初のご答弁でも申し上げましたとおり、私は、やはり基本的には当面は広域的な中でもの進めなければならないのかなと。そういう一方、合併、あるいは連携・連合は別にして、昨年から4町で協議していることは、例えば火葬場の関係

だとか、給食センターの関係だとか、あるいは国保会計、あるいはまた教育委員会の関係。合併協議は別として、そういうようなことが、事務の広域化、簡素化が4町でできないだろうか。そしてまた、その中で2町でできるものはないだろうか。そういうようなことで今、対応しているわけでございます。

ですから、今回は道が示されたこういうようなクラスター分析なり、そういうことでございますが、私はやはり、それはそれとして、道なりの指導が雪解けとともに始まると思いますが、そのときにおいては、やはり充分耳は貸さなければならぬし、思いはそれなりに対応はしなければならぬと思いますが、冒頭申し上げましたとおり、当面は、今そういう形の中で自立の道は選択したわけですから、そういう方向の中で福島町はやっていかなければならないなど。

あわせて、私は基本的に人口の規模だとか距離だとかというのを、あまり私自身は個人的には執着してございません。やはり今の福島町、6,000人切ったこの人口規模の中で、先ほど執行方針の中でも話しましたとおり、4分の1が高齢者世帯、31パーセントが高齢化率と。そういう中で、やはり私は福島町として、福祉なり、また産業振興なり、町の人が納得した行政を、そういう体制を取っておくことが、合併は別にして非常に大事なことであるだろうし、どこも合併協議するようなことがあったとしても、福島町の自治組織が毅然としたものであればいいのではないのかなと。そういう考え方でこれからの合併等については、やはりそういうテーブルにつく機会があれば、そういう形の中でただやっていかなければならないなど。

ただ、いちばん懸念するのは、やはりうちの町も、あらためて申し上げるまでもなく過疎でございます。そういう過疎の市町村どうしが合併して、例えば将来的に財政の効率化や基盤強化が図られるのかなと、そういう懸念も一方ではしておりますし、それがおのずから、そういう状況の中で町づくりや行財政の効率化ということも、基盤強化

が図れるのかなとか、そういう心配もあるわけですが、ただいづれにしても、そういう合併、クラスター分析に基づいたことは、間もなくそれは支庁、道のほうから下がってきますが、今ご答弁申し上げましたような姿勢の中で、これらの問題については福島町長として対応していきたいなど。そういう考え方でございます。

**議長（溝部幸基）** 3番滝川明子議員。

**3番（滝川明子）** 町長、私は、条件が整った必然性のある合併なら進めるべきと考えているのです。必然性は、地域に住民の一体感があるとか、包み隠しのない情報公開、あるいは地域政策、町づくりの共通の認識を持つ。そして、これらを熟成させる十分な協議時間といった条件が整っていればよろしいのですが、これが整っていないために合併が進展しなかったと考えております。

現局面では、すでに合併した自治体。今現在、自立を選択している自治体。どちらがその地域の自治にとってプラスの効果をもたらすかということは今少し、5年から10年ででしょうか。観察する期間を置くべきだと思います。

これから後に合併問題の一般質問も他議員からございますので、あえてこんなお話をいたしました。こういったことをやらないで必然性のない合併を進めるということになれば、もたらす禍根というものは非常に大きいものではないかと心配しております。

いかがでしょうか。最後の質問にいたします。

**議長（溝部幸基）** 村田町長。

**町長（村田駿）** 合併ということを考えますと、約6,000人弱の福島の町が、どういう形で残るかということになるわけです。

ですからまた、うちが、私自身が、例えば近辺に非常に財政的に魅力のある、そしてまた福島町の考え方を充分掌握してくれる、例えばそういう、うちから見て町があったとしても、うちがそういう希望をしても、相手が今度、そういうような気持ちになるのか。やはりそういうことだと思うのですよ。

ですから、私はやはり、ただそういう状況の中

で、やはり検討しなければならないのは、まずこの西部地区の4町、そして函館圏域まで入れたものの中で将来的には考えなければならないのかなど。財政面だとかいろんなことを考えると。そのときに、そことどうのこうのということだけでなく、先ほど申し上げましたとおり、合併は、当面私自身は広域連携ではいきますよというお話ししているわけですから、そういう中で事務の簡素化なり、繰り返しますけれども、そういう事業が、共同で例えば施設が利用できることだとか、いろんなそういうことをやることによって、隣町、近隣町村等とお互いには合併しなくてもまた、生き残れる方法がないものかなど、そういう考え方です。

ただ、一番懸念しているのは、先般も松前町で4町の議員さんの研修会ございました。道の講師の方が、やはり4町の起債比率のことでも触れていました。私どもは、やはり福島町の財政一つを見たときにおいては、来年度以降は大変だなと。あと交付税は、どのような見直しになるのかなど。そういう心配はしてございます。現状のままでは、やはり福島町も非常に財政的にはかなり厳しくなっていくなと。そのために今自立プランをやっている中で、いかにしてあと産業振興なり、それから町の人には我慢してもいながら、一方では支援するものをしながら、やはりそういうような福島町として毅然とした姿勢の中でやっていかなければならないのではないのかなど。

ですから、執行方針でも触れていましたとおり、合併等そういうようなことが示されたときにおいては、従来と違って、やはり町の人にそういう情報提供しながら、ですから議会の皆さんともども、私も町民の代表でございますし、議員の皆さん方も町民の代表でございます。ですから、いろんな形の中で協調性持ってとり進めていきたいという、そういうような執行方針述べたつもりでございますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

**議長（溝部幸基）** よろしいですか。

次に、6番平沼昌平議員。

**6番（平沼昌平）** 福島商業高等学校の存続

と当町の対応について、町長と教育長にお尋ねいたします。

平成11年11月に道内公立高校統廃合の具体的な基準を初めて盛り込んだ有識者検討会議による中間報告をもとに、道教委が道内18か所で「意見を聴く会」を行いました。それから7年目を迎え、このたび道教委の高校教育指針の素案が初めて打ち出されました。渡島管内では7校で、全体の4割ほどの高校が再編されることになると、2月23日付けの北海道新聞、24日付けの函館新聞に報じられました。

福島商業高校も再編対象になっている状況の中で、当町としては、福島商業高校存続に向けた検討委員会を立ち上げ存続要請活動をしておりますが、その状況と今後の計画についてお伺いします。

さらに、同校の商業科ならではのめずらしい教育活動である町民対象の人材派遣会社立ち上げや、見学旅行先での販売実習事業などの導入は、生徒の就業意欲向上に一定の成果をあげるとともに、地域物産の知名度を上げる一助になっていると感じます。

これらのことを踏まえ、同校存続が無理になったときに、行政として地域色を生かし、さらに就業意欲を高める職業科を望む子供たちの学習の場をどのような体制で確立するのか、お伺いいたします。

**議長（溝部幸基）** 村田町長。

**町長（村田駿）** 6番平沼昌平議員のご質問にお答えいたします。

福島商業高等学校の存続に関するご質問でございますが、近年におけるの入学者の減によって、平成17年度より一問口となったことを受け、当福島商業高等学校も統廃合の対象となる可能性が生じたことから、町内各学校PTAや高校同窓会、さらには町内有識者等の構成による福島商業高等学校存続検討委員会を本年1月に設置し、去る2月15日に第2回目の会議を開催しております。

会議においては、北海道に対する存続要請活動をはじめとして、今後、広く町民に状況を周知しながら署名活動を行うなど、高校の存続に向けた

取り組みを進めていくことを確認いたしているところでございます。

議員お考えのように、当商業高等学校が商業課程ならではの人材派遣や販売実習などの特色ある実践活動を行っていることに対し、私も大きく評価をしているところですが、存続が無理になった場合には、行政として生徒の学習の場をどのような体制で確立するかというご質問につきましては、そのような状況に至った場合には、進学を希望する生徒において、他市町の高校への通学、あるいは下宿などという対応を余儀なくされるところから、父兄の負担増を考慮した場合、高校奨学資金貸付制度などの充実を図るなどの対応検討も必要になってくるものと考えております。

しかし、福島商業高等学校の存廃は、生徒・父兄のみならず、町内経済に与える影響も大きいものであるところから、まずは存続に向けた活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

**議長（溝部幸基）** 金谷教育長。

**教育長（金谷裕）** 6番平沼昌平議員のご質問にお答え申し上げます。

質問事項は、福島商業高校の存続と当町の対応についてであります。基本的な考え方につきましては町長からお答え申し上げます。教育委員会としての考え方を申し述べます。

北海道教育委員会におきましては、平成12年に19年までの公立高等学校の基本指針と見通しを策定し、一問口一学級の学校については統廃合の対象とし、定員の半数に満たない状態が2年連続した場合には募集停止になるとしております。

また、平成20年度以降の高校教育に関する指針を19年度中に策定することとしており、このたび、その試案がまとまりましたが、その試案においては、一学年3学級以下については原則再編の統廃合の対象とされているところから、福島商業高校も該当することとなり、存続が危ぶまれることとなります。

そのため、教育委員会といたしましても、町長が先に答弁をしておりますが、今後の新しい20

年以降の公立高等学校適正配置計画の中で、キャンパス校などを包含した存続の可能性を高めるためにも、存続に向けた各種運動を積極的に展開することが必要と考えております。

しかし、ご質問にもあります、存続の道が絶たれた場合には、生徒は他の市町への通学をしなければならぬこととなり、父兄の負担増が生じてまいります。残念ながら、そうした状況の場合には、教育委員会といたしましても、町長とも協議のうえ、父兄の負担を軽減するための奨学資金貸付制度の促進・充実などの支援策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

**議長（溝部幸基）** 6番平沼昌平議員。

**6番（平沼昌平）** 再質問をさせていただきます。

本年1月に、福島商業高等学校存続検討委員会を立ち上げております。この立ち上げの時期、また存続に対しての危機意識を、まず、いつごろ持たれたかという点についてでありますけれども、平成11年の11月に道内公立高等学校統廃合の具体的基準を初めて盛り込んだ有識者検討会が、中間報告をもとに道教委に答申しております。その道教委が、道内18か所で巡回の説明会を開いているということはもう、1回目の質問で述べてあるとおりだと思います。これは意見を聞く会として、次の月の平成11月12月13日から説明会は始まっております。

少子化と過疎を背景に、報告の主旨は、道内市町村の半数近くの統廃合検討対象であるといわれましたものについてでございますけれども、おおまかにその中で統廃合の基準は、同一市町に複数校があり適正規模を下回る学校があると。ここで、素案で言っている適性規模というのは、一学年4学級から8学級以下のものを適正を下回るとしておるのですね。それから、一つの通学圏の中に適正規模を下回る学校があると。3点目として、自治体に1校だけでも近隣への通学が可能で、かつ適正規模を下回る場合とした、3点に素案がまとめられたもので、説明会、また意見を聞く会が進められていったと思うのです。

この段階で、福島商業高校が平成11年暮れから12年にかけて、どの位置にいたかということなのです。私は、本年1月に立ち上げた検討会は、この意見を聞く会が出されてから、もう12年の1月に道東のほうでは、少子化による統合という道教委の総論はわかるのですけれども、地域から高校はなくせないといった道東のほうの自治体が、すでにもう検討委員会を立ち上げているという現状を考えたときに、やはり福島町として、また教育委員会として、少しこの时期的な対応が遅かったのではないのかなという気がするのです。

その点に関して、町長、教育長それぞれ見解の違いがあると思うので、その点を1点目としてお聞きしたいなと思います。

それから、町長に対して2点目なのですが、会議では、北海道に対して存続要請活動や町民に対しての署名活動を行い、高校存続に向けた取り組みを進めていくと1回目のご答弁をいただきました。ともに会議にされて、またその会議の会長として、存続するためには少子化の中、入学者数の確保も必要になってくると思います。そのためには、魅力のある学校教育をどのようにアピールするか。これから福島商業高校と行政と、どのような連携を取るのかについてお聞きしたいなと思います。

また、地元高校に入学するということは、地元に残って就業する魅力を確保すべきものだと思ってしまうのです。地元経済も低迷しておりますけれども、地元の高校を卒業した子は、なるべく地元に残ってもらおうと。こういう受け皿対策も今後は必要ではないのかなと思うのです。

行政として、これからどうこの問題にサポートしていくかという点について、入り口と出口をサポートするかという点ですけれども、それについてお聞きしたいなと思います。

教育長には、答弁の中でキャンパス校も含まれた手法も述べられております。今、教育長の考えているキャンパス校、あるいは分校も含めて、どのようなものに想定しているのか。その中で、キャンパス校にした場合、核となる高校、どこを考

えているのか。そして、そのキャンパス校整備をするということになれば、そのインフラ整備はどうしていくのか。つまり、道教委並びにその中心となる高校と、どのようなものを考えていくのか。これはまだ決まったわけではないですから、現時点での教育長の素案といいたまいますか、お考えを、キャンパス校を持っている感覚でご答弁いただいても結構です。これを2回目の質問といたします。

**議長（溝部幸基）** 村田町長。

**町長（村田駿）** 福島商業高等学校の存続検討委員会の立ち上げ、今までの北海道における高等学校に対する見直しの指針等からいくと、遅いのではないのかと。そういうご指摘も受けました。私自身も、若干立ち上げが遅かったのかと。反面、やはり適正配置計画ということにも私も積極的に参加をして、道教委の説明等も受ける機会も2度、3度ございました。

そういう中で、福島商業高等学校に対しての考え方としては、たぶん普通科であればもっと早くにそういうような統廃合の対象になっているのではないのかなと考えます。たまたま福島商業高等学校は職業科という位置付けの中で、そしてまた適正配置計画の説明の中で通学困難校というようなお話も何度かされた経緯がございました。ですから、職業科という形の中で、この近辺では函館市に職業科の学校が1校ございます。あと長万部、あるいは八雲のほうに一問口ずつあるようでございますけれども、職業課程に進みたい町内の子供、あるいは近隣の子供方が、やはり函館であれば通学困難校的な位置付けになるのかなと。そうすると、道の適正配置計画とは全く別問題としての中での存続について、私は道のほうに要請していかなければならないのではないかなというような考え方で今回検討委員会の立ち上げもし、そしてまた、私とその代表という形の中での位置付けでの2回の検討委員会が終わっているわけでございます。

何度もお話ししますが、私はやはり福島町における子供方、その前段でそういう危険性があったものですから、16年度、17年度と、福島商業高校になんとか、少ない奨学金制度ですけれ

ども入学時にその入学生に対して町からの3万円のそういう支給をしながら、なんとか町内の人方を中心に、現実的に残ってくればなど。それが本音で今までできていたわけですが、今年度も町内に2つの中学校ありますけれども、1校のほうからは福島商業高校に入学者がゼロと。

そういうような報告も受けてございますが、やはり私どもは、行政の責任者として町の経済的なことも含んで、それ以上に子供の進学することを考えて、自宅から通えるそういう体制を取りたいというのが主なのですが、反面、行政の立場からいくと非常に、先ほど言いましたとおり、町の税収なり、あるいはまた地方交付税なり、あるいは消費の面でも、高等学校があるかないかによって、かなり大きなウエートがあるわけでございまして、危機感を持って今回は検討委員会を立ち上げたわけです。

ですから、高等学校においても独自性、それから、そういうことを出したいために今高校でも危機感を持ってカリキュラムの変更・見直し等をしているようでございますので、私どもにすると、そういう形の中でやはり高校は高校として魅力のある学校づくりをしていただきたいし、私どもは、また行政の立場の中でそういうようなことを広く町内の父兄、あるいは近隣の父兄に、福島商業高等学校が職業課程の中での魅力ある、そういうことをこれからは学校側と充分連携取った中でアピールしていかなければならないことではないのかなと。そういう考え方でございます。

あと、私のほうでは、従来、商業高校の卒業生について平成15年等には、就職先が見つからないという形の中で、役場に一年間、臨職として高校卒業生を2人入れて、そしてこれから社会に出るための、そういうような準備もしてくださいということも言い聞かせながら、そういう体制も取った経緯がございまして、財政が許すのであれば、町のそういうような形の中で、積極的に高校の卒業生については1人でも2人でも、正職とまではいなくても臨職の中で対応できるようなことはこれからも私は検討していかなければならないし、

出来る限りそうしたいなど。

これが現時点での私の考え方でございますが、やはり町内で就職される子供が何人かでもいると、非常にやはり高校の位置付けというのは変わってくるのかなと。そういうような考えもしてございますが、いずれにしても今の28名、そして今年度、先般、入学試験終わりましたが、町内でも全く希望する中学校がなかったと。これは、私は子供だけでなく受験生の保護者においても、そういうような高校の魅力あるカリキュラムだとか、そういう内容について理解していない人方も中学卒業生の保護者の中にはいるのではないのかなと。そういうような考え方もあるわけでございまして、先ほど申し上げましたとおり、高校ではかなり、魅力ある学校づくりということで今一生懸命校舎内で先生方が取りまとめた経緯もございまして、これらについては、私は両方の中学校、あるいはまた近隣の中学校等に、福島商業高校こういう学校ですということは、もちろん高校はやるでしょうけれども、町としても側面からそういうことについては支援し、協力していければなど。そういう考え方でおります。

**議長（溝部幸基）** 金谷教育長。

**教育長（金谷裕）** 高等学校の存続検討委員会、立ち上げ遅いのではというお話いただきました。私がいちばん先に思ったのは、平成17年に28人の入学者ということで一問口になりました。それとあわせて、高等学校の適正配置計画の現地の説明会等に2度ほど伺って、そしていろいろ話を聞くうちにかなり危機感を覚えまして、町長も1回目の春のときにはいっていただいたのですが、そのときも町長とも一緒に話しまして、これは、そのままいけばという思いがありまして、実はその17年のうちに立ち上げたかったのですが、17年度中なのですが18年の1月に立ち上げた。私自身もちょっと遅かったかなという思いはしておるところでございます。

それと、魅力ある学校づくりということでのお話でございまして、高等学校そのものが検討委員会なるものを、今現在もございまして。夏ごろから

立ち上げていただいて、いろんな、町民にアンケート取ったり、どんな形でいくと入学者多くなってもらえるか等々いろんな、高等学校そのものでやっていただいていますので、その成果もこれから、先生方もあわせまして、いろいろ出てくるのではという思いは今しているところでございます。

それと、地元に残ってもらう受け皿づくりというお話でございます。なかなか現実的には大きな問題でございまして、簡単に右から左という形で答えは出ないとは思いますが、町長と一生懸命相談してまいりたいと、このように思っているところでございます。

それと、キャンパス校の話出ました。2月の末に新聞に大きく高校の教育指針という形で出ました。道教委の素案ということで大きく出ています。その中で8校が道南、それぞれ危ないという形で大きく見出しが出ておまして、その中にもキャンパス校として、職業高等学校としましては、キャンパス校という意味合いもありますよということが出ていました。前からもちろっとそういう話が出ていたので、道教委に何回か聞いたのですが、まだ確たる、100パーセントこういう形でいきますよということはないのですが、先ほど町長もお話しておりましたとおり、函館商業高校を核として、まずセンター校として、今の道教委の考え方は、函館商業高校をセンター校として、その分校という形になりますか。そういうことで生きる道はあるかなという思いをしております。

ただ、今話しましたとおり、100パーセント固まっております。これが夏、あるいは秋口までには、なんとか道としても固めたいという思いでいるようでございます。ただ、なかなか難しく、先生方のことや学校のいろんな維持のことやらで、100パーセントまだ決まっていないということなのですが、そういうことで生きていければ、私どもはともかくいいのかなと。

いずれにしても、単純になくならないで、いくばくでも運動して、少しでも延ばしていくとか、いろんなことをやっていきたいなという思いをしているところでございます。以上でございます。

**議長（溝部幸基）** 6番平沼昌平議員。

**6番（平沼昌平）** 3回目の質問になります。

全体的に18年とか17年とかという、私、先ほど2回目の質問では次元の話ではなくて、平成12年、13年のときの危機感ということです。それをどう捉えたかということでありまして、今お聞きしたように、それぞれ問題意識というものも違ってきますし、捉え方もまた違っていたように私は感じました。その中で検討委員会立ち上げて、これからその検討委員会の中で充分話し合われて進めていくことと思います。

今、福島商業高校、私もこの質問するにあたって若干調べさせていただきましたが、ものすごいことをやっている学校だなとつくづく感じました。というのは、議員の勉強会等で、人材派遣並びに、通常の学校であれば修学旅行でわいわいと楽しい思い出を作るはずの旅行にあたって、地場産の物を販売して実習をしてくるということは、道内でも、ほとんどの学校ではそういうことはやっていないのかなという気がいたします。

それから、なんといいましても、インターネット等で調べてみますと、ここにキャリアガイダンスという雑誌が600円で売っておるのですけれども、これは全国誌になるのですけれども、教育の。その中で、キャリア教育を立ち上げて、実際に立ち上げている学校ということで、いちばん先になんと、開いてみますと福島商業高校がどんと載っているわけなのですね。これは、載っている学校は、北海道福島商業高校、それから東京実践女子学園中・高、それから神奈川県神奈川総合産業高校、徳島県の阿南工業高校、高知県の高校とか7校が代表的にあげられているのですけれども、こういうことを見るとやはり、先ほど町長もおっしゃっておりましたけれども、学校自体で取り組んでいるカリキュラムというのですか、そういう授業は、すごい斬新的な、しかも先進的な、他校を率先して引っ張っていくことをやっているのだなと、つくづく感じました。

その魅力を、どう町内、また町外の職業意識を持ちたい、また勤労意欲を養いたいという子供た

ちに伝えていくかということが、これからの福島商業高等学校の使命でもあるし、それをサポートする行政のサポート体制でもあると思うのです。

その中で、先に質問、後ろ前になってしましますけれども、教育長、先ほど函館商業高校という名前も出しました。これは定かではないですよ、今現時点では。そのためには、やはり距離感というものも縮める必要もあるでしょうし、今からでもそういう素案づくりみたいなものは、これから考えていかなければならないのではないかなと思うのです。やはり、なんとんでもこれから事業に使われていくのは、インフラ整備していかなければならないのはIT関連のものになりますでしょうし、そういう基盤整備自体を道のほうになり道教委なりに、ある程度、今の時期からでも、もしそういう函館圏のものを中心校とするならば、そういう考え方も町長ともども、これは考えていかなければならないのではないかなと思うのです。

基本とするべきは、やはり残念なことながら、入り口と出口を行政としても町内の業者としても、充分サポート体制が作れない。何年か前が江差の商店街の人たちは、高校を卒業する子供たちのためにある程度優遇措置というか、行政と地域の民間業者が一体となって、とにかく地元に残ってもらおうという働きをしております。一人暮らしがしたいというのであればアパートも借りましょうというような、もう本当に、それが良いか悪いかわかりませんが、過保護体制でも、とにかく残ってもらおうと。そこまでしている自治体もあるわけなのですけれども、今はやっているかどうか、ちょっと私も今回のこれで調べていませんけれども、そういうところまでいなくても、やはりもっと、行政だけではなくて、いま町長は、役場で臨時で使う、使わないの話の次元ではなくて、町内にある程度そういう働きかけも、毎年、毎年していく姿勢、土壌も、やはり持っていくべきではないのかなと思うのです。

そういう点も踏まえて、やはり地域で学校を支えていくというような感覚をこれからは持っていくという気持ちを、私は持たなければならぬ

ではないのかなと思うのです。

そこで3点目の質問に入っていきますけれども、今、地域と連携していくということが、生徒の社会性を伸ばすと。それから、地域の支援によって学校教育の充実も図っていくと。それから、学校の教育力の地域の還元。今、福島高校がやっている例えば人材派遣というのもの、これは学校からある程度、その子供たちの持っている教育力を地域に還元するというのを、やはりこれからやっていかなければならない。学校は、保護者や地域住民の信頼に応えながら、家庭や地域社会と連携して、地域全体でその学校に通う子供たちをサポートしていくというものを、私はこれから進めていかなければならないということを言えば、教育長はもう、すぐ学校の運営協議会制度をぱっと浮かぶと思うのですけれども、そこら辺の地域の運営学校、コミュニティースクールというのですか。そういうものをやはり、先ほども言ったように、地域産業の方々と作っていくという基盤整備、行政としてこれからどう考えていくのか。その考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

それから、今回の執行方針にもありました。私、去年9月に教育長にお聞きしました。学校の統合について、いつごろ、だいたいの指針が出るのですかと。今回の執行方針を見るうえでは、どうなのでしょう。前進的なもの見られるのでしょうか、この中で。私は特に感じないのです。去年の9月となんら、地域の方々とその説明会なり報告というのはどうなのか、私は進んでいないような気がするのです。

そこで、元来の中学校の統廃合と同時に、今もう一つ新たな考えとして、中高一貫教育という体制づくりで、この福島商業高校踏まえ、また町内の中学校踏まえて、そういう考え方ができないかどうか。そこら辺をお聞きしたいなと思うのです。

それによってある程度、中のカリキュラムは商業科というふうになっておりますけれども、今、道教委の基本的なものの考え方は、子供たちのある程度のニーズに沿ったもので、自由というか、結構余裕のある内容的になってきていると私は感

じるのですけれども、そこら辺の情報も得ていると思うのですけれども、全くできないものなのか。そういう素案も、中学校だけの統合ではなくて、それはそれとしても、また中高一貫の教育体制で町内で見るといえるという考えはできないかどうか。

これ3点目、提案というか、私の考え方についてのご答弁になるうかと思えますけれども、3点目の質問とさせていただきます。

**議長（溝部幸基）** 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時55分）

（再開 午後 2時10分）

**議長（溝部幸基）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

金谷教育長。

**教育長（金谷裕）** まず、キャンパス校については、先ほどご答弁申し上げましたが、まだ道のほうで100パーセント決まっていないと。ただ、これからもう夏あたりまでは煮詰めるということをお聞きしておりますので、再三アタックしまして、そういう道があるかどうかを確かめていきたいと。そのように思っているところでございます。

それと、現在の高等学校の運営等につきましての話でございますけれども、議員ご承知のとおり、高等学校は道立でございます。それで、私の町教委が入っていく中身につきましては、そんなに大きくないということは充分ご承知だと思いますけれども、その中でも我々がお願いして、そして町のために良かれと思ったこと、そして子供たちのためにも良かれと思ったことはどんどん発信していきたいと。このように考えているところでございます。それで、地域と連携、そして子供たちの地域への還元、学校の還元等々そういう連携を図っていただけたらなおいいのかなという思いをしているところでございます。

それから、中高一貫教育の話でございますが、まずもって、高校が商業高校ということが、いちばんのネックになるのではという思いをしているところでございます、中高一貫教育に関しては、

それが普通高校であれば、ある程度うまくいくのかなという思いはしていますが、ただ、そんな中で、去年も高校の先生が福島中学校へ来て授業をしていると。それはそれなりに、私も聞いたり、そういうことをやっているということで、そういう交流もしているということもございまして、少しといたしますか、線が細いのかもわかりませんが、中高一貫教育とまでならなくても、そういう形での交流はしていけるのかなという思いもしているところでございます。

ただ、前段言いましたとおり、中高一貫、100パーセントのそういう教育ということは、なかなか商業科ゆえに、先生方のそれぞれのこともございまして。科目のこともございまして。それで100パーセントなりにくいのかなという思いはしているところでございます。以上でございます。

**議長（溝部幸基）** よろしいですか。

6番平沼昌平議員。

**6番（平沼昌平）** 2点目の質問を町長にお伺いいたします。

ガゴメ昆布養殖事業による新たな産業の創出についてと真昆布養殖事業の方向性についての考え方をお聞きいたします。

平成17年度、そして本年度の町政執行方針にもあげているガゴメ昆布の養殖試験についてお伺いいたします。

近年、ガゴメ昆布に含まれているフコイダン等が抗ガン作用があるとされ、注目を集めております。

当町の基幹産業である真昆布の養殖技術を生かし、ガゴメ昆布を使った新たな産業の創出を研究機関と取り組み、地元にならぬ産業として指導普及する目的で養殖試験を実施することとなっておりますが、昨年度の養殖試験の成果と状況をお伺いしたいと思います。

また、前年度の結果を踏まえ、本年度はどのような計画を持って当たるのか。さらに、これからの真昆布養殖事業の展開を行政として、生産者にどのように指導し一層の付加価値を付けていくのかをお伺いいたします。

**議長（溝部幸基）** 村田町長。

**町長（村田駿）** お答えいたします。

ガゴメ昆布につきましては、議員ご指摘の特にフコイダンを活用した健康食品等の製品開発が進められており、渡島東部地区を中心に養殖事業の取り組みがされているところでございます。

当町においても、漁業協同組合と相談し、渡島西部地区水産技術普及指導所等の指導のもと、平成17年1月に函館市南茅部地区より譲り受けた種苗糸50メートルを使い、新たな養殖事業をめざした試験養殖を、養殖漁業者4名により実施したところであります。

試験経過については、8月末のすそ枯れ前の測定では、平均葉長50.7センチメートルと成長は良くありませんでしたが、今年2月のすそ枯れ後の測定では、平均葉長58センチメートル、平均再生葉長46.3センチメートルと順調に生育しており、今年7月末には、2年生ガゴメ昆布の採取が予定されているところであり、これにより、種苗段階から育成、製品づくり、出荷までの基礎データを得ることができるとなります。

また、昨年12月には、引き続き南茅部地区より種苗糸200メートルを譲り受け、12名の養殖漁業者による試験養殖を実施しており、2月段階では、平均葉長9センチメートルの成長となっております。

また、3月7日には、養殖部会が函館市戸井地区に出向き、現地養殖漁業者から直接指導を受けるなど、積極的に研修を進めており、新たな養殖事業として漁業者の生産意欲も向上しているところであります。

次に、真昆布養殖事業における今後の展開についてのご質問であります。まずは、製品の品質・付加価値の向上。次いで、生産段階における未利用部分の有効活用による生産高の増大を図ることが、今後の事業展開の中で必要であり、漁業協同組合と連携して指導をしております。

特に、衛生管理の啓発と流通履歴の実証試験を通じた付加価値の向上を図るとともに、「すきこんぶ」や「やわらか昆布」等の二次製品づくりの

普及拡大。さらには盛漁期における二番切、三番切の有効活用による生産増大をめざすことができるよう、漁業協同組合、生産者ともども検討を進めたいと考えております。

**議長（溝部幸基）** 6番平沼昌平議員。

**6番（平沼昌平）** 再質問させていただきます。

1回目のご答弁の、何か言葉尻を掴まえて再質問する点もあるかと思えますけれども、まず、ガゴメ昆布の試験養殖の考え方。それから、真昆布生産体制に対する目的意識及び原因の把握についての考え方について、お聞きしたいと思います。

昨年度の状況等は、今町長おっしゃったとおり、確認いたします。今年7月の採取に向けて2年生のガゴメ昆布に期待するものもありますし、当町のデータとしての数値をとることも持っておられるように、今のお話ですけれども、ではどの程度のものを当町として考えているのか。南茅部地区、戸井地区で生産されているガゴメ昆布の生態に近づけようとするものなのか。生育環境が違うし、波高の違いもあります。さまざまな条件が南茅部・戸井地区と、この福島地区とでは違うわけなのですけれども、独自の目標管理というものをどこにもって行って今試験栽培をしているのか。それがまず、ガゴメ昆布に対しての養殖試験の考え方についてお聞きしたいなと思います。

それから、真昆布の養殖事業に関してのご答弁なのですけれども、これは、どこからどこまでの範囲を行政としてかかわっていくのかという、その点を明確にする必要性が、事業を効率的に進めていくためにも時間のロスを防ぎながら、必要ではないのかなと思うのです。ただいまの答弁ですと、私としては、もうすでにやっているようなことではないのかなと思うのです。

その中で、製品の品質確保、付加価値の向上。生産段階における未利用部分の有効活用による生産高の増大。特に、衛生管理の啓発と流通経路の実証試験通じて付加価値を図る。二次製品づくりの普及、拡大。盛漁期の二番切、三番切の有効活用による生産増大。漁業組合と生産者ともども検

討していくと。これはもうすでに検討して、事業も進めていっている段階なのですよね。それで、二番切、三番切、また二次製品づくりに対して、なぜ順調にっていないのかというような、それから、二次製品づくりの普及拡大をもっとするためにはどうしたらいいのか。二番切、三番切を結局、未利用部分を、なぜ今まで利用促進できていないのか。そういう問題点をどう捉えて、今後、この目標を持って検討していくかということが私は大事ではないのかなと思うのですけれども、そこら辺についてもお聞きしたいなと思います。

そして、それが1回目の答弁に対しての質問になりますけれども、2回目として主に2点ほどお聞きしたいと思います。

ガゴメは、町長も知っていると思いますけれども、結局、フコイダンというものが持っている効果が新聞報道で注目されてから、一気に品薄状態になっております。

平成16年度の北海道昆布事業協同組合の入札価格表というのがあるのですけれども、それを見ても、平成16年の8月にキ口あたり約1,800円であったガゴメの入札価格が11月には3,500円と、ほぼ2倍になっているのですね。それだけ価格が乱れているということは、ガゴメの品薄が始まっていると。結局、天然昆布が少なく、養殖事業に必要性が出てくるというような結果の数値なのですけれども、そのような中で、真昆布に比べると2年も手間がかかると。種苗が高い。それから、生産者は今現時点で真昆布の生産が順調なわけですから、そのガゴメ用に転換するというようなものには踏み切っていけないと思うのです。

だけど、今行政としても養殖試験をやって、その必要性をもって普及指導をしようとしている現段階で、やはりある程度、真昆布事業者に対してもその価値観を認めてもらうためには、生産者との接点に入って、なんらかの行政の支援策みたいなものがなければ、ある程度真昆布で今順調に生産している方々に、その理解を、ガゴメの必要性というものも説いていけないのではないのかと思

うのですけれども、そこら辺の行政としての支援体制。例えば今、その試験養殖をしている段階で、これが軌道に乗せようとする段階では絶対そこで壁にぶつかる問題だと思うのですけれども、そういう支援体制を現時点で考えておられるのかどうかお聞きしたいなと思います。

それから、なんといっても真昆布の生産に関しては、高齢化がいちばんのネックになってくると思います。この高齢化に対して、町としてどう体制づくりを提案していくか。それをまた理解してもらおうか。協同化に向けたもの、また、さまざまな手法をもって、ある程度生産者側に提案していかなければならないと思うのですけれども、その状況等を踏まえて、将来計画についてどう考えて提案していくのか、再度お聞きしたいなと思うのです。

以上3点、2回目の質問にいたします。

**議長（溝部幸基）** 村田町長。

**町長（村田駿）** ガゴメ昆布につきましては、基本的に汐首岬から南茅部地区と、恵山から函館地区のほうで、同じ養殖をやっていても基本的な考え方、製品の造り方が違ってございます。南茅部地区においては2年養殖。そしてまた、根崎から恵山地区においては1年養殖で今やっています。ですから、1年養殖の物は薬品会社だとか、そういうほうに今のフコイダンなり、そういうものを使ってもらうために提供していると。南茅部のほうでは逆に、今のフコイダンを抽出し、健康食品だとかそういう形の中で利用するために2年の養殖をしていると。そういう状況でございます。

うちのほうでは今、先ほど申し上げましたとおり、2年間の養殖で今年の夏から生産なるわけですが、私はやはり基本的には、ガゴメ昆布はやはり下海岸から鹿部地区が従来は主でございました。そして近年、水温等の変化もあるのでしょうかけれども、鹿部等の噴火湾地域では少なくなって、函館周辺がガゴメの天然物が増えた。そして当前浜においても、養殖施設の下のほうにガゴメが、ダイバーが潜った段階では見られるようになったと。そういう状況でございます。量的にも増えている

ような、その漁業者の話でございました。

そういう中で、2年物を今年揚げた段階で、南茅部のほうとどのように違うのか。例えば1本のガゴメがどのような身入れの状態だとか、それから葉長、昆布の長さがどう違うのか。そういうようなことがやはり福島の前浜における、まずガゴメのしての位置付けがそのデータとして出てくるのかなと。

そういう中で、今16年度の単価のことも話されてございましたが、やはり福島の真昆布が一等検であればキロ2,800円から3,000円くらいします。三等検で、やはり2,000円前後します。そうすると、一段、要するに4万円だとか6万円だとかというのが、20キロでございますから、おのずから福島町の昆布の値段がそういう形が出るわけですが、ガゴメも、従来は1,800円であった物が、先ほど議員のご質問の中では3,500円だと。そういうお話もありましたが、17年度で東京都内の小売では、最高級のもで1万円ということも実は聞いてございます。

私どもにすると、やはりそういう中で、決して、ひと冬を越して、昆布を生産されている町内の人方に、2年間を今度、従来よりも海の底に入れた中で養殖させることについては、結構、冒険も一部にはあるわけですが、そういう中で、いま真剣に各地区で専門家の先生方等が私どもに知恵を授けているのは、ガゴメを餌にしたウニ、アワビではどのように、天然の雑海藻を餌にした物とどう違うのかと。そういうようなことも実は福島がガゴメを今、挑戦する段階で、話されてございます。要するに、フコイダンなり、いろんなそういうようなエキス関係の含まれている、そういう体に良い餌を摂ったウニなりアワビがどのような、天然の物と、同じ雑海藻を食べている物との違いがあるのかと。そういうようなことも実は今、私どもがガゴメに挑戦している中で、提案の一つとしてもやっているわけございまして、私どもにすると、それらも含んでガゴメについては、総体的なこれから検討課題をしていかなければならないなと。

あわせて、議員ご承知かと思えますけれども、真昆布であれば身入れの時期になると、1メートル50、2メートルに浮かせて直射日光を浴びて身入れをさせるのですが、ガゴメの場合は、直射日光を当てると枯れてしまうのです。ですから水深が10メートル、あるいは12、3メートルくらいが、ガゴメの成育にとってのいちばん適地だと。そういうような報告もされてございます。

施設のそれが、現時点では有効活用と結び付くものなのか、それも含んで、なんとか今、ガゴメについては今申し上げましたとおり、その噴火湾地域、南茅部地区で採れている、生産されている物と、福島町のガゴメの、フコイダンをはじめとした成分の違いがどうあるものなのか。身入れの状態がどうあるものなのか。そういうことを福島町の地先のデータとして把握できればなど。そういう考え方でございます。

真昆布については、1回目の答弁で私が申し上げたことについては、すでに指導もし、また漁師がみずから取り組んでいることではございますが、なかなか、こと昆布に関しては、一般の魚なり、そういう物と違って、昆布に参加する、買入れするその問屋さんなり業者というのは、北海道漁連においても特定の業者に絞られてございます。ですから、非常にその辺が、昆布が従来から二次加工、三次加工を積極的にできなかったというのは、そういう面もあるかと思えます。

ですから私どもにすると、北海道漁連が指名した業者で買い上げる昆布は昆布としても、なんとか今まで、せっかく二次製品、やわらかこんぶ、あるいはまた結びこんぶ、いろいろ今チャレンジしているそれらを、付加価値を高めるためにもっと広くやらせていきたいというのが一つと、あわせて、今まで投げられてあった、利用されなかったやわらかこんぶなり、二番切、三番切については、やはり地域の活性化、あるいはまた高齢者の方が昆布の盛漁期が終わったあとに、これはチャレンジできる、あるいはまた製品化できる仕事でございますから、なんとかそういうものの有効活用をしながら付加価値を高め、町内のある程度

の年齢、高齢になった人方が慣れた仕事の中で結びこんぶができたり、二番切、三番切が袋詰めにできるような、そういう体制をとれないだろうか。つい、このことについても、昨日、組合の専務、それから先般、地場産業開発研究会で、役員会で組合長はじめ水産加工場の組合長さん、商工会長さん等役場に集まって、次に、そういう形の中でできないだろうかという話も協議しているところでございます。

そして同じ昆布が、函館で600円で売っている物が、福島で600円はおかしいのではないかと。基本的には、生産地に来たらやはり良い物を安く買えるくらいの、そういう努力が必要でないでしょうか。そういうことも私のほうから強く、組合の生産者の立場の方々に話してくださいと、組合長のほうにもそういう話もしたわけです。ですから、福島町の昆布、それなりに今、名前が売っていますが、やはり福島に来て買った人が、福島で買って良かった、そういう形をもっていければなど。それが、おのずから、その小さい袋には組合の名前と生産者の名前、電話番号等が記入されるようになっておりますので、福島から良い物が買ったら、今度おのずから直接生産者のほうに注文がくるような、そういうような体制をぜひとっていきたいし、福島町の昆布についてはそうあるべきだと。そういうような考え方で私自身取り組みたいし、また強く提言もしているところでもございます。

ですから、最後になりますけれども、漁業者が高齢化している中でのそういうような次の後継者なり、あるいは高齢者が退いたときの町の昆布養殖に対する提案を理解してもらうように、何か提案すべきでないかというお話もございましたが、やはり浜は浜でかなり、後継者のいない人は現実的には悩んでございます。ですから、それらについては今、話されているのは、できれば高齢者の人が丘回りをやって、そして沖にいった採る人を2カ月なら2カ月雇い入れするだとか、共同事業だとか、そういうことができないだろうかということは今、浜のほうでも私どもが一緒になったと

きの大きな課題にしているわけでございます。

町内でも一、二の経営体においては、漁船漁業があつてその養殖やっている人が出たときに、地域に残っている人に、例えば月20万円とか25万円の給料を払って2カ月間、採るの専門に頼んでいる、そういう方もいるわけです。

ですから、全部が福島町からそういう人がいなくなるわけでございませぬ。私どもにすると、やはりそういう形の中で、ある程度後継者として従事できる人、あるいはまた2カ月なり2カ月半くらいの採取の時期に、給料もらって海に出れるような人をいかにして確保していくかということが、これからの大きな、私ども昆布養殖を考えたときにおける課題であり、それらについては組合ともども、やはり積極的な協議もし、場合によっては隣近所の人方に浜自体で声をかけて、そういう体制とっていかなければならないのかなど。そう思っております。

**議長（溝部幸基）** 6番平沼昌平議員。

**6番（平沼昌平）** 明解なご答弁をいただきまして、次の質問するのをすっかり忘れて聞き入ってしまいました。

確かにガゴメの必要性も、地元の生産業者、理解を得ているという状況の中で、いずれは真昆布とガゴメ生産と競合するのではなくて、ある程度緩やかな相乗効果をもって、限られた海面・深さもあるのでしょうかけれども、そういう感じで進んでいければなど。そういうふうに思います。

その中で、先ほども町長おっしゃっていましたが、いまま、ガゴメはガゴメとして、生産・集荷体制というものではなくて、ある程度、アワビなりウニなり、それに食させて、その効果をもってアワビ・ウニの付加価値を高めていくというものにも利用したいというような発言もございましたし、2年をかかせるものを、いま函館圏でも1年で出荷している物、2年で出荷している物、それぞれその地区によって、目的意識が違うわけですから、その収穫意識も違うわけなんでしょうけれども、当町として、どこら辺の物を製品と出すのか、二次製品加工した物を出すのか。そこら辺

の意識付けだけでも今後の養殖事業ともども、私は考えていかなければならない大きなポイントになるのではないのかなと思うのです。結局は養殖事業の将来性を考えたときに、その原料とした姿で出すよりも、ある程度二次製品加工した物とか、ガゴメに対しても、そういう物を二次製品加工することによって、ある程度、町内に新たな事業の創出もなされてくるだろうと。

先ほど町長、真昆布の二番切、三番切に対して、高齢者対策も含めて新たな事業の創出を、ある程度お考え言っておられましたけれども、このガゴメに対しましても、真昆布の今現在の手間ひまをかけた状況よりも、私は素人ですけれども、そんなにかからないような気がするのです。それをさらに付加価値を高めていくことによって、ある程度の生産量をもった中であれば、その価格変動にも対応できる製品にしてしまっておけば、安定的な事業の創出というものも図られると思うのですけれども、せっかく今、養殖育てるだけではなくて、そういう新規事業に向けてもご検討願えればなど。

このように思うのですけれども、町長もご存じだと思っておりますけれども、北海道大学の大学院の水産学科の研究科では、今ものすごい研究しておりますよね、函館圏を中心に。また函館圏というのは、すべてのものが揃って、世界の、結局、水産学みたいなものをそこに集中している環境でもありますし、頭脳もそこに集まっているというふうに思っております。その中で、せっかくこの地理的な環境も、我々福島町、近いわけですから、ある程度そういうところから技術的な提供をもっと具体的に得ることを模索する。また、そういう研究会なり、率先して出れるような体制づくりというのは、やはりこれからの町内の養殖関係業者に対しても、それから行政に対しても、行政が中心となってやはり進めていくべきではないのかなと思うのですけれども、そういう高度な情報発信を、ただ新聞等で知るだけではなくて、行政としてそういう情報を、いち早く浜に発信できる体制づくりというのは私は必要ではないかなと思うの

ですけれども、その体制づくり、現時点でなっているのであれば、それを今後どういうふうにしていくのか。まだなっていないのであれば、どのような体制づくりで情報を発信していくのか。

そこら辺も踏まえて、3点目の質問にして終わりたいと思います。

**議長（溝部幸基）** 村田町長。

**町長（村田駿）** この3月2日に、函館エリアにおけるライフサイエンスの最前線という形の中で、実は北大なり、いろんな研究機関が一堂に会しての、ガゴメはじめイカの黒すみの問題から、いろんな形の中での研究発表なり、そういうことあるということ、実は私も新聞で見たわけです。

そういう形の中で、水産グループのほうに話をして、出席できるのかということでしたら、問い合わせしたら出席してくださいと。いいですよ。そういうことでした。それで3月2日の1時から水産グループの職員ともども出席したわけですが、行ってみたら函館近郊の漁業者の方も出席されていました。それから、町村長では、200名いた中でほしい私だけではなかったかなと。松前の職員も確か出席されてございましたが、ただ、そういう中で、北大の水産学部長はじめ教授連、それから工業技術センターの技術屋の皆さん方、函館水試の皆さん方、それから水産業改良普及所の皆さん方、渡島支庁の皆さん方が、あるいはまた企業関係者もたくさん集まって、ガゴメ納豆からガゴメチョコレートから、いろんな試作品を提供しながらの、今回のこういうようなサイエンス最前線ということでございました。

そういう中で、いま議員おっしゃるように、ガゴメ、これは真昆布ほど手間かからないのです。要するに、真昆布は皆さんご承知のとおり一本ずつ洗っていますけれども、ガゴメは干しっ放して現在はいいということなのです、まず一つは。それは、やはり手間の問題からいくと、非常に漁業者にとっては労働時間の負担が軽減されるなど。あわせて、ワカメのメカブからいろんな各海藻と比較しても今のこのフコイダンというのが、ガンの抑制として今、植物から採れる中では最高のも

のだと。そういうことが、今のこのガゴメがクローズアップされている一番の経緯でございます。

1年で出すか2年で出すか、これは先ほど申し上げましたとおり、福島町で今、2年でやってみて、それが南茅部地区のほうの製品とどのような違いが出るのか。できれば今度やるときは、2年は2年物とあわせて、なんとか戸井のほうから速成の1年物の種苗も持ってきて、前浜でやってみたいなど。そういうことも考えてございますが、いずれにしても、これが葉売りの状態で乾かした状態でいいものなのか、それから次、今度、粉末してくれるともっといいですよとか、千切りにするともっといいですよとか、そういうことを福島の今の製品の状況を見ながら、やはり工業技術センターのほうに行くと、いろんな二十何社くらいの業者が入ってございまして、ガゴメとイカ墨と昆布関係だけで、函館圏で700億円くらいの将来的に経済効果が出るのではないかくらいの、ガゴメというのもそれくらいの位置付けにあるようでございます。

ですから、いろんな道内外の業者も入っておりますし、福島町で生産できる物が、どういう加工をするのがやはり福島町にとっていちばんやりやすい、また対処しやすいのか。そういうようなことを、まず私どもにすると掌握もしていきたいなど。

あわせて、まだ最終的な詰めをしておりませんから、議会のほうに報告はしてございませんでしたが、福島町、今のガゴメ、それから昆布、ウニ、アワビも入れまして、実は北大水産学部の全面的な福島町前浜の協力をもらうべく、そして北大水産学部が福島町の前浜に自由に出入りして福島の浜の振興策に、あるいはまた大学の生徒・先生方は自分の研究のために福島に行けるようなシステムをとりたいということで、できたら協定書を結びたいということでお話しておりますが、まだ、学部長の交替等があって、最終的な詰めはしてございませませんが、その前段として、組合のほうには北大が入ったときにおいては前浜を開放してくださいと。そういうようなことも非公式の中で組合

長ともども話してございます。できれば、そういうような頭脳集団が福島町に入ってきて、積極的な皆さんの持っている知識を福島町の前浜なり、水産振興にぜひ活用し、提供してもらおうべく、今その準備もしてございますが、協定書まだ結んでいないものですから皆さんのほうにご報告しておりませんけれども、今そういう形の中で協議もしてございます。

そして、イトウの養殖も今やっているわけですが、これらの種苗も昨年500匹、北大のほうから分けてもらってきておりますが、これについてもそういうつながりの中で、無料で今、無償で北大のほうから分けてきていただいているわけございまして、私ども海で生きる福島町としては、やはり北大水産学部、これは十分に、言葉悪いです、利用しながら技術力をいただいて、我々はやっていかなければならないなど。あわせて水産加工場のいろんなそういうスルメの加工乾燥機も、今回の実はこのライフサイエンスの最前線の中であったわけです。それともう一つ、その乾燥施設では、ジャガイモ、にんじん、そういう物の、要するに乾燥した物も作れるような乾燥室があったと。

ですから、そういうことが決して、私は福島町のこれからの産業を考えたときに、農業においてもそれらの力をやはり有効利用することが、決してマイナスになるのではなく、大きなプラスになるかなと。そう思っておりますので、平沼議員おっしゃるとおり、やはり周辺にある恵まれた頭脳集団なり、そういう人は福島町に積極的に来ていただいた中で、この今のガゴメも含んで福島町の振興策を進めていきたいなど。そう思っておりますので、よろしくご理解のほど、お願い申し上げます。

**議長（溝部幸基）** よろしいですね。

次に、9番要田東議員。

**9番（要田東）** まず、移住促進について、町長にお尋ねします。

町長は、平成18年度町政執行方針の中で、退職期を迎えた団塊世代の人たちを、観光の対象者

として捉えています。来年から退職を迎える団塊世代は未曾有の大人数で、単に観光客の対象と捉えるのは少し視野が狭い考え方ではないでしょうか。

道内外で、ぜひ、わが町に移住をとアピールしている報道を目にするたびに、わが福島町もこの時流に乗るべきだと考える者です。自然にあふれ、おいしい水と空気、都会では味わえない田舎の良さ、住みやすさがいっぱいの福島町。

現時点で、主に団塊世代をターゲットにした移住者獲得計画を持っていますか。また、計画があるならばその内容を具体的にお知らせください。まだ計画がなければ早急に移住者獲得プログラムを作るプロジェクトを立ち上げるべきと考えますが、町長はどのようにお考えかお尋ねします。

**議長（溝部幸基）** 村田町長。

**町長（村田駿）** 9番要田東議員のご質問にお答えいたします。

移住促進策につきましては、全国各地の自治体で取り組みが始められております。基本的には次の点を考慮しなければ、効果としては満足なものが得られないと考えております。

最初に、就労の場も確保したい方への移住促進策でございますが、都市の通勤圏内でベッドタウンの位置にある自治体は、交通アクセスなどの地理的好条件を生かし、就労の場を確保しなくとも宅地分譲的な対策であっても、ある程度の効果を上げることができると考えられます。

また、都市から一定の距離がある自治体では、働く場の確保も必要であり、裏付けとなる産業の振興も一緒になければならないと考えております。

次に、年金生活者など、自然の中で生活を送りたい方への移住促進策でございますが、家庭菜園等のできる若干の農地付き住宅のニーズが高いことから、下水道設備や医療機関が充実しているなどの生活環境の整備が必要であると思います。また、移住者が地域の住民と共生できるかが大きなポイントとなります。

ご質問の、団塊世代をターゲットにした移住者獲得計画につきましては、現在のところ計画は持

っておらず、また、あらためて移住者獲得プログラムを作るプロジェクトの設置は考えてございませんが、いま町としてできる対策としまして、空家などの状況について福島町出身者をはじめ、機会あるごとに町のホームページ等を活用しながら、町外に向けて情報の提供をしまいたいと考えているところでございます。

**議長（溝部幸基）** 9番要田東議員。

**9番（要田東）** 再質問いたします。

福島町では、出稼ぎ者が大変多いです。人口の10パーセントを超えています。数百人にのぼります。それがこの何十年も続いている状況です。町内に仕事があれば、こういう状況はないのだと思いますけれども、仕事が少ないというために出稼ぎ者が多い。そして町長は移住者受け入れの環境条件として、近くに大きな病院があり、高齢者の働く場所や下水道完備の素晴らしい住環境を用意してから、さあ福島町にいらっしゃいというのですか。それでは遅すぎるのではないのでしょうか。

移住者獲得対策は、高齢者が増える懸念もありますが、昨年10月末、住民基本台帳月報によりますと、福島の高齢化率は31パーセント弱です。そして、これは年々高くなっていくでしょう。ところで、そのときの町民6,060人の平均年齢は何歳くらいだと思いますか。来年、定年を迎える首都圏の団塊世代60歳の人たちは、まだまだ若いです。体力も充分あります。昆布干し体験とか農林業体験などで、現地見学ツアーを通して中長期滞在に誘うこと。これで産業振興にもつなげていけるのではないのでしょうか。

また、一気に移住、定住というのは大変難しいと思います。国土交通省の計画局総合計画課では、昨年度末、17年3月29日ですか。二つの地域、2地域居住の意義とその戦略的支援策の構想についてと題した報告書を出しています。その中で、2005年、首都圏からの道内への移住は釧路市へ1件のみとなっています。でも推計では、中長期滞在者は全国で、その2005年が100万人、2010年には190万人、2020年には実に

680万人という推計を出しています。その中には、ある制約が解決されれば移住したいという潜在2地域人口というものも入っているということです。

また、その報告書では、就労までも求める移住希望者は多くないと報告しています。

北海道の移住促進ホームページ、北のふるさとへ移住計画というホームページがあるそうですが、そのアクセスが最近7カ月で8万4,000件でした。そう新聞に出ています。そのホームページでは、移住受け入れに熱心な道内76市町村の病院、住宅などの生活情報や、室蘭など5市町への移住者の体験談などを紹介しています。そして、主に首都圏の退職者をターゲットにしていると報道されています。いま申しあげましたホームページへ、当町からアクセスしたことがありますでしょうか。また、福島町は移住受け入れ熱心な道内の76市町村の中に入っていますでしょうか。

福島町は、良い釣場がたくさんあります。国際パークゴルフ協会公認のパークゴルフ場もあります。生活費は安い。そのような、挙げればもっともっとあるでしょうけど、メリットがたくさんあります。

また、最近、JTB主催で移住ビジネスセミナーというのが開かれたのだそうですけれども、31市町村が参加したと言っていますけれども、これに出席していますでしょうか。

こういうことを聞くのは、確かに町長が1回目の答弁で、機会あるごとに町のホームページ等を活用しながら情報を提供していきたいとおっしゃっていますけれども、それだけではなにかもの足りないと思うのです。このプロジェクトを立ち上げて、そして対策をいろいろと模索していくのに、お金はかからないと思います。そして、もし一人でも移住者を獲得すると、その一人の移住者の福島町に与える経済効果というのですか、これは観光客1,000人、あるいは2,000人に匹敵すると思います。だから難しいのだと思いますけれども、もっといろいろとやっていけないものなの

でしょうか。お答えください。

**議長（溝部幸基）** 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時03分）

（再開 午後 3時15分）

**議長（溝部幸基）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

村田町長。

**町長（村田駿）** 移住対策についてさまざまな観点からのご質問ございましたが、そういう中で、整理したのから順次ご答弁させていただきますけれども、ご質問のとおり順序になっているかどうかはご了承のほど、お願い申し上げたいと思っています。

まず平均年齢、2月28日現在、男47歳、女51歳、平均の49歳というのが福島町の現在の平均年齢でございます。

また、北の大地へ移住という、そういう取り組みの中で今、動いている道内各自治体があるわけですが、そういう中で福島町は入っていますかと、そういうご質問もございました。これについては先ほど議員おっしゃるとおり、76市町村が入っているわけですが、昨年10月31日に北海道移住促進協議会の参加について、実はうちのほうにも案内がありました。そのとき、ちょうど自立プランの策定中でありまして、負担金が5万円と。そういうような内容の中での依頼がございました。私どもにすると、10月1日付けの国勢調査の段階で、何度かお話ししておりますけれども、町内の空家等の、98戸と確かお話ししておりますけれども、そういう状況も調べるようにと話しておりました。ですから、空家の中で今後ある程度、手加えることができる住宅がどの程度あるのか。そういうものを充分把握した中で、その移住なりUターン、Iターンも含んで、これから呼びかけていかなければならないという、そういう時期でありましたものですから、今の言う、北海道移住促進協議会のほうには入っていなかったと。そういう状況でございます。

あわせてまた、JTBのセミナーに参加しているかと。そういうこともございましたが、これについては、ですからたぶん、北海道移住促進協議会の入っていない町村については案内が来ていないのではないのかなと。そういうような受止め方しております。ですから、私どもはもちろん参加しておりませんでした。

移住関係で町内にも何人か、東京のほうで会社勤めを終えて福島町で住宅を建設し、漁業協同組合員として浜に入ってウニ、あるいはまたアワビ等の採取をしながら夫婦で今、町内で悠々頑張っている福島町出身者も、ここ2、3年前に地元に戻ってきた方もおりますが、私どもできる限り、例えば昆布干しを手伝っている方々、特に夏が多いのです。町外から来て昆布手伝っている方々。昆布の時期にアルバイトも入れますと、だいたい400名からの方が町内、松浦から塩釜、浦和まで、そういう人がたくさんいるわけです、生徒も入れまして。そういう中で、こういう機会だからどうですか、後継者にどうですかだとか、いろんな話もしておりますが、現実的に私の何人か会っている中では、やはり医療問題等が話されていると。また、福島町から上磯、あるいは函館方面にある程度の年齢になってから出て行く方に聞きますと、やはりそういう医療機関が整備されているからと、それが一番先に返ってきているわけです。ですから1回目のご答弁の中で、そういうような体制というもの、これからの移住促進を声を大きくしていく中においては必要なことではないのかなと。そう考えているところでもございます。

あわせてまた今の、昔の和風のトイレについては特に小さい子供さんいる人方にとっては、そのトイレを使うのが嫌だと。そういう人が多くいるにも聞いてございます。ですから、先ほど申し上げましたとおり、これが下水道の整備になるのか、あるいはまた合併浄化槽の整備になるのか、いずれにしてもそういう生活環境を、それなりに移住対策を積極的に進める中においては大切なことではないのかなということで1回目のご答弁で話させていただきました。

いずれにしても、やはりこれからは高齢化が進んで団塊世代のそういう方々が、先ほど議員のご質問の中では、私が観光にその人方を絞っているから視野が狭いと。そういうお話もされてございましたが、決してそういうような、私は執行方針の中で話しているのではなく、観光形態は大型バス等の団体旅行でなく、核家族や友人同士、少人数化が増加しており、団塊世代での退職期が到来する中で観光客のニーズも多様化していることから、その状況を踏まえて観光の対策を講じなければならないと。そういう執行方針でございまして、観光の対策を進める中での団塊世代も、これからの総体的な観光施策の中では対応していかなければならないという執行方針でございまして、決して議員おっしゃるように、観光に対して、そこに絞ったという執行方針でございませぬので、その点についてはご理解をお願い申し上げたいと思っております。

また、国土交通省の報告等とも、いろいろご質問されておりましたけれども、やはり私どもにすると現時点の中では、先ほど申し上げましたとおり、空家、これを利用したものと、それから福島町は、首都圏では特に今いちばん困っているのが墓地の確保ということも、やはりそれなりに皆さん心配しているやにも聞いてございます。ですから町内のその墓地公園も含んで、やはり議員おっしゃるとおり、空気もいいし水もおいしいし、それから北海道においても四季が明確に分かれている福島町、やはり私どもは、議員おっしゃるとおり、誇りを持って町外にアピールできるかと思っておりますので、できればまた、そういうそのプロジェクトだとか、そういうような形の中でなく、今はとりあえず福島町出身者に対しての福島町の現状、実情をある程度インターネットも含んで東京福島会、札幌福島会等々で福島町の実情を訴えながら、一人でもの人が地元に戻って来て、来てもらうようにしなければならぬかなと思っております。

それで私は、いちばん大事なものは、特に都市部にいる方と漁村とのこの交流を、漁村地域における交流人口をこれから増やす、そういう交流の場

を設けていくことが将来的な移住促進につながる大切なことではないのかなと思ってございます。

ですから、地域の活性化、あるいは漁業形態、それから、先ほど触れましたけれども昆布の、例えば干している状況、そういうことをやはり首都圏なり都市部にいる人方に福島町で体験しませんかと。そういうような形の中で取り組んでいきたいなど。ただ、これが行政が主導しても私はだめだと思っているのです。行政はもちろん主導はしますけれども、漁業協同組合、あるいは地域の多くの方々が、こと移住等に関しては役場の仕事だということではなく、福島町の皆さん方が、各階層の方が、やはり心一つにして取り組むことが最も大切なことではないのかなと。それが移住してきた人にとって、来て良かったという精神的な潤いになるのではないのかなと考えております。

そういうことを、充分これからの移住促進の中での対策の方針として検討していきたいと思っております。

**議長（溝部幸基）** 9番要田東議員。

**9番（要田東）** 3回目の質問をします。

まず今のご答弁の中で、町長が執行方針で述べている件の文意は、私が解釈したのと少し違うのではないかなということなのですが、言われれば確かに、私のほうこそその解釈の仕方が狭かったのかなと思わないわけでもありません。でも、なにか金のかからないことをやるのにプロジェクトを作らないだとかという考えは、どうも私は解せないのですよ。

移住、あるいは定住にまでいくことはなかなかないでしょうけれども、その前々段階というのですか、頻りに観光に来る、あるいは体験に来るといふの延長線上で、その移住とか定住があるのだと思います。

それで、私は団塊世代をターゲットにしたというふうに限定しましたけれども、2地域居住というのですか。そういう実例があるので、そのことについてちょっと言いますけれども、旦那さんを亡くして、そして名古屋のほうから夏場2カ月間、ずっと来ているのですよ。2カ月といえますと大

変な消費ですよ。毎年来ていますから6年で1年分という計算になるかと思いますが、平均寿命は女の方が高いですから、旦那さんを亡くして奥さんだけになったという、そういう家族というのですか、福島町出身で、そういう一人で暮しているという人もたくさんいるかと思うのです。そういう人もターゲットにすれば、ことさら働く場所を探さなければならないとか住まいとかも、そんなに難しくないのではないかなと思うわけです。

北のふるさとへ移住計画へのアクセスですけれども、したわけですね。去年は76市町村に入らなかったということなのですが、今後入るのかどうか。それから人口、福島町の平均年齢ですけれども、だいたい国勢調査とか、そういうので調べた年齢はお答えのとおりだと思っておりますが、住民基本台帳で計算すると、だいたい50歳になったわけですね。そのように若いのだなど。それなのに高齢化率がどんどん上がっていく、その辺の難しさというのですか、問題を、なにかよくわからないもので質問したわけですね。

まず、下水道のことですけれども、町の町有住宅、あるいは町の公共施設は、ほとんど合併浄化槽で対応しています。だから、いまさら公共下水道だ、合併浄化槽にするかどうするかという迷いはないのではないかなと思うのですけれども、そんなに難しいことではないと思うのです、それは。とにかく、2回目の町長の答弁を聞いて、一応、理解しました。これからぜひあちこちに、積極的に移住者獲得のノウハウを研究して対策をしていってほしいと思います。

**議長（溝部幸基）** 村田町長。

**町長（村田駿）** いま私が、今日のご質問の中ですぐプロジェクトを立ち上げますという、そういうご答弁をすればいちばんいいのかもしれませんが、私どもとすると、まず現時点においては、町内の空家の中で再利用が可能なもの等々について十分に把握した中で、これからまず町内出身者に声をかけながら広くアピールをしていきたいということでございます。

それから、いま下水道のこと言いましたけど、私は下水道をやるとか合併浄化槽をやるとかそういうことでなく、そういうような生活排水の整備なり環境整備ということが、都市部にいる人方にとっては移住する移住先においての希望の一つでありますよということをお話させていただきました。ですから、私自身が、下水がやるとか、そういうような議論で私自身、答弁申し上げているところでございますので、ご理解はお願いしていただければなと思ってございます。

また、いちばん近間では、特に首都圏、あるいは関西方面から移住している方は、この近辺では鹿部町がいちばん多いわけです。ご承知のとおり、昨年の国勢調査においても鹿部町が確か9人くらい人が増えているやにも、国勢調査の結果として報道されてございます。これは、やはり鹿部町は住宅メーカーが地域の分譲、温泉付き分譲ということで積極的にやっているという中で、あそこについては200を超える、そういう戸数が増えた。これが、やはり鹿部町はこの辺と違った、今の言う団塊世代の人も含んで高齢者に訴える何かがあったのかなど。それと函館から近いということも一つのことではないのかなと思ってございます。

いずれにしても、当面はそういうような空家の問題等を十分に整理しながら、やはり観光なりイベントなり、そういうことに対して町外から多くの方が福島町に目を向けていただいて、それから2回目のときお話ししましたけれども、首都圏の人方との漁村との交流だとか、そういう機会をつくりながら、できれば福島町に、それが移住、定住等に結び付けるようなことができれば非常にいいのではないのかなど。当面はまず福島町の良さを、生産面も含んで私どもやはり積極的に対外に発信していかなければならないと考えてございます。

**議長（溝部幸基）** 9番要田東議員。

**9番（要田東）** 地球温暖化防止対策について、町長と教育長にお尋ねします。

いま、世界中で地球温暖化が原因と見られる気候異変が起きています。この度の豪雪も、この気候異変の一環であろうといわれています。

世界の中には地球温暖化防止、すなわち温室効果ガスである二酸化炭素排出を抑えることに非常に非協力的な大国もありますが、京都議定書にある二酸化炭素排出削減目標は日本が先頭に立ってクリアするよう努力しなければならないと思います。

現代生活においては、二酸化炭素を一方向的に排出する石油、石炭など化石燃料に頼らざるを得ない面もあります。化石燃料は、限られた資源でもあり、できるだけ節約して使うことは言うまでもなく、二酸化炭素を吸収固定する部分を拡大する方向に進んでゆかなければならないと考えます。

緑化、バイオマス燃料化、バイオマス肥料化など、多岐にわたった取り組みがありますが、地球人として行うべき対策及び町として可能な地球温暖化防止対策について、町長のお考えをお尋ねします。

また緑化推進・環境教育などについて、生涯学習の観点から教育長のお考えをお尋ねします。

**議長（溝部幸基）** 村田町長。

**町長（村田駿）** 9番要田東議員の2点目のご質問にお答え申し上げます。

地球温暖化防止対策という国際的見地からのご質問であります。京都議定書にある二酸化炭素CO<sub>2</sub>排出削減目標、日本は2008年から2012年までの5カ年で6パーセント削減を鑑みると、各自治体も本事案を念頭においた施策を進めていくことが大切であると思います。

わが国は、これまでも各企業の努力でCO<sub>2</sub>の排出防止に努力してきておりますが、京都議定書受け入れの拒否や署名をしない世界の大国もあり、まことに残念なことであります。

要田議員の言う緑化につきましては、当町は町の93パーセントが森林であり、生活居住環境も緑化の中にあります。国土の保全、水源涵養等の公益的機能を持つ森林や木材の役割が広く認識されており、これら機能向上のための保育管理などや積極的な木材の活用が二酸化炭素を吸収してくれる森林づくりにつながるところから、将来と

も計画的な緑化事業を推進してまいります。

近代社会は大量生産、大量消費で、石炭や石油などの有限な化石資源に依存した社会に変化し、地球温暖化に至っております。人類はこの大きな変化に直面し、有用資源を無駄なく使える循環型社会への変革に進みつつあり、議員からのご質問の内容にもありますバイオマスへの着目もなされております。

地球温暖化防止対策につながる町として対応可能な資源の有効利用策として、町内単位の古紙回収や生ごみの資源化などがありますが、自分たちの住む地球を守るためには、身近な温暖化対策運動からグローバルな環境教育まで、幅広い認識のもとに、根気強く進めていく必要があると考えております。

**議長（溝部幸基）** 金谷教育長。

**教育長（金谷裕）** 9番要田東議員のご質問にお答え申し上げます。

質問事項は、地球温暖化防止対策についてでございますけれども、緑化推進、環境教育について申し述べます。

緑化推進、環境教育についての教育委員会としての取り組みでございますが、まず、環境教育につきましては公害問題からスタートし、現在は地球温暖化対策にまでその内容が及んでおり、当初は学校教育の中での位置付けがなく、平成10年に教育委員会と町内各学校が連携して環境教育ネットワーク福島を発足させ、学習会や講演会等の情報交流を行いながら、新しい分野としての手探りの実践が続けられてきました。

現在では、平成14年の学習指導要領の改訂で総合的な学習の時間が新設されたことから、環境教育を教育課程の中に位置付けが可能となっており、各学校とも内容の充実に努めながら、各種活動を展開しているところでございます。

次に、緑化推進事業に関しての質問でございますが、町内では機会あるごとに児童あるいはスポーツ少年団等が、緑化活動に積極的に参加をしております。また、平成19年度には全国的な植樹祭が各地で開催される予定と聞いておりますので、

町主催、さらには近隣市町村の緑化関連行事に対する積極的な参加を、各学校はもちろんのこと、社会教育関連団体を通じて町民の皆様にも呼びかけてまいりたいと存じます。以上でございます。

**議長（溝部幸基）** 9番要田東議員。

**9番（要田東）** 再質問いたします。

二酸化炭素排出削減に非協力的な大国を一切れのパンと仮定しましょう。そうすると、たとえ、福島町は米粒一つくらいかもしれません。それでも我々は地球上にしか生きられないわけですから、この地球はかけがえのないことは皆さん納得済みのことです。それを、ずんずん温暖化して汚れてきた地球を、より良い環境に直して子々孫々に残していかなければならないという意味で、私は1回目の質問で、地球人として云々という表現をしたわけです。

昨年末、議会から地球温暖化防止森林CO<sub>2</sub>吸収源対策推進をという意見書を、政府関係機関に提出いたしました。そして温暖化防止に取り組んでいる某新聞社では、本社ビルの中の設備を省エネ型に変えて、冷暖房の設定温度を見直し、植樹活動への支援、それから植物油主体のエコインキを使い、環境問題、地球温暖化防止対策を考える記事の積極的な掲載、そういう取り組みをしております。

また、静岡県トラック協会では、バイオディーゼル燃料をなたね油から作るのですね。これは登り坂でも黒い煙が出ないし、いいにおいがして緑色をしているそうです。現在200台分の燃料を、広さはわかりませんが、休耕田とかに菜の花を栽培して、加速とか燃費が軽油に劣らないバイオディーゼル燃料を作って使っているそうです。

この地球温暖化防止対策は、実践が非常に大事だということは論を待たないことで、町長のご答弁で緑化事業を計画的に推進していくとおっしゃっています。この事業を、具体的にはどういう方法をとるのかわりたいのですけど。

方法を知りたいというには、わけがあるのです。例えば、造林方法は3から5年をスパンとして進化しているそうです。先日、巣植えということを

発言しましたけれども、その後、海にやさしい森づくりと題しての講演がありまして、その中で、自然林に近い造林を目指した混播法という植え方を耳にしました。当町でも巣植えや混播法の実験をして、従来の造林法と織り交ぜ、緑化事業の推進をするのでしょうか。

従来の造林方法では歩留が悪く、3割ほどと聞きます。巣植えや混播法では、間伐をほとんど必要とせず、従来の造林方法の7割間伐に対して、かかる費用がゼロに近いというわけで、従来の半分から3割の費用ということは、予算が従来どおりであれば2倍から3倍の広さの森づくりができるということになります。また、枝打の方法についても変わってきていると。よく、杉を造林してもお金にならないとかということを言われますけれども、その方法ですと収益性が増すので、いかがでしょう。そういうやり方を実験する考えはないのでしょうか。

町長に、町ができること、また、やらねばならないことをお尋ねしました。お答えがありましたけれども、もっともっとやれることがあるのではないかとこの考えを持ったので、再質問しているわけです。

次に、教育長にお尋ねします。林業従事者が理想的な枝打ができる広さというのは、年間2ヘクタールほどだそうです。つまり、町の森林面積、1万数千ヘクタールある森林を手入れするには大変人手不足になるわけです。あまり採算がとれない仕事ですから、ボランティアのグループを育成しなければならないと思います。そのボランティアの育成についてどう考えるのか、社会教育的立場から、初めに質問したように生涯学習社会教育の観点ということで、お答えをお願いします。

子供だけでなく大人だけでなく、子供から大人までですね。お願いします。

**議長（溝部幸基）** 村田町長。

**町長（村田駿）** 温暖化につきましては、議員からご質問通告書があったあとに、その日かその次の日かにNHKで、温暖化に伴ってオーストラリアのグレートバリアリーフ、日本の国土に匹

敵する珊瑚礁らしいですが、この珊瑚が発火していると。そして水温が30度を超えたと。そういうことで、危機的な状況だと。そういうことをテレビで流されてございました。

私もそういう状況を見て温暖化というのは、やはり私も、京都議定書の中では日本は6パーセントの削減すると、そういうことですが、あらためて国の名前は申しませんが、今、経済発展なり、また経済大国といわれる国が加入していないということに、非常に、京都議定書は一体どうなのだろうかと、そういう思いもしているところでもございます。

それから、いろいろ今、議会の意見書を各関係庁に出した結果、あるいはまたバイオディーゼルの燃料をなたね油から作っている状況等についても、いろいろ温暖化防止対策の一連としての今お話がされましたけれども、実は北海道町村会でも自然エネルギー導入に向けた法制度の確立をすべきであるとして、北海道町村会として実は今そういう動きもしているわけです。この前段として、今の化石燃料を使わないで、問題はさまざま地域によって生じていることもありますけれども、風力発電を積極的に進めるべきではないかと。そういうようなことも、実は今北海道町村会のほうでは動いております。

また一方、福島町の緑化事業を進める計画について、先般の研修会については私は出席しておりませんが、混播法だとか、そういうような造林方法があるやに、今議員からございました。福島町は今年の造林は、キハダ、後ほど産業課長のほうから今年の造林計画についてはお話していただきますけれども、従来の造林といえますと、すぐ、イコール杉で福島町、山づくりしてきたのも事実でございます。ただ、そういう中におきまして、近年、やはりミズナラだとか広葉樹も対象にすべきでないかということでの、今、山づくりをしてきてございます。そういう中で、やはり山づくりと緑化というものは、収益をあげるための山づくりと、緑化のための山づくりというのを、おのずからその辺に緑化方法等も違ってくるのか

など。そういう思いもしてございます。

また、森づくりセンターの所長さんに言わせると、今はもう、こういうオブラートのような鉢に苗木が入って、それをそのままやると、その鉢自体が肥料になってなじむのだと。そういうような造林方法もあると。そういうこともいろいろ私どもも聞いてございます。

それが何法なのか、私、この場でご答弁申し上げるだけの知恵はございませんけれども、そういうようなことも聞いているわけでございまして、いずれにしても、やはり私どもにとっては、緑化はもちろんのことですが、町としては、今回の議員の質問に私どもいろいろ、それを受けた中で、福島町で執っている行為というのはどうなのだろうと。それはやはり先ほど1回目に言いましたとおり、ごみの減量化等のお話もさせていただきました。また、ご承知のとおり今年は今春の暖房温度も調整しながら、職員にはウォームビズですか、そういうようなことでも積極的に取り組んだ今年の冬でございました。また、今後検討できる事項としては、公用車購入時にはやはり、今2台ありますけれども、ハイブリット車、これらを入れるとか、そういうようなことこれから検討していかねばならないのではないのかなと思ってございます。

いずれにしても、古紙の回収、生ごみの資源化等、積極的に取り組まなければならないなど。そういう考え方でございます。

**議長（溝部幸基）** 金谷教育長。

**教育長（金谷裕）** 非常に大きな、地球的規模の発想の、そして大事な問題であるという認識はいたしているところでございます。

それで、ボランティアの育成でございますけれども、児童、あるいは生徒に関しては、なかなか実践活動というのは難しいのかなと。ただ、意識付けは大事であろうという、頭の中では考えているところでございます。それで、さきほど来、答弁申し上げましたけれども、総合的な学習の中で、あるいは理科であれ社会であれ、あるいは技術家庭等々結び付けた中で、そういう意識付けをして

いくのが必要でないかなという思いはしているところでございます。

また、社会教育の中で、あるいは今のボランティアということになりますと、大人の方の育成ということになるかと思えます。それでないと続けていけない、子供は意識的にそうやって長い目で見てということに進めていくのでございますけれども、大人のことにつきましても、社会教育のあらゆる部門で検討して、どんな形がいいのか、これから教育委員会サイドでもいろいろ協議して検討して進めていきたいと。このように考えているところでございます。

**議長（溝部幸基）** 川村産業課長。

**産業課長（川村明雄）** 要田議員が森林に関して非常に興味を持っていらっしゃる。これは、取りも直さず地球温暖化を想定しての話でございまして、私どもも、北海道が地球温暖化防止活動という、この防止活動推進センターで提唱しだして、ようやく少しずつ、学校教育なんかでも少しずつこの地球温暖化防止対策というものが環境教育として今、盛り上がりつつあるのかなというふうに思っております。まだまだこれからだというふうに思っております。

そういうことで、私ども農林サイドでは、新しい年度でもって植栽する物の中には、キハダ等があります、新しいところでは。ただ、これは一法人が将来を見越して、地球温暖化というよりも、将来を見越してその樹種が漢方薬に使えるとか、そのような形でもって転換していくという形になっております。あと、森づくりセンター等の指導では、ミズナラ、こういうところが主流になっております。杉の植栽というのが今ちょっと下火といえますか、少なくなっているというのが現実でございます。

そういうことで、要田議員も地球の環境を非常に危惧されているということでございまして、京都議定書でもその6パーセントのガスを、二酸化炭素を日本は下げるということで、単純に言うと、100パーセント使っている、例えば100リットルのガソリンを94リットルに下げればいいと

ということになるのですけれども、ただ、そう簡単にはいかないようで、これは1990年に比べて6パーセントですから、今時点ではもうすでに15パーセントも下げなければならないのだそうです。これは不可能に近い数字だというふうに言われているのです。それともう一つは、6パーセントのうち3.9パーセント森林で吸収してもいいということなのですが、これも、今わが国の中では、無立木地帯といいますか砂漠地帯がないので、これも難しい数字なのだそうです。

しかしながら、森林が二酸化炭素を吸収して木になる、その木がずっと木材のまま、建築資材、あるいは家具だとか、そういうものに使われることによって、何十年もCO<sub>2</sub>をそこに留めておくということがあるので、できるだけ地場産の物、日本の物を使ってほしいという指導といいますか、そういう精神に立っているというふうに思っております。

余計なことまで話したかもしれませんが、どうぞよろしくをお願いします。

**議長（溝部幸基）** 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 4時00分）

（再開 午後 4時00分）

**議長（溝部幸基）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

村田町長。

**町長（村田駿）** 勉強不足で申し訳ございませんけど、混播法、これらについては、今年の造林計画の中では、私ども予算計上していない経緯もございます。どういう方法なのか、森づくりセンターの所長等の指導を受けながら、それらについては今後、検討してまいりたいと思っております。

**議長（溝部幸基）** 9番要田東議員。

**9番（要田東）** 私が、従来の植林方法、造林方法と言ったのは、一斉植林、あるいは針葉樹を、あまり樹間を離さないというのか、細かく植える方法。だから7割は間伐しなければならない

という方法です。植林・緑化を重視するのは、ほかの方法では二酸化炭素排出を削減、なかなかできないわけです。だから木に吸収してもらって、ガソリンとか石油を燃やしたときに出る二酸化炭素までも木に吸収してもらおうという考えなのです。

それで、混播法も巢植えも、嫌われていた針葉樹も結構植えるやり方なのです。針葉樹は落葉樹と違って、冬も炭酸同化作用というのですか、二酸化炭素を吸収するわけです。それで植樹方法、あるいは緑化に私はこだわっているわけです。

そういうわけですので、植樹方法を再度研究するのか、すると言いましたね。積極的にやっていただきたいということで質問を終わります。

**議長（溝部幸基）** 次に、2番金澤安治議員。

**2番（金澤安治）** 福島町・松前町、両町の合併について再度協議すべきでは。その点に対して質問させていただきます。

当町は渡島半島南端白神岬地域を境に、松前町と二つの町を形成しております。本州より海峡を渡り松前藩士が開拓してきた歴史と伝統文化があり、松前町には松前城、寺町、桜の名所、当福島町には横綱記念館、トンネル記念館、吉岡温泉、祭礼行列、白符荒馬踊りなど地域経済への波及効果を各地方から呼び込む観光資源があります。

両町が協同の町づくりに率先して取り組み、再編する発想の転換をし、観光資源の活性化を図ることが特に必要と思われまます。

期間が限られていますが、津軽海峡と日本海流域の恵まれた漁場と景勝の展望を活用した地場産業振興の資源もあります。

両町再編の合併促進が合意に至ることが、展望ある将来につながり歴史に残ることにもなると思っております。

そこで、私は西部広域四町合併の論議の以前に、両町が互譲の精神で誠意をもって研究をし、再度の合併協議を進めるべきだと思います。

諸産業の振興推進に、国政の指導方針のもとに小異を捨て大道を得るの、ことわざのごとく、今度こそ行く末を考え、町民に力強い指導力を発揮

することが、町行政最高管理者の使命であります。町長の心からの所信をお伺いいたします。

**議長（溝部幸基）** 村田町長。

**町長（村田駿）** 2番金澤安治議員のご質問にお答えいたします。

福島町と松前町、両町の合併について再度協議すべきではとのご質問でございますが、市町村合併についてのご質問でございますが、国の合併新法に基づいて都道府県における市町村の合併の検討が義務付けられ、3番議員の一般質問でもお答えしたとおり、北海道においても、その検討が進められております。

先般、クラスター分析の結果も示されましたが、その中で、当町は松前町との結び付きが最も強く、次いで西部3町との結び付きが強いとされており、今後、4月を目処に各自治体に対して組み合せの意向調査が行われ、それを踏まえて、北海道における市町村の合併推進構想が策定されることとなっております。

旧合併特例法下において法定協議会を設置して検討がなされた結果、協議が整わなかった松前町との合併にあたっての再協議を望むとの議員からのご提言でございますが、両町において将来的な行財政の運営を考えた場合、2町という規模にとどまらず、さらに合併規模を広げた検討が必要になってくるものと考えております。

**議長（溝部幸基）** 2番金澤安治議員。

**2番（金澤安治）** 町長に再質問いたします。

2月15日の道新に掲載されたクラスター分析を私も検証しました。各役場間の移動時間が最大80分との基準を示した。渡島西部四町の結び付きが最終的には西部四町の合併が半強制的に函館市を中心地に渡島支庁管内を道の合併推進審議会の意向が、なんとなく私にはそういう心構えがあるなど、そのように思われます。そこで私は、道の審議会からの要請前に先がけし、両町の決断が懸命な政策の先手を打つ考えがありますか。まず、それ1点。

両町の法定協議会が第9回で出来上がっていた最終的に両町の議員定数の意見の違いが原因で、

また、住民アンケートにより合併賛成者が多かったのにもかかわらず解散となりました。

両町長の、住民の不信感を払拭し新たな合併新法の中で一足先にこれからの町づくりを進めていくのが私は得策と思っておりますが、元のさやに収めるのに呼びかけることも選択肢の一つとも思っています。町長の今一度の考えをお聞かせください。

**議長（溝部幸基）** 村田町長。

**町長（村田駿）** 3番議員の一般質問の中でもご答弁申し上げたところでございますけれども、まず今回のクラスター分析についての、合併をどうするという私は、現時点ではないということでのご答弁させていただきました。

去年9カ月もかけまして、福島町、当面は自立でいくと、そういうような多くの町民の方々のご理解とご協力のもと、自立プランの策定もさせていただきました。そういう中で、やはりクラスター分析、あるいはまた、さまざま町村長会議等でお会いしている中で松前の町長とも、こと合併のことについても、それとなくお話しした経緯もございます。

そういう中で、やはり松前の町長自体も、合併協議会が破綻した福島町との2町の協議はできないでしょうと。私も同じ考え方でございます。

ですから私どもにすると、すぐ今、クラスター分析が出たから合併どうだとかということではなく、何度もお話ししておりますとおり、私はその2町なり4町なり、この西部四町の中で共同で事務できることは事務の広域化だとか、施設の簡素化だとか、いろんなことの中で当面は取り組みしたいということでのお話で、現在そういう考え方で進めさせていただいているところです。

また、いろいろ観光等についてもお話ございましたが、やはりこの観光等については、合併する、しないは別にして、これらについては従来も連携取っておりますし、今年も松前町は5月の第2土曜日の日に築城400年の行事を構えているようです。うちのほうでは5月の第2日曜日が母の日ということで、女だけの相撲大会を計画しているわけです。この築城400年の日にちを決めるに

しても実は松前の町長のほうと、福島町で十数年も続いている女だけの相撲大会あるから、ダブらないようにしてくださいと。そして、できたら松前町の築城400年に、もし知事が参加される、道議の方々が参加されるのであれば、次の日、女相撲のほうに顔を出してもらうように、両町でそういうような体制を取っていきましょうと。そういうようなこと話しているわけです。

ですから、合併問題は別にして、観光だとか漁業振興等については、お互いに連携取れるものは取っていききたいなと思ってございます。

私自身は、法定協議会の会長として合併を前提に協議会を継続していたわけでございますけれども、その中において、やはりその協議が最終的に整わなかったと。その経緯については、あらためて申し上げるまでもなく、金澤安治議員も充分ご承知のことと存じます。また、町民アンケートの中にもそれなりにいろんな声はございましたが、やはりその結果、松前町との合併ということがなく、今、昨年4月から福島町は自立を当面のあいだ進めたいということの中での全町ぐるみの中で取り組んできているという、そういう経過についてはご理解をお願いしていただきたいと。

それとまたもう一つ、今のご質問の中で、西部広域四町の合併の論議の以前にということでありますけれども、これは今まだ4町の中で、こと合併について現時点で協議していることもございませんし、そういうこと自体は今、話題にしてございません。ただ、一致しているのは、やはり大きい規模で将来的には検討しなければならないのではないかと。そういう話はされておりますが、合併がどうのとか、そういう議論は、今のところは4町の中では具体的に協議されている、そういうような状況ではございません。

**議長（溝部幸基）** 2番金澤安治議員。

**2番（金澤安治）** 今町長のお話を聞きまして、私の考えと異なるところがあるなど。誤解と云えば変だけど。私は、ここであらためてまた申し上げます。

町が、自主自立存続の維持確立プランが赤字再

建団体転落回避の保障がない自立プランの比較グラフを見せると右肩下がり、町民が生きがいと元気の出るような内容ではありません。私の考えだよ、今言っているやつは。将来、大合併を視野に広域連携での生き残りを考えた場合に、私は町民に負担を与えることになると思います。

昨年4月施行の新法合併特例の期限である政府では平成21年度まで実現をめざす隣町の具体的な組み合わせの意向、住民の日常生活圏、経済圏などの数値化し両町の結び付きの意向調査をするようですが、一方、隣町の知内の町長は、当分はこのままの単独でいきたいと語り、西部四町の合併については財政状況では考える余地はない。共倒れになると消極的な考えです。北海道新聞に掲載されました。

広域連携での協議も新合併特例法まであと4年、広域連携の合意は今言う知内も4町の中に入りますので、話し合いの中でも単純なものではないと私は思います。まして、町の自立プランを見ると右肩下がりの、水平でないですよ。だんだん悪くなって年に1億数千万円は、赤字をだんだん抱えていかなければならないという誰が見てもそういうときに、一刻も早く合併したほうがいいのではないですか、実際、隣町だけでも先に手挙げて。そうすると、それだけ結局、話し合いの場についても肩張って話できると私は思います。それが町民にとって評価され、将来につながる懸命な得策と思いますが、町長のあらためた、また所見をお伺いします。

**議長（溝部幸基）** 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 4時23分）

（再開 午後 4時23分）

**議長（溝部幸基）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

村田町長。

**町長（村田駿）** 合併、経済的・財政的に厳しくなると非常に難しいことは確かでございます。そういう状況の中で、やはり松前町も今、福島町

との合併協議がだめになったために、松前町立病院の改革、それから役場の内部のそういう財政の健全化に向けて一生懸命努力してございます。

ですから、これは逆に、合併が順調にできなかった両町にとっての思いとすると、そういうところまで手が付けられたのではないのかなと。そういう思いはしてございますが、ただ、私自身はやはり今もって残念なのは、そういうような法定協議会を立ち上げ、それが順調に進まなかったということでは、町長としてそれは私自身も非常に、旧法下の中での、残念には思っております。

ただ、それでは今の松前町と、議員おっしゃるような合併協議を例えばすると。松前の町長が2町での協議は当面はできないですねと、そう言っているときに、私が例えば頭を下げていったときは、町名も本庁舎も全部松前にいって、なんとかしてくださいというのであれば合併協議はできると思います。私はそんなことはしたくございませぬ。やはり福島町として、従来の法定協議会の場合でも、本庁舎は福島、町名は松前という、そういう重大なことを、町民の理解を、承諾を得ない中で福島町長として決断してきた経緯がございます。

ですから、今回の新法の中における協議においても、できる限り、町民の人があれだけ苦労してつくった平成21年までの自立プランを、議員おっしゃるとおり、確かに財政は厳しいですから将来ともに赤字は増えていくかもしれません。そして議員の皆さん方も、特別委員会等の中においても、やはりそういう危惧はあろうかと思えます。そのために、毎年検証したり、将来そうなるのはだめだということを何度も話しているところでもございます。

ですから、当面は松前町との2町との合併協議は、私は町長として、そういう意思は持っておりませぬし、ただ、事務の共同化だとか施設の共同利用だとか、そういうような可能性については2町だけの問題でなくして、4町の中でもこれから随時、協議は進めていければなど。そういう考え方でございます。

**議長（溝部幸基）** 以上で、一般質問を終わ

ります。

## 延 会 の 議 決

**議長（溝部幸基）** お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** ご異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、明日及び明後日は休日のため休会とし、再会は3月13日午前10時からといたしますので、定刻までにご参集願います。

## 延 会 宣 告

**議長（溝部幸基）** これで、延会いたします。どうもご苦労さまでした。

（延会 午後 4時26分）



## 平成18年第1回

# 福島町議会定例会

平成18年3月13日(月曜日)第2号

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 平成17年第4回定例会  
議案第2号 福島町船揚場施設管理条例の制定について(経済福祉常任委員会報告)
- 日程第3 平成17年第4回定例会  
議案第5号 第4次福島町総合開発計画基本構想及び基本計画の策定について  
(第4次福島町総合開発計画基本構想等審査特別委員会報告)
- 日程第4 議案第18号 平成17年度福島町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第5 議案第19号 平成17年度福島町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第20号 平成17年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第21号 平成17年度福島町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第22号 平成17年度福島町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第1号 福島町ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第10 議案第2号 福島町国民保護協議会条例の制定について
- 日程第11 議案第3号 福島町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第12 議案第4号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第5号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
について
- 日程第14 議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改  
正について
- 日程第17 議案第9号 福島町温泉健康保養センター条例の一部改正について
- 日程第18 議案第10号 福島町介護保険条例の一部を改正する等の条例について
- 日程第19 議案第16号 福島町財政調整基金の積立金の処分について
- 日程第20 議案第17号 福島町介護保険給付費準備基金の積立金の処分について
- 日程第21 議案第11号 平成18年度福島町一般会計予算
- 日程第22 議案第12号 平成18年度福島町老人保健特別会計予算
- 日程第23 議案第13号 平成18年度福島町国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第14号 平成18年度福島町介護保険特別会計予算
- 日程第25 議案第15号 平成18年度福島町水道事業会計予算
- 日程第26 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

- 日程第27 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
 日程第28 閉会中の所管事務調査等の申し出について  
 日程第29 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

### 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
 日程第2 平成17年第4回定例会  
 議案第2号 福島町船揚場施設管理条例の制定について（経済福祉常任委員会報告）  
 日程第3 平成17年第4回定例会  
 議案第5号 第4次福島町総合開発計画基本構想及び基本計画の策定について  
 （第4次福島町総合開発計画基本構想等審査特別委員会報告）  
 日程第4 議案第18号 平成17年度福島町一般会計補正予算（第10号）  
 日程第5 議案第19号 平成17年度福島町老人保健特別会計補正予算（第2号）  
 日程第6 議案第20号 平成17年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
 日程第7 議案第21号 平成17年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
 日程第8 議案第22号 平成17年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）  
 日程第9 議案第1号 福島町ふるさと応援基金条例の制定について  
 日程第10 議案第2号 福島町国民保護協議会条例の制定について  
 日程第11 議案第3号 福島町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について  
 日程第12 議案第4号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  
 日程第13 議案第5号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
 について  
 日程第14 議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について  
 日程第15 議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部改正について  
 日程第16 議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改  
 正について  
 日程第17 議案第9号 福島町温泉健康保養センター条例の一部改正について  
 日程第18 議案第10号 福島町介護保険条例の一部を改正する等の条例について  
 日程第19 議案第16号 福島町財政調整基金の積立金の処分について  
 日程第20 議案第17号 福島町介護保険給付費準備基金の積立金の処分について  
 日程第21 議案第11号 平成18年度福島町一般会計予算  
 日程第22 議案第12号 平成18年度福島町老人保健特別会計予算  
 日程第23 議案第13号 平成18年度福島町国民健康保険特別会計予算  
 日程第24 議案第14号 平成18年度福島町介護保険特別会計予算  
 日程第25 議案第15号 平成18年度福島町水道事業会計予算

### 出席議員（14名）

議長	14番	溝部 幸基	副議長	13番	金沢 秀一
	1番	杉村 志朗		2番	金澤 安治
	3番	滝川 明子		4番	成田 民夫
	5番	平野 隆雄		6番	平沼 昌平

7番 佐藤多市  
9番 要田東  
11番 加藤雅行

8番 杉村欣一  
10番 佐藤孝男  
12番 安藤安雄

**欠席議員（0名）**

**出席説明員**

町長	村田 駿	助 役	竹下 泰弘
総務課長兼総務グループ参事	丁子谷 雅男	総務課企画グループ参事	木村 修
財務課長兼財務グループ参事	花田 春夫	財務課税務グループ参事	新山 佳隆
町民課長兼住民グループ参事	川岸 勤	町民課福祉グループ参事	花田 修一
産業課長兼農林グループ参事	川村 明雄	産業課水産グループ参事	三鹿 菊夫
産業課商工グループ参事	出羽 正機	建設課建設グループ参事兼水道グループ参事	花田 典明
吉岡支所長	土門 修一	福島保育所長	（花田 修一）
福祉センター次長	（工藤 昭一）		
教育長	金谷 裕	教育委員会教育次長兼学校教育グループ参事	花田 忍
教育委員会生涯学習グループ参事	工藤 昭一	学校給食センター所長	（花田 忍）
農業委員会事務局長	（川村 明雄）		
監査委員	工藤 享	監査委員補助職員	（大坂屋 昌輝）

**職務のため議場に出席した議会事務局職員**

議会事務局長	大坂屋 昌輝	議会グループ総括主査	石堂 一志
議会グループ主事	吉澤 裕治	議会グループ書記	阿部 千華



(開会 午前10時00分)

## 開 議 宣 告

**議長(溝部幸基)** おはようございます。

3月10日に引き続き、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

### 会議録署名議員の指名

**議長(溝部幸基)** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

4番成田民夫議員、5番平野隆雄議員を指名いたします。

### 平成17年第4回定例会

#### 議案第2号 福島町船揚場施設管理条例の制定について

##### (経済福祉常任委員会報告)

**議長(溝部幸基)** 日程第2 平成17年第4回定例会議案第2号福島町船揚場施設管理条例の制定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました案件につきましては、平成17年第4回定例会において、閉会中に審査すべき事件として、経済福祉常任委員会に付託されたものであります。

閉会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

佐藤孝男経済福祉常任委員会委員長。

**10番(佐藤孝男)** おはようございます。

経済福祉常任委員会の審査結果の報告をいたします。

ただいま議題となっております平成17年第4回定例会議案第2号福島町船揚場施設管理条例の制定については、閉会中に審査すべき事件として本委員会に付託されたものであります。本年2月7日に審査した結果、本件については委員全員の

賛成により、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

審査の経過・詳細につきましては、諸報告第1号に記載のとおりでありますので、ご覧願います。

以上、甚だ簡単ですが、経済福祉常任委員会の審査結果の報告を終わります。

**議長(溝部幸基)** 経済福祉常任委員会委員長の報告が終わりましたので、報告に対する質疑を行います。

(「なし」という声あり)

**議長(溝部幸基)** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

**議長(溝部幸基)** 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております平成17年第4回定例会議案第2号につきましては、原案のとおり可決すべきものとの経済福祉常任委員会委員長の報告であり、報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

**議長(溝部幸基)** 起立多数であり、平成17年第4回定例会議案第2号は可決いたしました。

### 平成17年第4回定例会

#### 議案第5号 第4次福島町総合開発計画基本構想及び基本計画の策定について

##### (第4次福島町総合開発計画基本構想等審査特別委員会報告)

**議長(溝部幸基)** 日程第3 平成17年第4回定例会議案第5号第4次福島町総合開発計画基本構想及び基本計画の策定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました案件につきましては、平成17年第4回定例会において、閉会中に

審査すべき事件として、第4次福島町総合開発計画基本構想等審査特別委員会に付託されたものがあります。

閉会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

金沢秀一第4次福島町総合開発計画基本構想等審査特別委員会委員長。

**13番（金沢秀一）** 第4次福島町総合開発計画基本構想等審査特別委員会の審査結果の報告をいたします。

ただいま議題となっております平成17年第4回定例会議案第5号第4次福島町総合開発計画基本構想及び基本計画については、閉会中に審査すべき事件として本委員会に付託されたものであります。本年2月17日及び2月24日に審査した結果、本件については出席委員8名全員の賛成により、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

審査の経過と詳細につきましては、諸報告第1号に記載のとおりでありますので、ご覧願います。

以上、甚だ簡単ですが、第4次福島町総合開発計画基本構想等審査特別委員会の審査結果の報告を終わります。

**議長（溝部幸基）** 第4次福島町総合開発計画基本構想等審査特別委員会委員長の報告が終わりましたので、報告に対する質疑を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております平成17年第4回定例会議案第5号につきましては、原案のとおり可決すべきものとの第4次福島町総合開発計画基本構想等審査特別委員会委員長の報告であり、報告のとおり決することに賛成の方は起立を願

います。

（賛成者起立）

**議長（溝部幸基）** 起立多数であり、平成17年第4回定例会議案第5号は可決いたしました。

### **議案第18号 平成17年度福島町 一般会計補正予算（第10号）**

**議長（溝部幸基）** 日程第4 議案第18号平成17年度福島町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田春夫財務課長。

**財務課長（花田春夫）** おはようございます。

それでは、定例会議案の別冊をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

議案第18号平成17年度福島町一般会計補正予算（第10号）でございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ4,176万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億4,890万5,000円とするものでございます。

第2条は、第2表債務負担行為補正でございます。

今回の補正の主なものにつきまして、ご説明いたします。平成17年度の当初予算及び補正予算計上いたしました事務事業にかかる予算につきましては、計画どおり進められております。今般、事務事業も確定してございますので、これら執行残を整理するものでございます。

また、例年になく大雪で、すでに除排雪費として6,000万円を計上してございますけれども、不足をきたすおそれがありますので、1,000万円をさらに今回補正するという内容でございます。

また、歳入では普通交付税並びに特別交付税の増減、町税の実績等を勘案しまして、追加してございます。

それでは、6ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正（追加）でございます。

事項、漁業近代化資金の融資に伴う利子補給に関する債務負担行為。期間でございますが、平成17年度から平成28年度まで。限度額、234万2,000円でございます。

これにつきましては、福島町漁業近代化資金利子補給条例に基づきまして、福島吉岡漁業協同組合の組合員が当資金を借りた場合に、町がその利息の1パーセント以内を利子補給するものでございます。17年度におきましては7件で5,560万円の借り入れをしてございます。

次のページをお願いいたします。第3表地方債補正(変更)でございます。

起債の目的、補正前、償還の方法、補正後となっておりますけれども、変更の部分についてのみ説明をいたします。

中山間地域総合整備事業債10万円減の500万円でございます。次に、公有林整備事業債90万円追加の590万円でございます。次に、公営住宅建設事業債390万円追加で8,660万円でございます。船揚場整備事業債20万円減で470万円でございます。消火栓整備事業債20万円減の240万円でございます。合計で430万円が追加となるものでございます。

今回の430万円の追加補正によりまして、町債の合計額は2億8,880万円となるものでございます。

なお、行政報告にもありましたように、アスベスト事業にかかる分につきましては、今後、決定次第予算措置を講じたいというふうに思っております。

次に、事項別明細の歳出から説明いたしますので、51ページをお願いいたします。

1款議会費、1目議会費32万6,000円の減でございます。9節から19節までは、いずれも事務精査によるものでございます。

次のページをお願いします。2款総務費、1目一般管理費23万7,000円の減でございます。1節から12節、いずれも事務精査によるものでございます。なお、9節で旅費11万5,000円追加してございますけれども、これは18

年度保健婦1名を採用予定してございまして、札幌からの赴任旅費でございます。

次に53ページをお願いいたします。3目の財政管理費5万円の減でございます。事務精査によるものでございます。

次に54ページ。4目の会計管理費6万9,000円でございます。9節から12節、いずれも事務精査による減でございます。

55ページ。5目財産管理費53万2,000円。13節で53万2,000円の減ですけれども、入札減によるものでございます。

次に56ページ。6目の生活改善センター運営費50万1,000円の減でございます。11節から13節まで、いずれも福島地区の改善センターが1月1日から休止ということで減にしております。

次に57ページです。7目の企画費68万5,000円の減でございます。1節、9節につきましては、総合開発審議会報酬、委員さんの辞退ということでの減でございます。11節、19節については、事務精査によるものでございます。

次に58ページでございます。8目の交通安全対策費8万5,000円。これは交通指導員・推進員にかかる事務精査によるものでございます。

59ページ。9目町民運動対策費6万8,000円の減でございます。これは松前町との負担割合の調整により半額となって、今回、減額するものでございます。

次に60ページ。11目支所費4万4,000円の減。9節、12節、いずれも事務精査によるものでございます。

61ページの15目電子計算費10万円の減。これは回線運用の事務精査による減でございます。

62ページ。1目税務総務費8万4,000円。これも旅費で事務精査によるものでございます。

次に63ページですが、賦課徴収費27万9,000円の減でございます。8節及び19節、いずれも事務精査によるものでございます。

64ページ。戸籍住民基本台帳費38万1,000円の減でございます。9節から13節につい

ては、いずれも事務精査によりますけれども、14節につきましては今年度新しく導入しましたが、見積り合わせの結果、減となるものでございます。

次に65ページ。2目の衆議院議員総選挙及び最高裁判官国民審査費143万5,000円。いずれも、1節から13節まで事務精査によるものでございます。

次に66ページ。3目道議会議員補欠選挙費102万7,000円の減でございます。1節から13節まで、いずれも事務精査確定によるものでございます。

次に67ページ。2目指定統計調査費10万1,000円。3節から12節まで、これも指定統計の完了によりまして減になるものでございます。

次に68ページでございます。1目監査委員費9万円の減でございます。これも事務精査によるものでございます。

次に69ページ。財政調整基金費2万円の追加でございます。積立金として2万円。これは利息分を今般積み立てするものでございます。

次に70ページをお願いします。2目土地開発基金費1,000円でございます。これも預金利息を1,000積み立てするものでございます。

次に71ページ。3目減債基金費2,000万円の追加でございます。25節で積立金2,000万円の追加でございます。これにつきましては公債費適正化計画に基づきまして、今年度2,000万円を積み立てするものでございます。今回の追加によりまして、17年度末基金残高は4,275万円となるものでございます。

次に72ページをお願いします。4目の小笠原実奨学基金費24万4,000円の追加でございます。積立金として、本年度償還されました収入分を今回積み立てするものでございます。

次に73ページです。3款民生費、1目社会福祉総務費11万8,000円の追加でございます。1節から19節につきましては、いずれも事務精査によって減となるものでございますが、20節におきまして、2段目の知的障害者援護施設医療扶助費192万9,000円の追加でございます。

これは実績に伴いまして追加するものでございます。同じく4段目の更正医療給付費、これにつきましても57万5,000円の追加でございます。それと下から3行目の身体障害児等補装具給付費、これにつきましては4,000円の追加。いずれも実績等を勘案して今回補正するものでございます。

次に74ページをお願いします。2目の国民年金費1万3,000円の減でございます。旅費におきまして事務精査による減でございます。

次に75ページの3目生活館等管理費17万6,000円の減でございます。15節、19節、いずれも入札執行等に伴う減でございます。

次に76ページをお願いします。4目の老人福祉費436万3,000円の減でございます。8節から20節につきましては、いずれも事務事業の精査によるものでございます。

次に77ページをお願いします。5目生活支援ハウス管理運営費15万円の減でございます。これも光熱費の事務精査による減でございます。

次に78ページでございますけれども、6目の福祉センター運営費7万8,000円の減。いずれも入札等に伴う減でございます。

79ページの1目児童福祉総務費17万円の減でございますけれども、8節から11節まで、いずれも事務精査、実績勘案の減でございます。

80ページをお願いします。2目の児童措置費29万5,000円の減でございます。扶助費で、いずれも受給者の年金区分の変更、あるいは受給者の減によつての、いずれも増減の補正でございます。

次に81ページでございますけれども、3目の保育所費3万2,000円の減でございます。これも、いずれも事務精査によるものでございます。

82ページの4款衛生費、2目の予防費36万6,000円の減でございます。これも健康診査等の事務精査によるものでございます。

次に83ページの、5目の医療対策費340万6,000円の減でございます。11節から20節まで、いずれも実績勘案等でございますけれども

も、特に20節の乳幼児医療扶助費につきましては、実績が例年より少ないということでの減でございます。

次に84ページでございます。6目の老人保健費467万2,000円の減でございます。11節から20節まで、いずれも各種検診の事業の終了、あるいは老人医療の実績等を勘案して減額するものでございます。

次に85ページでございます。7目の心身障害者医療対策費2,275万4,000円。これも、いずれも実績勘案での減でございます。特に医療費につきましては、入院されている方が重度の方で、退院をされているという経過も含めて減額するものでございます。

次に86ページでございます。8目の母子保健費84万1,000円の減でございますけれども、これも実績勘案しての事務精査による減でございます。

次に87ページでございます。9目温泉健康保養センター管理運営費45万8,000円の減でございます。これも入札執行等によるものでございます。

次に88ページをお願いします。2目広域事務組合費248万9,000円の減でございます。これにつきましては、渡島西部の広域事務組合の衛生部門の負担金でございますけれども、し尿業務委託料とごみ委託料費において、執行残によるものでございます。なお、この予算につきましては、去る2月21日開催の渡島広域事務組合第1回定例会において議決をされてございます。

次に89ページでございます。3目の渡島廃棄物処理広域連合費298万9,000円の減でございます。これにつきましても、焼却施設等の点検業務委託料の精査によって減となります。これにつきましても、2月28日開催の広域連合の定例会において議決されてございます。

次に90ページでございます。5款労働費、1目労働諸費、9節で5万6,000円の減でございます。これも事務精査によるものでございます。

次に、91ページの6款農林水産業費、1目の

農業委員会費、1節報酬で8万6,000円の減でございますけれども、これは年度途中で委員が1名死亡されてございますので、それに伴う減でございます。

次に92ページでございます。2目の農業総務費、これは地方債の補正によりまして財源振り替えをするものでございます。

次に93ページをお願いします。3目の農業振興費、1節及び9節、いずれも福島町地域農政総合対策推進協議会、これが2回開催のところ1回になったために減額するものでございます。

それと、94ページをお願いします。4目の活性化センター管理運営費、12節手数料で9万円の減でございます。いずれも事務精査によるものでございます。

次に、95ページの1目林業総務費、19節で1万9,000円の減でございます。いずれも事務の確定による減でございます。

次に96ページでございます。2目の林業振興費で、1節、9節につきましては、これも委員会が2回分を見ましたけれども1回開催ということでの減でございます。19節につきましては、それぞれの事業が確定しましたので、これに伴う減でございます。

次に97ページですが、3目の町有林造成費、13節で町有林の造成事業委託料でございますけれども38万7,000円の減。これは事務精査によるものでございます。

次に98ページでございますけれども、4目の熊等による被害対策費、8節でヒグマ等の捕獲報償費4万5,000円の減でございますけれども、3頭分計上でしたけれども実質的には2頭の捕獲ということでの減でございます。

次に5目治山費、15節で町単独治山工事費、入札執行によりまして5万5,000円減となるものでございます。

次に100ページです。1目の水産業総務費、11節、12節、いずれも事務精査によりまして、トータル4,000円の減でございます。

次に101ページでございます。2目の水産振

興費14万7,000円の減でございますけれども、18節、19節、いずれも事務精査でございますけれども、19節の最後の段の漁業近代化資金利子補給金につきましては、先ほど申し上げましたように確定によりまして5万5,000円を減額するものでございます。

102ページでございます。3目の漁港管理費43万2,000円の減でございます。11節から19節まで、いずれも事業確定、入札執行、事務精査による減でございます。

103ページお願いします。4目の漁村環境改善総合センター運営費、13節管理清掃委託で1,000円の減でございます。

104ページお願いします。7款商工費、2目商工振興費、19節信用保証料等補給金で19万5,000円の減としています。これにつきましては、福島町中小企業融資の借りにかかる利子補給分ですが、本年度の借入額1,500万円予定しておりましたけれども、3件で650万円ということになりましたので、これに見合う分を減額したものでございます。

次に105ページです。5目の横綱の里づくり費21万6,000円の減でございます。8節から14節まで、いずれも実績、事務精査による減でございます。

次に、106ページの7目特産品センター管理費、15節し尿浄化槽補修工事14万円減でございます。これは入札執行に伴う減でございます。

次に107ページの8款土木費、1目土木総務費11万2,000円の減ですけれども、14節、19節、いずれも事務精査によるものでございます。

次に108ページ。2目道路維持費917万9,000円の追加でございます。13節流雪溝管理委託料で75万円の減でございます。これは、毎年、土現と契約交わし、負担金として支払っているわけですが、ご存じのとおりシクナーが撤去されたことによりまして、ポンプ室、いわゆる管理室が不要になったということで減額なるものでございます。除排雪委託料1,000万円

の追加でございます。これにつきましては、先般、お手元に別様で印刷した物をお配りしておりますので、補足的に若干説明させていただきますので、そちらのほうをご覧いただきたいというふうに思います。

この内容につきましては、先般の2月17日の開催の臨時議会の中でも若干経過お話をしておりますけれども、さらに追加を要するということで資料をお配りいたしますので、もう一度こちらのほうから説明を申し上げたいというふうに思います。

平成17年度の除排雪費の補正についてという題目で、ご覧いただきたいとします。

まず1番目の、除雪費の年度別支出状況。これにつきましては、2月28日現在の支出状況を書いてございます。17年度合計で、2月28日確定分では5,978万2,000円という状況になってございます。

2番目の、降雪量の年度別状況でございますけれども、これは24時間計測、いわゆる、下のほうにも書いてございますけれども、福島消防署の数値でございます。年度別、それぞれ書いてございますけれども、17年度の合計で534センチという状況。昨年が401センチということですので、例年になく大幅な降雪になっているということが、これでおわかりいただけるかなというふうに思います。

次に3番目の、予算執行状況及び補正額についてでございますけれども、としましては、当初予算すでにご説明しておりますけれども3,000万円、さらに専決処分、臨時議会等で3,000万円、合わせて6,000万円現在計上されてございます。の除排雪実績額でございますけれども、除雪費で4,329万7,000円、排雪費で1,648万6,000円、合計で5,978万2,000円。これは、先ほど申し上げました2月28日現在の支出状況でございます。としまして、今後の見込額、補正額でございますけれども、3月1日から3月31日までの分として、除雪費として2.5日、1回稼働しますと200万円ということですので、これで500万円。排

雪費で3.5日、150万円です。合わせて1,025万円というふうになるわけですが、1,000万円を今回補正したいということでございます。合計しまして、トータル7,000万円の除排雪費となるという内容でございます。

それでは、108ページのほうにお戻り願います。15節につきましては入札執行による減でございます。

次に109ページでございます。1目の都市計画総務費で、いずれも審議会の開催が少なかったということの事務精査によりまして減額となるものでございます。9万4,000円の減額でございます。

次に110ページでございます。2目の公園費、19節で、事務精査によりまして2,000円の減となるものでございます。

次に111ページでございます。1目の住宅管理費8万8,000円の減でございます。1節、9節につきましては、入居選考委員会の報酬・費用弁償でございますけれども、これも2回から1回への減というふうになってございます。以下、15節、19節につきましては、入札減等に伴う減でございます。

次に112ページでございます。3目の住宅建設費899万6,000円の減でございます。9節から15節、いずれも丸山団地建替事業にかかる事業確定による減でございます。

次に113ページでございます。9款消費費、1目災害対策費4万1,000円の減でございます。11節から14節まで、いずれも事務精査によって減となるものでございます。

次に114ページでございます。2目の広域事務組合費、19節消防部門ですけれども120万6,000円の減でございます。これにつきましては先ほど衛生費で申し上げたとおり、すでに広域事務組合の定例会で議決済みの予算でございます。

次に115ページでございます。10款の教育費、1目の教育委員会費145万4,000円の

減でございますけれども、19節において福島商業高校新規入学奨励金で42万円、同じく通学定期補助78万2,000円の減。これは、いずれも41名分見たのですが、実績は27名ということで減額なるものでございます。それと、通学定期補助については、車等の通学で利用者が少なかったということによって減になるものでございます。

次に116ページをお願いします。3目教育振興費293万9,000円の減でございます。13節で児童生徒健康診断委託料及び学校職員健康診断委託料、これはいずれも受給者減によるもので、合わせて22万7,000円の減。それと、下段のほうの就学时健康診断委託料については、単価の分で安くなってございます。以下、19節から21節まで、実績勘案によつての減でございます。なお、21節の貸付金につきましては、継続が13名、新規が3名ということでの実績の部分でございます。24名から16名に減になった分でございます。

次に117ページでございます。4目の教員住宅管理費、19節で事務精査によって7,000円の減でございます。

次に118ページですが、1目学校管理費、15節で、それぞれ入札執行残で2万7,000円が減となるものでございます。

次に119ページですが、1目の学校管理費で32万2,000円の追加でございます。15節で入札執行で3万4,000円の減ですが、17節の公有財産購入費、これは吉岡中学校グラウンド敷地を購入するものでございます。これにつきましては、吉岡中学校グラウンド敷地に隣接しています北海道所有地を、グラウンドとして使用するため購入するものです。これは、ご存じのように路線改良で終わりましたので、その辺を道のほうと協議しながら購入するものですが、購入面積は4筆ございまして、111.01平方メートルでございます。単価は平方メートルあたり3,207円を予定してございます。

次に120ページをお願いします。1目の社会

教育総務費で24万円の減。1節、14節、いずれも事務精査によるものでございます。

次に121ページですが、1目保健体育総務費107万4,000円の減でございます。8節から19節、いずれもそれぞれ事業確定、事務精査によつての減でございます。特に19節の南北海道駅伝競走大会については、実行委員会のご努力によりまして相当数の経費が削減されたということでございます。

次に122ページでございます。2目の総合体育館運営費23万9,000円の減でございます。12節から15節まで、いずれも入札減、事務精査によつての減となるものでございます。

次に123ページです。町民プール運営費9万9,000円の減でございます。入札減、あるいは事務精査によつての減でございます。

次に124ページでございます。5目のファミリースポーツ公園管理費、12節で4万5,000円の減でございます。事務精査によるものでございます。

次に125ページの11款公債費、1目元金、これは235万7,000円を財源振り替えるものでございます。これは住宅家賃、それと使用料の部分での財源を振り替えるものでございます。

次に126ページをお願いします。2目利子、これも、13万7,000円を財源振り替えるものです。これは、トンネル記念館の建設費にかかる道補助分を、今回、額の確定によつて財源振り替えるものでございます。

次に3目公債諸費、12節手数料、事務精査によつて5万円減となるものでございます。

次に128ページでございますけれども、12款の諸支出金、1目の繰出金62万円の減でございます。28節で国民健康保険特別会計繰出金として1,625万2,000円を追加するものでございます。内容につきましては、保険税軽減額で1,569万3,000円、財政安定化支援で50万1,000円、その他事務精査で5万8,000円、合計しまして1,625万2,000円を追加

するものでございます。それと、老人保健特別会計繰出金、老人医療費の減によりまして743万2,000円を減とするものでございます。あわせて介護保険特別会計繰出金、これにつきましても介護給付費等、あるいは事務費によりましての減によりまして944万円を減とするものでございます。

次に歳入を説明いたしますので、11ページをお願いいたします。

1款町税、1目個人、2節で滞納繰越分として243万7,000円を追加するものでございます。当初予算で300万円ですので、1月末収納状況を勘案しまして243万7,000円を追加するものでございます。

次に12ページでございます。2目法人86万2,000円の追加でございます。1節現年度分の法人税割、実績を勘案しまして78万2,000円を追加するものでございます。2節滞納繰越分8万円の追加でございます。これも収納状況を勘案して追加するものでございます。

次に13ページをお願いします。1目固定資産税795万4,000円の追加でございます。1節現年課税分で、土地、家屋、償却資産、それぞれ収納率、当初は95パーセントを見たのですが、収納状況を見て1パーセントアップの96パーセントで策定しまして、それぞれ増減をさせていただきます。それと2節の滞納繰越分で、これも実績勘案しまして64万6,000円を追加させていただきます。

次に14ページでございますけれども、2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金、1節日本郵政公社資産で14万円追加してございます。これも実績によるものでございます。

次に15ページですが、1目軽自動車税、2節滞納繰越分で4万5,000円。これも実績勘案しての追加でございます。

次に16ページでございます。3款利子割交付金、1目利子割交付金、1節利子割交付金で、交付決定によりまして148万8,000円減額するものでございます。

次に17ページでございますけれども、8款地方特例交付金、1目地方特例交付金、1節の地方特例交付金で、これも交付決定によりまして165万8,000円減額するものでございます。

次に18ページです。9款地方交付税、1目地方交付税、1節普通交付税で9,782万9,000円の増、特別交付税で2,447万5,000円の減、差し引きまして7,335万4,000円の追加となるものですが、普通交付税の交付決定は今回の調整率按分を追加してございます。これで普通交付税の決定額は15億3,274万6,000円となり、すでに予算措置している分を差し引きますと、今回、9,782万9,000円の追加となるものでございます。なお、特別交付税については、当初、1億4,077万9,000円を見込んでおりましたけれども、特別事情分除いた交付額から、さらに20パーセントは削減されるだろうということで、今回、その分を見込んで2,447万5,000円を減額するものでございます。

次に19ページでございます。11款分担金及び負担金、1目民生費負担金43万5,000円の追加でございますが、1節につきましては保育児童の入退所の事務精査によって4万7,000円の減。2節で滞納繰越分、これが51万7,000円の追加でございます。これは現在の収納状況を勘案して、今回、補正するものでございます。なお、3節、4節、5節につきましては、それぞれ収納実績、入退区分等にかかることによって減になるものでございます。

次に20ページお願いします。12款使用料及び手数料、8目土木使用料55万1,000円の追加でございます。1節の町営住宅使用料で220万円の減。これは所得階層区分と死亡等によって退去者が増加したことによっての減でございます。次に2節の滞納繰越分270万円の追加でございますけれども、これも1月末の収納状況を勘案して270万円追加するものでございます。5節につきましては、利用者の増によって5万1,000円を追加するものでございます。

次に21ページでございます。7目の教育使用料、3節でパークゴルフ、町民プール使用料、実績によって減とするものでございます。7万4,000円の減でございます。

次に22ページですが、2目の総務手数料、1節で、いずれも支所分にかかる分の戸籍、諸証明の手数料の実績勘案の減でございます。

次に23ページです。13款国庫支出金、1目民生費国庫負担金81万円の減。1節から9節まで、いずれも対象者の年金区分と受給者の減少等々の事務精査によって減となるものでございます。

次に24ページです。2目の衛生費国庫負担金、1節の老人保健事業負担金44万円の追加でございます。これは健康診査や定期健康相談などの保険事業実施の実績を勘案して追加するものです。3分の1補助でございます。

次に25ページです。1目の民生費国庫補助金110万5,000円の追加でございます。1節で次世代育成支援対策交付金30万円の追加でございますけれども、これは新設でございます。本年度から幼児教育に係る諸般の諸行事の部分についての補助、30万円が限度ですけれども、補助されるということで、これまでの予算、常に計上しております育児教室、子供の日の行事、あるいは交通安全教室等々の子供に係る行事を、総額にしますと62万6,000円の事業費があるわけですが、だいたい3分の1の補助というような形になってございます。それと2節で支援費国庫補助金80万5,000円の追加でございます。これは入所者等の実績勘案によって追加するものでございます。

次に26ページでございます。2目の衛生費国庫補助金、1節老人保健事業補助金18万5,000円の追加でございます。これはさきほど申し上げた保健事業に係る実績等を勘案しての追加でございます。3分の1補助でございます。

それと、27ページでございますけれども、3目土木費国庫補助金100万円の追加でございます。1節で臨時市町村道除雪事業費補助金500

万円の追加でございます。これは大雪に伴う国の特別枠、事業費1,000万円の補助2分の1の補助金でございます。次に2節の公営住宅等家賃対策補助金196万5,000円の追加でございます。これは本年度建設しました丸山団地分8戸分を追加されて増となるものでございます。次に3節の公営住宅建設事業補助金596万5,000円の減でございますけれども、これは入札執行に伴うものでございます。

次に28ページをお願いします。4目の教育費国庫補助金、1節で、それぞれ実績勘案しての総計20万2,000円の減でございます。

次に29ページでございます。1目総務費委託金、1節で外国人登録事務委託金7万1,000円の追加でございます。これは変更届等が増えたために、今回、実績を勘案して追加するものでございます。

次に30ページでございます。2目の民生費委託金、2節で特別児童扶養手当事務委託金5,000円の追加でございます。これも実績によるものでございます。

次に31ページです。14款道支出金、1目民生費負担金1,157万1,000円の追加でございます。2節、3節につきましては実績勘案、利用者等の減等によって変更となるものでございませけれども、4節につきましては国民健康保険基盤安定負担金1,177万1,000円の追加でございます。これは先ほど申し上げました国保税の軽減分でございます。補助率が4分の3でございます。以下、5節から9節まで実績勘案による増減でございます。

次に32ページです。2目の衛生費負担金、1節で老人保健事業負担金44万円の追加でございます。これはさきほど来申し上げている保健事業にかかる分でございます。

次に33ページの土木費負担金、1節で吉岡地区流雪溝管理負担金1万4,000円の減でございます。これもさきほど申し上げましたように、シクナーの撤去により減となるものでございます。

次に34ページでございます。1目の民生費補助金136万5,000円の減でございます。1節で、それぞれ実績勘案なのですが、下から2番目の在宅介護支援センター事業補助金、増額3万円ですけれども、これも総じて、あわせて実績勘案によるものでございます。2節も事務精査によるものでございます。

次に35ページです。2目の衛生費補助金1,426万2,000円の減でございます。これも医療費関係、各医療費の実績勘案によって1節から4節まで、それぞれ減となるものでございます。

次に36ページです。4目の農林水産業費補助金185万7,000円の減でございます。2節、3節とも、いずれも事業確定、事務精査による減でございます。

次に37ページの商工費補助金、1節で青函トンネル記念館建設事業補助金13万7,000円の減でございます。これはご存じのとおり、起債償還利息の確定に伴いまして、当初、利率が1.8見込んでおりましたけれども、1.0ということに伴いまして減となるものでございます。

次に38ページです。1目の総務費委託金、132万8,000円の減でございます。2節、3節いずれも事業確定、事務精査による減でございます。

39ページ。2目の土木費委託金、3節吉岡地区流雪溝管理委託金47万4,000円の減でございます。これもシクナー撤去に伴う部分でございます。

次に40ページです。15款財産収入、1目財産貸付収入、1節で教員住宅貸家料です。これは入居者の退去によって減となるものでございます。

41ページ。2目利子及び配当金、1節で財政調整基金利子、これが1万9,000円の追加、それと土地開発基金利子収入で1,000円、それぞれ現在の残高に利息が付いた部分を、今回、補正するものでございます。

次に42ページでございます。2目の物品売払収入、1節で町有林立木等売払収入216万2,000円の追加でございます。これは支障木とな

りました分を、北海道電力、それと吉岡砕石工業に、それぞれ売却したものでございます。

次に43ページ。17款繰入金、1目財政調整基金繰入金1億2,543万9,000円の減でございます。1節で財政調整基金繰入金、同額を減額するものでございますけれども、当初、2億500万円を予定しておりましたけれども、普通交付税等の財源調整の結果、1億2,456万1,000円を繰り入れするものでございます。なお、町債は特別交付税の決定状況を見ながら、今後さらに財源措置を講じて、さらに繰り入れを少なくする手立てを考えてございますので、よろしくお願ひします。なお、現在の利息分をあわせて、財調の残高でございますけれども4億8,327万3,000円となるものでございます。

次に44ページお願ひします。19款諸収入、2目奨学資金貸付金収入、1節小笠原実奨学資金貸付金収入で5万2,000円。これは収納の実績を勘案しての追加でございます。

次に45ページの1目雑入、7節でトータル3万1,000円の追加でございますけれども、その他の部分で温泉の自販機、公衆電話、マッサージ、それと各種検診の利用料、そういったもので42万3,000円を減額しています。以下の部分については、それぞれ実績を勘案しての増減でございます。

次に46ページでございます。2目の宝くじ交付金収入、1節宝くじ交付金収入で31万2,000円の追加でございます。これは交付決定により追加するものでございます。

次のページからは町債ですが、さきほど第3表でご説明しておりますので省略をさせていただきます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほど申し上げます。

**議長（溝部幸基）** 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時03分）

（再開 午前11時20分）

**議長（溝部幸基）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般会計補正予算の提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を行います。

9番要田東議員。

**9番（要田東）** 52ページのいちばん下の役務費、通信運搬費の減額が事務精査によるものという説明いただきましたけれども、それが当初予算の何パーセントにあたるか。

それから88ページの減額は、し尿処理及びごみ処理の負担金の、ごみ減量化を進めているわけで、そのごみ減量化に伴う減額、わかったらいかほどか。

それからあと収入のほうで、20ページのいちばん上の1節町営住宅の使用料が、退去者増加によってという説明でしたが、空家が増えたということで、さらに詳しい内容お願ひします。以上。

**議長（溝部幸基）** 丁子谷総務課長。

**総務課長（丁子谷雅男）** まず、52ページの12節の関係につきましては通信運搬費。これは、率にということでございますので、率にしますと77.4パーセントにあたります。

それで、この部分の減額の主なものとしては、これ毎年ある程度縮小するように努力はしておりますが、特にメール便での活用の中で支庁等に集約して発送したり、それからもう一つ、いちばん大きなのは税の部分で、今まで口座振替であれば期ごとに通知していたものを最終の部分で報告するという手法に変えまして、そういう部分が大きな減額の要素になっております。以上です。

**議長（溝部幸基）** 川岸町民課長。

**町民課長（川岸勤）** 88ページの広域事務組合費248万9,000円の減のうち、ごみ減量化に伴う減額はいくらかということで、ご質問でございますけど、減量化に伴う負担金の減は入っておりません。

ということは、17年度予算につきましては、ごみの排出量が15年の実績で勘案します。ごみ

の減量化については17年度から始めておりますので、2年後というふうな形になります。以上です。

**議長（溝部幸基）** 花田典明建設課長。

**建設課長（花田典明）** 住宅料の関係ですけれど、まず、当初予算におきましては5,254万3,000円でございます。今回220万円の減額ということで、補正後5,034万3,000円になるわけでございますけど、この要因としましては、住宅料につきましては11月までに所得階層によりまして、次年度に入居する方々からそれぞれ入居申請をいただくという関係の、料金の確定、4月になった時点で確定するわけですけど、予算時点では前年度予想額でかけるというふうな減と、あわせて出稼ぎ等いろいろ景気が悪くなった分の減だとか、それから長期出稼ぎ者につきましても何件か収入が見込めない、不在と。連絡取れない分も何戸かあります。それからあとは、町内におきましても加工場に働きに行っている方、そういった方も含めまして、出稼ぎの方も含めまして収入減があるということの未収納分と。

それにつきましては、町内の関係者につきましては、建設課としましてはできるだけ収入の督促、自宅訪問、そういったもので徴収に心がけているわけでございますけど、なかなかそれに結び付かないものにつきましては、さらに3カ月経過したものについては本人宛てに退去命令というふうな内容証明等も含めて、そういうふうな措置も取っていくというふうな状況でございます。以上でございます。（発言する者あり）だから要因として、そういうふうなことだということでご理解願います。

**議長（溝部幸基）** 竹下助役。

**助役（竹下泰弘）** 今、建設課長答弁申し上げましたものに若干補足したいと思います。

今、建設課長申し上げましたけれども、当初予算の中では前年度の分の所得階層でやるわけですけども、それを確認して所得階層によって家賃が減った分と、それからもう一つは、入退去者、ほとんど退去する方が多くなった分がこの原因に

なっているということでございますので、ご理解いただきたい。

**議長（溝部幸基）** 9番要田東議員。

**9番（要田東）** 52ページの総務費のことについて、もう一回質問します。

77.2パーセントの支消ということなのですが、そうすると、今後、これ以上の削減というのかそういうものは、あまり見込めないのか、まだ削減の可能性があるのか。それ、お答えください。

それから20ページの、私、空家のことを発言したと思うのですが、空家の増減について。そしてその空家が、例えば丸山がこれくらいとか、あるいは新栄町の住宅がこれくらいとかという、そこをわかったらお答えください。

**議長（溝部幸基）** 丁子谷総務課長。

**総務課長（丁子谷雅男）** この一般事務費の部分については、毎年できるだけ削減するような形で、自立プランでもありますけれども、節減するような形で対応しております。この部分も、昨年と比べると今年、今年に比べるとまた来年という部分に、予算的にはある程度、当初は確保している部分でございますが、これがこれ以上、落せる手法がどうなのかというご質問でございますので、その部分については、現在考えられる手法とすれば今対応している部分なのですが、さらにこれからは縮減に向けては努力をしていきたいと。

これがいくらになるという部分は現在申し上げられませんが、そういう姿勢でいるということだけでご理解願いたいと思います。

**議長（溝部幸基）** 花田典明建設課長。

**建設課長（花田典明）** 全体として空家は37戸ありますけど、その中から昨年度、新規に丸山に建った戸数が8戸ありますので、實際上31戸が丸山団地住宅で空家となっております。

**議長（溝部幸基）** 9番要田東議員。

**9番（要田東）** 総務費のほうですけども、全体の77.2パーセントといいますと非常に努力されているという感じなものですから、何度かお聞きしたわけです。答弁はいいです。

**議長（溝部幸基）** そのほか質疑ございませ

んか。

3番滝川明子議員。

**3番（滝川明子）** 2点お聞きします。76ページ、老人福祉費の20節老人福祉施設措置費が減額になっておりますけれども、特に特養等、待機者の関係とか、予定より減額になったという理由、もう少しお知らせいただけますか。

もう1点です。116ページです。教育振興費の20節扶助費の要・準要保護就学援助費、あるいは就園奨励費等がかなり多く減額になってございますが、当初より児童の数が少なくなったということなのでしょうか。実績勘案ということですが内容を、同じく教えていただけますか。

**議長（溝部幸基）** 花田修一福祉グループ参事。

**福祉グループ参事（花田修一）** 76ページの老人福祉施設措置費の186万7,000円の減額でございますが、これは老人福祉施設へ今、渡島管内3カ所について当町から11名の方が入っております。それで、去年の5月、1名の方が退所されましたので、これに伴う減額の金額でございます。

**議長（溝部幸基）** 花田忍教育次長。

**教育次長（花田忍）** 就園奨励費、あと準要保護就学援助費の関係でございますけど、さきほど総体の中で財政課長が説明申し上げましたけれども、対象児童が20人見ていたところが14人とか、そういう状況の中でございます。それと、特に幼稚園のほう68万1,000円減額になってございますが、これは私立とも公立とも、対象児童が減っている分でございます、私立校でも21人、一応対象だったのですが、実際審査しましたところ該当するのは14名だとか、そういう状況でございます、細かい数字については必要であれば、あとで出したいと思っておりますが、そういうような理由で減額しております。以上です。

**議長（溝部幸基）** 3番滝川明子議員。

**3番（滝川明子）** 老人福祉費の関係は理解いたしました。

それで、就学援助、就園援助の部分なのですけ

れども、多くは就学・就園時前に、学校や幼稚園などを通じて上がってくる書類等で審査してということになると思うのですけれども、昨今の経済状況からいいますと多くなっていようかと考えられるのが、対象児童が減ったということだけではないか、あるいは保護者の経済事情で年度途中でそういった必要な状況が生まれていても、教育委員会で直接、手続き等は可能というふうにはお聞きしておりましたけれども、そういったことが周知されていないか、あるいは全く知らない方が多くて、みずから手続きを取らなかつたりとかというのがあるのではないかと。もしそうあったら、大変、せっかくある制度が生かされないというふうに思っていますお聞きしたいのですけれども、年度途中の分というのは全くないのでしょうか。

**議長（溝部幸基）** 花田忍教育次長。

**教育次長（花田忍）** 現実に、今現行の中では、4月に17人の該当がありましたけれども、今、議員おっしゃるとおり年度途中で4名増えていまして、支給的には21名対象で支給しております。そういう現実でございます。

周知の関係でございますが、その辺は各学校のほうからほとんどあがってくるような状況でございます、校長のほうにもお願いしてあります。生活状態が特に変わって、心配ごと相談とかなんとかありましたら、こちらのほうの就園奨励費の関係も一緒にあわせてお願いいたしますというふうに、こちらのほうから周知お願いしております。以上です。

**議長（溝部幸基）** 3番滝川明子議員。

**3番（滝川明子）** あくまでも学校を通じるとしますと、保護者の方たちのプライバシーや心情等では、なかなか手続きが取りづらいという、学校に相談をもちかけづらいという状況もあるのではないかと思います。

ですから、学校だけにとどまらず、直接教育委員会も受けてくださるということですから、そういった意味で、例えば広報を通じてとかいうこと

で、周知の方法、なんらかの形で取っていただければありがたいかなというふうに思っておりますが、最後にお聞きします。

**議長（溝部幸基）** 花田忍教育次長。

**教育次長（花田忍）** 今、議員おっしゃるとおり、周知につきましては広報等を利用して、積極的に周知をしていきたいというふうに考えています。

**議長（溝部幸基）** 5番平野隆雄議員。

**5番（平野隆雄）** 108ページの13節除排雪の委託料のことでお尋ねをいたします。

先ほどの資料の中で、ずいぶん、5メートル34センチという降雪を記録したわけで、大変な厳しい冬だったと思いますが、常々気にはなっているのですけれども、館古から排雪していった雪を、道の駅、あの駐車場を満杯にしているような状況がずっと続いております。何回か排雪してみたいのですけれども、まだ今日現在、駐車場が半分くらい使えない状況できているのですけれども、どうなのでしょう。この1,000万円通過した段階で、あれを排雪してくれると、排雪することなのではないでしょうか。まずその辺から。

それから、その道の駅という考え方。それは、どういうふうに考えているのか。道の駅の駐車場を半分くらい冬期間雪で埋まっているという状況なのですね。その辺の考え方も一緒にお聞かせ願いたいと思います。

**議長（溝部幸基）** 花田典明建設課長。

**建設課長（花田典明）** 道の駅につきましては、特に横綱記念館のオープンもございますので、早いうちに排雪をしたいというふうな考え方でおります。

あと、考え方ということになるのですけれど、あの場所、ご承知のとおり適当な雪の堆積場がないということで、やむを得ず私どもとしてはあそこに堆積しているわけでございますけど、できるだけ駐車スペースをとるような考え方で、なおかつ駐車スペースを少なくなるに、常に排雪に努めているというふうなところでございます。本来は、あそこにはためたくはないということで

ございますけど、適当な堆積場がないということで、あそこにやっているということでご理解願いたいと思います。

現時点においては、予算を6,000万円という中で、20日時点で状況勘案した結果、ほとんど6,000万円の予算が底をつくというような格好の中で、その時点で今回の1,000万円を2月の末から3月まで見込んで計上したところでございますけど、その中には除雪費・排雪費を、資料にございますけど、除雪と排雪費とあわせて今回補正したというところでございますけど、その予算の中で、町内に民有地を借りている場所がまだ20カ所ばかりございます。そういった中で、今回、本日提案した内容でもって排雪をやってもらいたいと。除雪に関しては、幸い2月20日以降なかったということで、ほとんど今回の予算そのものが、1回150万円程度の3回、3日ほど予定しているというふうな内容でございます。以上です。

**議長（溝部幸基）** 村田町長。

**町長（村田駿）** 今回の補正で、そういう民地も含んで今の道の駅の排雪、間違いなくこれ今、実施する予算を計上してございます。

たぶん平野議員の申し上げている内容については、道の駅という位置付けの中で、雪をためておくのはどうなのだと。たぶんそういうことかと思えます。

それらについては、本当は堆積場所が確保できれば置きたくないというのが実情です。ただ、今年の場合雪が多かったのと、あわせて館古の助産所の隣にも本当は堆積のスペースがあるのですが、急傾斜の関係の今年が事務所があったり、工事期間中であったということで、あそこには堆積ができなかったと。そういう経緯がございます。

できれば、周年営業行為をしている道の駅という位置付けの中からは、極力、そういうような長期間にわたって堆積をし、利用者にあまり迷惑のかけないような状況でこれからやはり管理していかなければならないし、除雪についてもそういう対応をしていかなければならないと。そう考えて

おりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

**議長（溝部幸基）** 5番平野隆雄議員。

**5番（平野隆雄）** 去年も私、この質問をしているのですが、だいたいそのようなご答弁でした。前向きに検討するというふうなことでしたので。

国土交通省から、インターネットでこの道の駅とはというものは簡単に出来ますから、これを充分、中身を精査して、道の駅とはどういうものなのか、その辺を担当課で、グループ化されていると思いますので、その辺をきちんと精査して来年度に向けてほしいと思います。答弁はよろしいです。

**議長（溝部幸基）** そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第18号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

**議長（溝部幸基）** 起立多数であり、議案第18号は可決いたしました。

### **議案第19号 平成17年度福島町 老人保健特別会計補正予算（第2号）**

**議長（溝部幸基）** 日程第5 議案第19号平成17年度福島町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川岸町民課長。

**町民課長（川岸勤）** それでは、定例会議案

の61ページをお願いいたします。

議案第19号平成17年度福島町老人保健特別会計補正予算の提案内容について、ご説明いたします。

第1条でございますが、歳入歳出とも1億200万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,515万7,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、歳出での医療費の支出見込み積算による減と、これに伴う歳入での支払い基金、国・道及び町の各負担金を減額するものであります。

それでは、予算の内容について説明いたしますので、71ページをお願いします。事項別明細書の歳出を説明申し上げます。

1款医療諸費、1目医療給付費、19節診療報酬支払金で、実績及び支出見込額を勘案しまして8,400万円の減額でございます。補正前は月額9,000万円で12カ月分、10億8,000万円を見ておりましたが、実績と今後の見込みで月額を8,300万円としまして、12カ月分9億9,600万円を見込み、差し引き8,400万円を減額補正するものでございます。

次の72ページでございます。2目医療費支給費、19節医療費支払金で、実績及び支出見込みを勘案して1,800万円の減でございます。補正前は月額300万円で12カ月分、3,600万円を見ておりましたが、実績と今後の見込みで、月額を150万円としまして、12カ月分1,800万円を見込み、差し引きで1,800万円を減額補正するものであります。

次に歳入を説明いたしますので、67ページをお願いします。

1款支払基金交付金、1目医療費交付金、1節現年度分、支払基金医療費交付金で5,740万円の減額であります。補正前の交付額は6億2,856万円ですが、歳出での医療諸費の減額に伴い、交付金は5億7,116万円となるため、差し引きで5,740万円を減額補正するものであります。

次の68ページをお願いいたします。2款国庫支出金、1目医療費負担金、1節現年度分、医療費国庫負担金で2,973万4,000円の減額であります。補正前の負担金は3億2,496万円ですが、歳出での医療諸費の減に伴いまして、負担金は2億9,522万6,000円となるため、差し引きで2,973万4,000円を減額補正するものであります。

次のページです。3款道支出金、1目道負担金、1節現年度分、医療費道負担金で743万4,000円の減額であります。補正前の負担金は8,124万円ですが、これも歳出での医療諸費の減額に伴い、負担金は7,380万6,000円となるため、差し引きで743万4,000円を減額補正するものであります。

次の70ページをお願いいたします。4款繰入金、1目一般会計繰入金、1節医療費一般会計繰入金で743万2,000円の減額であります。補正前の繰入金は8,124万円ですが、歳出での医療諸費の減額に伴い、繰入金は7,380万8,000円となるため、差し引きで743万2,000円を減額補正するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議長（溝部幸基）** 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第19号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

**議長（溝部幸基）** 起立多数であり、議案第

19号は可決いたしました。

## 議案第20号 平成17年度福島町 国民健康保険特別会計補正予算（第 4号）

**議長（溝部幸基）** 日程第6 議案第20号平成17年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川岸町民課長。

**町民課長（川岸勤）** それでは、定例会議案の73ページをお願いいたします。

議案第20号平成17年度福島町国民健康保険特別会計補正予算の提案内容について、ご説明いたします。

第1条でございますが、歳入歳出とも1,142万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,956万4,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、歳出での医療費実績及び今後の見込みを勘案しての予算調整と、これに伴う歳入での財源調整のための予算補正であります。

それでは、予算内容について説明いたしますので、歳出の事項別明細書の87ページをお願いいたします。

1款総務費、1目賦課徴収費、12節手数料で9万2,000円の追加でございます。国保税の口座振込手数料を一般会計予算で従前計上していましたが、今回、道調整交付金の対象となるため、国保会計の予算措置とするため9万2,000円の追加でございます。

次に88ページをお願いいたします。2款保険給付費、1目一般被保険者療養給付費、19節一般被保険者診療報酬支払金で、支払金の増が見込まれる状況にあることから2,400万円の追加でございます。補正前は月額3,500万円で12カ月分4億2,000万円を見ておりましたが、実績と今後の見込みで、月額を3,700万円と

しまして、12カ月分4億4,400万円を見込みまして、差し引き2,400万円を追加補正するものであります。

次のページです。2目退職被保険者等療養給付費、19節退職被保険者等診療報酬支払金で、支払金の減が見込まれる状況にあることから120万円の減でございます。補正前は月額510万円で12カ月分6,120万円を見ておりましたが、実績と今後の見込みで、月額を500万円とし、12カ月分6,000万円を見込みまして、差し引き120万円を減額補正するものであります。

次の90ページです。3目一般被保険者療養費、19節一般被保険者療養費支払金で、支払金の減が見込まれる状況にあることから600万円の減でございます。補正前は月額80万円で12カ月分960万円を見ておりましたが、実績と今後の見込みで、月額を30万円としまして、12カ月分360万円を見込み、差し引き600万円を減額補正するものであります。

次のページです。4目退職被保険者等療養費、19節退職被保険者等療養費支払金で、支払金の減が見込まれる状況にあることから33万6,000円の減でございます。補正前は月額7万8,000円で12カ月分93万6,000円を見ておりましたが、実績と今後の見込みで、月額5万円としまして、12カ月分60万円を見込みまして、差し引きで33万6,000円を減額補正するものであります。

次の92ページです。2目退職被保険者等高額療養費、19節退職被保険者等高額療養費で423万6,000円の減でございます。補正前は月額85万3,000円で12カ月分1,023万6,000円を見ておりましたが、実績と今後の見込みで、月額を50万円としまして、12カ月分600万円を見込み、差し引きで423万6,000円を減額補正するものであります。

次のページです。1目葬祭給付費、19節葬祭給付費で30万円の追加でございます。補正前は1件2万円です。50件としまして100万円を見ておりましたが、実績と今後の見込みを65件とし

まして、15件の増として、かける2万円で30万円を追加補正するものであります。

次の94ページをお願いいたします。6款保険事業費、1目疾病予防費、13節委託料で119万5,000円の減でございます。一般会計での各種検診委託料の減額に伴いまして、国保会計での負担も減額するものであります。いちばん上の健康診断委託料から、いちばん下の骨粗しょう症委託料まで119万5,000円をあわせて減額するものであります。

次に歳入を説明いたしますので、79ページにお戻り願います。

1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分で、財源調整におきまして1,027万5,000円の減額補正でございます。

次の80ページをお願いいたします。3款国庫支出金、2目療養給付費等負担金、1節療養給付費国庫負担金で648万円の追加でございます。歳出での一般被保険者療養給付費2,400万円の追加と、療養費の600万円の減で、差し引き1,800万円の追加に対する36パーセント相当額648万円の追加補正でございます。

次のページです。1目財政調整交付金、1節普通調整交付金で360万円の追加でございます。これも歳出での一般被保険者療養給付費2,400万円の追加と、療養費の600万円の減で、差し引き1,800万円の追加分の20パーセント相当額360万円の追加補正でございます。

次の82ページでございます。4款療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、1節現年度分で577万2,000円の減でございます。歳出での退職被保険者等診療報酬支払金120万円、療養費支払金で33万6,000円、高額療養費で423万6,000円の、合わせて577万2,000円の歳出の減額と同額を、歳入での減額補正するものであります。

次のページです。5款道支出金、2目道財政調整交付金、1節道財政調整交付金で93万4,000円の追加でございます。歳出での一般被保険

者療養給付費2,400万円の追加と、療養費の600万円の減で、差し引き1,800万円の追加分の5パーセント相当額90万円と、同じく歳出での賦課徴収費、手数料の9万2,000円の追加分の37パーセント相当額3万4,000円を合わせました93万4,000円の追加補正でございます。

次の84ページをお願いします。8款繰入金、1目一般会計繰入金で1,625万2,000円の追加でございます。1節保険税軽減額繰入金で、軽減分で477万9,000円の増と、国保支援分で1,091万4,000円の、合わせて1,569万3,000円の追加でございます。

次に2節一般会計繰入金55万9,000円の追加は、国保財政安定化支援繰入金で50万1,000円の追加と、その他一般会計繰入金の5万8,000円の追加と合わせまして55万9,000円の追加補正であります。

次のページでございます。10款諸収入、5目雑入、1節雑入で20万6,000円の追加であります。各種検診での個人負担金を、一般会計のほうで一括、雑入で受け入れておりましたけれど、国保会計でも保険検診事業の負担をしておりますので、その国保負担分の個人負担金を、今回、国保会計で受け入れるための追加補正であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議長（溝部幸基）** 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後12時00分）

（再開 午後 1時00分）

**議長（溝部幸基）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

国民健康保険特別会計補正予算の説明が終わっておりますので、質疑を行います。

3番滝川明子議員。

**3番（滝川明子）** 79ページ。1目の一般

被保険者国民健康保険税にかかわって、お聞きをいたします。

資格証明書の発行枚数、短期保険証の発行枚数、お知らせくださいませ。

**議長（溝部幸基）** 川岸町民課長。

**町民課長（川岸勤）** 18年1月1日現在で資格証明書の交付世帯は17世帯です。それと、短期被保険者証の交付世帯は38世帯です。以上です。

**議長（溝部幸基）** 3番滝川明子議員。

**3番（滝川明子）** わが町では、資格証明書の発行というのはずっとなくて、国民健康保険税、払おうと思っても高く払えないという世帯と、払えるのに払わないという世帯の違いといったようなものを議論もさせていただきまして、国の強い要請等もあって発行せざるを得ない状況になったという経過は、私なりに理解をさせていただいているのです。

その意味でも、資格証明書に至らず、短期の保険証の発行等、あるいは高く払えないという世帯に、少しずつでも可能な額を払っていただく努力をしながらという、そういう対応をなさっているつもりでございます。しかし、聞いた数は結構な世帯ということで、これがわが町の、全国的にもそうなのでしょうけれども、国民健康保険税が高く払えないという世帯が増えてきている状況なのかなというふうに思うのです。

それで、昨今の経済状況から、こういう状況がまた増えていくのかなという、強まっていくのかなということを考えますと大変心配なのです。おっしゃるように世帯で発行されるものですから、子供たちや、本当に受診が遅れて病気が重くなったり、ひどい状況になったりしたら大変だということに本当に思うわけですが、担当課としての努力やご苦勞の内容などもあろうかと思いますが、お教えいただけますか。

**議長（溝部幸基）** 川岸町民課長。

**町民課長（川岸勤）** まず、資格証明書の関係なのですが、議員おっしゃるとおり、従前は

各町の考え方で出したり出さなかったりというふうな資格証明書であったのですが、法律改正しまして、1年以上滞納した場合は資格証明書の対象者で、出さないという規定になりました。

ただ、今、自分が資格証明書17世帯、そして短期が38世帯ということで報告しましたが、その法律の部分での、厳密な意味からいくと、まだまだ福島町では多い資格証明書なり短期の保険証の発行者が出てきます。ただ、ここに表れている17、38という支庁・道のほうに、国のほうに報告している数は、あくまでも納税相談なり一切耳を傾けようとしなさい、納付が大変であれば大変なような形の中で、税務なり保険サイドのほうに相談受けてくれればそれなりの対応をします。この数字については、あくまでももう全然、行っても会ってくれないというか、悪質な人の数字ということで、まず捉えてほしいと思います。それは真面目に納めている人から言わせれば、それもおかしなような話になりますけれども、そういう意味で、厳しい条件と言いますけれども、そういう、福島町では最低の部分での発行しているという現状を、まず認識してほしいと思います。

それで、この資格証明書の対象者は、当然老人、それと特定疾患の患者がいる場合は、世帯が資格証明書の該当になったとしても、今、保険証1枚ずつですから、そういうふうな部分で、その方については発行しますよと。それ以外の健常者、資格証明書の中での世帯の中で健常者がいた場合は、それは資格証明書発行するという形になっておりますので、まずそういう部分で、かなりの件数、新聞等では報道されておりますけど、まず福島の状態とすれば、そういう、あくまでも悪質というふうな捉え方で、そして納税相談にも受けないという形の中で発行しているという現状を認識してほしいと思います。

**議長（溝部幸基）** そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第20号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

**議長（溝部幸基）** 起立多数であり、議案第20号は可決いたしました。

### 議案第21号 平成17年度福島町 介護保険特別会計補正予算（第3号）

**議長（溝部幸基）** 日程第7 議案第21号 平成17年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田修一福祉グループ参事。

**福祉グループ参事（花田修一）** 定例会議案の95ページをお開き願います。

平成17年度の福島町介護保険特別会計の補正予算（第3号）でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,472万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,280万8,000円とする内容でございます。

補正の主な理由でございますが、介護サービス等の給付費にかかる年間の実績見込みに基づきまして、歳入歳出関係科目予算の減額等を行うものでございます。

それでは事項別明細書の歳出から説明いたしますので、115ページをお開き願います。

1款総務費、1目一般管理費2万1,000円の減です。9節で1万9,000円の減、11節で2,000円の減。それぞれ実績見込みによる減でございます。

116ページです。1目介護認定審査会費1,000円の減です。19節で1,000円の減。

実績による減でございます。

次のページです。2目認定調査費85万2,000円の減額です。9節で7,000円の減。実績見込みによる減でございます。12節で45万3,000円の減。認定にあたっての医師意見書作成件数の減によるもので、新規、継続あわせて469件分を見ておりますが、実績は347件と、120件少なくなる予定でございます。13節で39万2,000円減。認定件数の減によるもので、新規、継続のあわせて423件を見ておりますが、実績は302件と、120件くらい少なくなる予定でございます。

118ページです。1目介護保険運営協議会費4,000円の減です。1節で3,000円の減、9節で1,000円の減。いずれも実績見込みによる減でございます。

次のページです。2款の保険給付費、1目の介護サービス等給付費5,385万円の減です。19節で5,385万円の減です。当初、居宅給付費、施設給付費あわせて、月平均で3,300万円、年間で約4億600万円を計上しましたが、月平均で2,900万円、年間で約3億5,000万円になる実績予定でございます。居宅給付費においては約4,050万円、施設給付費においては約1,340万円と、実績において、それぞれ減が見込まれる予定でございます。

120ページです。4款基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金。その他と一般財源とで1,000円の財源繰替えでございます。

次のページです。5款諸支出金、2目第1号被保険者還付加算金。これも、その他財源と一般財源との間で5,000円の財源繰替えを行うものでございます。

次に歳入の説明を申し上げますので、101ページをお願いいたします。

1款保険料、1目第1号被保険者保険料46万1,000円の減額です。1節で81万1,000円の減でございます。当初、積算したときに比べて、5段階区分の被保険者のうち保険料の低い第2段階の階層が増えたことと、保険料の高い第4

と第5段階の階層が減ったことが主な理由でございます。2節で35万円の追加です。現在の収入済額が32万円になっております。これからの収入を3万円と見込み、追加するものでございます。

102ページです。2款使用料及び手数料、1目総務手数料7,000円の追加です。1節で7,000円の追加。督促件数の増加によるものでございます。

次のページです。3款国庫支出金、1目介護給付費負担金702万1,000円の減です。1節で702万1,000円の減。当初、給付費総額を約4億1,000万円と見込み、その20パーセントを計上しましたが、国からの内示額が7,476万8,000円となったために減額とするものでございます。

104ページです。1目調整交付金186万5,000円の減です。1節で186万5,000円の減。当初、給付費総額を4億1,000万円と見込み、その7.43パーセントを計上しましたが、平成16年12月から平成17年11月までの給付費が確定したことにより減額するものでございます。

次のページです。2目事務費補助金27万1,000円の追加です。1節で27万1,000円の追加。第3回定例会で補正した予算でございますが、今回、国から金額の内示がありましたので、追加するものでございます。

106ページです。4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金2,078万9,000円の減でございます。1節で2,078万9,000円の減。当初、標準給付費を約4億1,000万円と見込み、その32パーセント分で算定しましたが、3億4,300万円に変更になる見込みのため、減額するものでございます。

次のページです。5款道支出金、1目介護給付費負担金824万4,000円の減です。1節で824万4,000円の減。当初、給付費総額を4億1,000万円と見込み、その12.5パーセント分を計上しましたが、安定化基金計数が変更になったことにより3億4,300万円に変更に

なる見込みのため、減額するものでございます。

108ページです。6款財産収入、1目利子及び配当金1,000円の減です。1節で1,000円の減です。

次のページです。7款繰入金、1目介護給付費繰入金824万4,000円の減です。1節で824万4,000円の減。当初、給付費総額を約4億1,000万円と見込み、その12.5パーセント分を計上しましたが、安定化基金計数が変更になったことにより3億4,300万円になるため減額するものでございます。

110ページです。2目その他繰入金119万6,000円の減です。1節で119万6,000円の減。当初予算の歳出総額と歳入総額がそれぞれ減額の変更になったことにより、その差額分を減額するものでございます。

次のページです。1目介護給付費準備基金繰入金722万6,000円の減です。1節で722万6,000円の減。保険料の必要額と収納予定額等を勘案し不足分を計上しましたが、歳出予算が見込みを下回ったことにより繰り入れの必要がなくなりましたので、減額するものでございます。

112ページです。9款諸収入、1目加算金1万2,000円の追加です。新設の科目です。1節で1万2,000円。介護保険指定施設の不正請求にかかるものですが、現在は収納済みになっております。

次のページです。1目預金利子1,000円の減です。1節で1,000円の減。一般会計で歳入されます。

114ページです。2目返戻金3万円の追加です。1節で3万円の追加。介護保険指定施設の不正請求にかかるものですが、現在は収納済みになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議長（溝部幸基）** 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 質疑なしと認め、質疑を

終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第21号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

**議長（溝部幸基）** 起立多数であり、議案第21号は可決いたしました。

### 議案第22号 平成17年度福島町 水道事業会計補正予算（第4号）

**議長（溝部幸基）** 日程第8 議案第22号平成17年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田典明水道グループ参事。

**水道グループ参事（花田典明）** それでは、議案の123ページをお開き願います。

議案第22号平成17年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）の提案内容についてのご説明をいたします。

第1条、平成17年度福島町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。今回の補正内容は、事業完了による入札等の減並びに予算各精査に伴う予算額の減額の補正内容でございます。

第2条においては業務の予定量で、（4）主要な建設改良事業の（ア）、（イ）、（ウ）の事業完了及び入札等の減により、合計で201万5,000円の減額であります。

次に、第3条の収益的予算においても予算額の精査により、収入において、第1款水道事業収益で9万8,000円減額し、1億2,141万円としております。支出では、第1款水道事業費用で62万3,000円を減額して1億46万円とするものでございます。

次の第4条は、資本的予算の減額に伴う補てん財源の調整によるもので、当年度分損益勘定留保資金4,230万5,000円を4,028万3,000円とするものでございます。第1款資本的収入で12万5,000円を減額し、262万5,000円となります。

次のページをお開き願います。支出の第1款資本的支出で214万7,000円を減額しており5,445万5,000円とするものであります。平成18年3月10日提出。福島町長。

補正予算の内容につきましては、129ページの平成17年度福島町水道事業会計補正予算実施計画書によってご説明申し上げたいと思いますので、お開き願いたいと思います。

収益的収入及び支出。収入。1款水道事業収益、2目受託工事収益8万6,000円の減額で、受託工事収益でメーター器改良工事の完了等により減額でございます。

次のページをお願いします。2目他会計負担金1万2,000円の減であります。実績減によるものでございます。

次に支出でございますけど、1款水道事業費用、1目原水及び浄水費30万円の減であり、手数料で水質検査手数料は、毎月、定期的に所定の検査をしておりますが、予備的な検査の必要がなくなったということによる減額でございます。

2目配水及び給水費28万5,000円の減額で、旅費、通信運搬費、動力費でそれぞれ精査により減額をいたしております。

次に3目受託工事費6万6,000円の減額。材料費、工事請負費それぞれ工事完了により減額としております。

次のページをお願いします。3目雑支出2万8,000円の追加は、雑支出で、これは水道料金との関係でございますが、町外転出や居住先不明により徴収不能となったことにより、会計上の未集金処理によるもので追加補正するものでございます。対象者は3人分でございます。平成15年の分の未集金の対象金でございます。

次のページ。資本的収入及び支出。収入。1款

資本的収入、1目他会計負担金、他会計負担金は消火栓取替工事負担金、工事完了による減でございます。

次のページをお願いします。支出。1款資本的支出、1目配水管整備費においては78万1,000円の減額であります。委託料及び工事請負費において、それぞれ工事完了によって減額をしてございます。

2目メーター改良費は、材料費、工事請負費でそれぞれ工事完了によって減額としてございます。

次のページ。3目メーター購入費13万2,000円の減は、材料費でメーター購入費で13万2,000円の減であります。この関係は住宅新築や新規の給水住宅等のメーター器購入費で、単価の減と購入数量の減によって減としてございます。

4目施設整備費は41万2,000円の減で、この関係も工事請負費で工事完了による減でございます。

以上で議案第22号の提案内容の説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

**議長（溝部幸基）** 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第22号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

**議長（溝部幸基）** 起立多数であり、議案第22号は可決いたしました。

## 議案第1号 福島町ふるさと応援基金

金条例の制定について

議案第2号 福島町国民保護協議会  
条例の制定について

議案第3号 福島町国民保護対策本  
部及び緊急対処事態対策本部条例の  
制定について

議案第4号 議会議員の報酬及び費  
用弁償等に関する条例の一部改正に  
ついて

議案第5号 特別職の職員で非常勤  
の者の報酬及び費用弁償に関する条  
例の一部改正について

議案第6号 特別職の職員の給与に  
関する条例の一部改正について

議案第7号 職員の給与に関する条  
例等の一部改正について

議案第8号 重度心身障害者及びひ  
とり親家庭等医療費の助成に関する  
条例の一部改正について

議案第9号 福島町温泉健康保養セ  
ンター条例の一部改正について

議案第10号 福島町介護保険条例  
の一部を改正する等の条例について

議案第16号 福島町財政調整基金  
の積立金の処分について

議案第17号 福島町介護保険給付  
費準備基金の積立金の処分について

議案第11号 平成18年度福島町  
一般会計予算

議案第12号 平成18年度福島町  
老人保健特別会計予算

議案第13号 平成18年度福島町  
国民健康保険特別会計予算

議案第14号 平成18年度福島町  
介護保険特別会計予算

議案第15号 平成18年度福島町  
水道事業会計予算

議長（溝部幸基） 日程第9 議案第1号福  
島町ふるさと応援基金条例の制定について、日程

第10 議案第2号福島町国民保護協議会条例の  
制定について、日程第11 議案第3号福島町国  
民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の  
制定について、日程第12 議案第4号議会議員  
の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に  
ついて、日程第13 議案第5号特別職の職員で  
非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一  
部改正について、日程第14 議案第6号特別職  
の職員の給与に関する条例の一部改正について、  
日程第15 議案第7号職員の給与に関する条例  
等の一部改正について、日程第16 議案第8号  
重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成  
に関する条例の一部改正について、日程第17  
議案第9号福島町温泉健康保養センター条例の一  
部改正について、日程第18 議案第10号福島  
町介護保険条例の一部を改正する等の条例につい  
て、日程第19 議案第16号福島町財政調整基  
金の積立金の処分について、日程第20 議案第  
17号福島町介護保険給付費準備基金の積立金の  
処分について、日程第21 議案第11号平成1  
8年度福島町一般会計予算、日程第22 議案第  
12号平成18年度福島町老人保健特別会計予算、  
日程第23 議案第13号平成18年度福島町国  
民健康保険特別会計予算、日程第24 議案第1  
4号平成18年度福島町介護保険特別会計予算、  
日程第25 議案第15号平成18年度福島町水  
道事業会計予算、以上、17件の案件を一括議題  
といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題といたしました17件の案件につ  
きましては、提案理由の説明及び質疑を省略し、  
議長を除く全員の議員をもって構成する予算審査  
特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査する  
ことにいたしたいと思っておりますが、賛成の方は起立  
をお願いします。

（賛成者起立）

議長（溝部幸基） 起立多数であり、ただいま  
議題となっております17件の案件については、  
提案理由の説明及び質疑を省略し、議長を除く全  
員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、

これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました予算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

**議長(溝部幸基)** 起立多数であり、予算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時28分)

(再開 午後 1時31分)

**議長(溝部幸基)** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

## 諸 般 の 報 告

**議長(溝部幸基)** 諸般の報告をいたします。  
休憩中に開催された予算審査特別委員会において、委員長に、13番金沢秀一議員、副委員長に、5番平野隆雄議員が互選された旨の報告がございました。

## 延 会 の 議 決

**議長(溝部幸基)** お諮りいたします。  
本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

**議長(溝部幸基)** ご異議なしと認め、本日は、これで延会することに決定いたしました。

## 休 会 の 議 決

**議長(溝部幸基)** さらに、お諮りいたします。

予算審査特別委員会の議案審査等のため、本日から3月16日までの間、休会にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

**議長(溝部幸基)** ご異議なしと認め、本日から3月16日まで、休会とすることに決定いたしました。

## 延 会 宣 告

**議長(溝部幸基)** 本日は、これで延会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(延会 午後 1時32分)



## 平成18年第1回

# 福島町議会定例会

平成18年3月17日(金曜日)第3号

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 福島町ふるさと応援基金条例の制定について  
議案第2号 福島町国民保護協議会条例の制定について  
議案第3号 福島町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について  
議案第4号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  
議案第9号 福島町温泉健康保養センター条例の一部改正について  
議案第5号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について  
議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部改正について  
議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について  
議案第10号 福島町介護保険条例の一部を改正する等の条例について  
議案第16号 福島町財政調整基金の積立金の処分について  
議案第17号 福島町介護保険給付費準備基金の積立金の処分について  
議案第11号 平成18年度福島町一般会計予算  
議案第12号 平成18年度福島町老人保健特別会計予算  
議案第13号 平成18年度福島町国民健康保険特別会計予算  
議案第14号 平成18年度福島町介護保険特別会計予算  
議案第15号 平成18年度福島町水道事業会計予算  
(予算審査特別委員会報告)
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第4 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第5 意見書案第1号 上限関税断固反対などWTO農業交渉に関する意見書の提出について
- 日程第6 閉会中の所管事務調査等の申し出について
- 日程第7 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

### 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 福島町ふるさと応援基金条例の制定について  
議案第2号 福島町国民保護協議会条例の制定について

- 議案第3号 福島町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について  
 議案第4号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  
 議案第9号 福島町温泉健康保養センター条例の一部改正について  
 議案第5号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
 議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について  
 議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部改正について  
 議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について  
 議案第10号 福島町介護保険条例の一部を改正する等の条例について  
 議案第16号 福島町財政調整基金の積立金の処分について  
 議案第17号 福島町介護保険給付費準備基金の積立金の処分について  
 議案第11号 平成18年度福島町一般会計予算  
 議案第12号 平成18年度福島町老人保健特別会計予算  
 議案第13号 平成18年度福島町国民健康保険特別会計予算  
 議案第14号 平成18年度福島町介護保険特別会計予算  
 議案第15号 平成18年度福島町水道事業会計予算

(予算審査特別委員会報告)

- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について  
 日程第4 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
 日程第5 意見書案第1号 上限関税断固反対などWTO農業交渉に関する意見書の提出について  
 日程第6 閉会中の所管事務調査等の申し出について  
 日程第7 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

### 出席議員(14名)

議長	14番	溝部 幸基	副議長	13番	金沢 秀一
	1番	杉村 志朗		2番	金澤 安治
	3番	滝川 明子		4番	成田 民夫
	5番	平野 隆雄		6番	平沼 昌平
	7番	佐藤 多市		8番	杉村 欣一
	9番	要田 東		10番	佐藤 孝男
	11番	加藤 雅行		12番	安藤 安雄

### 欠席議員(0名)

### 出席説明員

町長	村田 駿	助役	竹下 泰弘
総務課長兼総務グループ参事	丁子谷 雅男	総務課企画グループ参事	木村 修
財務課長兼財務グループ参事	花田 春夫	財務課税務グループ参事	新山 佳隆
町民課長兼住民グループ参事	川岸 勤	町民課福祉グループ参事	花田 修一
産業課長兼農林グループ参事	川村 明雄	産業課水産グループ参事	三鹿 菊夫

産業課商工グループ参事 出羽正機  
吉岡支所長 土門修一  
福祉センター次長 (工藤昭一)  
教 育 長 金谷 裕  
教育委員会生涯学習グループ参事 工藤昭一  
農業委員会事務局長 (川村明雄)  
監 査 委 員 工藤 享

建設部長建設グループ参事水道グループ参事 花田典明  
福島保育所長 (花田修一)  
教育委員会教育次長兼学校教育グループ参事 花田 忍  
学校給食センター所長 (花田 忍)  
監査委員補助職員 (大坂屋 昌輝)

**職務のため議場に出席した議会事務局職員**

議会事務局長 大坂屋 昌輝  
議会グループ主事 吉澤 裕治

議会グループ総括主査 石堂 一志  
議会グループ書記 阿部 千華



(開会 午前10時00分)

## 開 議 宣 告

議長(溝部幸基) おはようございます。

3月13日に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

## 会議録署名議員の指名

議長(溝部幸基) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

6番平沼昌平議員、7番佐藤多市議員を指名いたします。

**議案第1号 福島町ふるさと応援基金条例の制定について**

**議案第2号 福島町国民保護協議会条例の制定について**

**議案第3号 福島町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について**

**議案第4号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について**

**議案第9号 福島町温泉健康保養センター条例の一部改正について**

**議案第5号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について**

**議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について**

**議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部改正について**

**議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について**

**議案第10号 福島町介護保険条例の一部を改正する等の条例について**

**議案第16号 福島町財政調整基金の積立金の処分について**

**議案第17号 福島町介護保険給付費準備基金の積立金の処分について**

**議案第11号 平成18年度福島町一般会計予算**

**議案第12号 平成18年度福島町老人保健特別会計予算**

**議案第13号 平成18年度福島町国民健康保険特別会計予算**

**議案第14号 平成18年度福島町介護保険特別会計予算**

**議案第15号 平成18年度福島町水道事業会計予算**

議長(溝部幸基) 日程第2 議案第1号福島町ふるさと応援基金条例の制定について、議案第2号福島町国民保護協議会条例の制定について、議案第3号福島町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、議案第4号議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第9号福島町温泉健康保養センター条例の一部改正について、議案第5号特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第6号特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第7号職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第8号重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について、議案第10号福島町介護保険条例の一部を改正する等の条例について、議案第16号福島町財政調整基金の積立金の処分について、議案第17号福島町介護保険給付費準備基金の積立金の処分について、議案第11号平成18年度福島町一般会計予算、議案第12号平成18年度福島町老人保健特別会計予算、議案第13号平成18年度福島町国民健康保険特別会計予算、議案第14号平成18年度福島町介護保険特別会計予算、議案第15号平成18年度福島町水道事業会計予算、以上、17件の案件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました17件の案件につきましては、先般の本会議において、予算審査特別委員会に付託されたものであります。

休会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

13番金沢秀一予算審査特別委員長。

**13番（金沢秀一）** 予算審査特別委員会の審査結果の報告をいたします。

ただいま議題となっております17件の案件につきましては、去る3月10日開催の平成18年第1回定例会において、休会中に審査すべき事件として本委員会に付託されたものでございます。去る3月13日から16日までの4日間、慎重に審査の結果、条例の制定3件、条例の一部改正7件、各積立金の処分2件及び平成18年度各会計予算5件、計17件の議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものとして、賛成多数で決定いたしました。

なお、討論及び採決の内容など審査の経過等につきましては、諸報告第2号に記載のとおりですので、ご覧願います。

以上、甚だ簡単ですが、予算審査特別委員会の報告を終わります。

**議長（溝部幸基）** 予算審査特別委員長の報告が終わりましたので、報告に対する質疑及び討論を行います。

はじめに、議案第1号福島町ふるさと応援基金条例の制定について、議案第5号特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第8号重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について、議案第9号福島町温泉健康保養センター条例の一部改正について、議案第10号福島町介護保険条例の一部を改正する等の条例について、議案第16号福島町財政調整基金の積立金の処分について、議案第17号福島町介護保険給付費準備基金の積立金の処分について、議案第12号平成18年度福島町老人保健特別会計予算、議案第13号平成18年度福島町国民健康保険特別会計予算、議案第14号平成18年度福島町介

護保険特別会計予算、議案第15号平成18年度福島町水道事業会計予算、以上、11件の案件の質疑を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、11件の案件につきましては、原案のとおり可決すべきものとの予算審査特別委員長の報告であり、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

**議長（溝部幸基）** 起立多数であり、11件の案件は可決いたしました。

次に、議案第2号福島町国民保護協議会条例の制定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

3番滝川明子議員。

**3番（滝川明子）** この提出されました条例について、国民保護法との極めて連動する、かわりの強いものですので、この国民保護法という法律が町民の皆さんによく知られていない現状にあっては、賛成できないのでございます。しかも、この国民保護法は大変恐ろしい法律でございまして、その恐ろしさを何点か述べまして反対理由とさせていただきます。

これは、先の戦争で出されました国民総動員法、徴兵制以外は、これと類似しているのでございます。

2点目は、今、防災上求められている豪雪や震災に対応するという事とは関係なく、アメリカ

の戦争の後方支援という名の戦争協力なのでございます。

3点目は、このアメリカの戦争にかかわる情報というのは明らかにされることなく、戦争予測も含めて戦争協力体制に入るといふものです。

4点目は、医療や運送、そして化学技術等の人材徴用、土地・建物等の徴用も含めて応じなければ罰則規定がある。大変恐ろしいものなのでございます。

私たち議会としても、もっと詳しく勉強する必要がありますが、よく知らないうちにこの法律とつながる、かかわる協議会を作るといふ条例に賛成することはできません。どうぞ、同僚議員の皆さんのご意見を訴えまして、反対討論といたします。

**議長（溝部幸基）** そのほか、討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第2号につきましては、原案のとおり可決すべきものとの予算審査特別委員長の報告であり、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

**議長（溝部幸基）** 起立多数であり、議案第2号は可決いたしました。

次に、議案第3号福島町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第3号につきましては、原案のとおり可決すべきものとの予算審査特別委員長の報告であり、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

**議長（溝部幸基）** 起立多数であり、議案第3号は可決いたしました。

次に、議案第4号議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第4号につきましては、原案のとおり可決すべきものとの予算審査特別委員長の報告であり、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

**議長（溝部幸基）** 起立多数であり、議案第4号は可決いたしました。

次に、議案第6号特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時12分）

（再開 午前10時12分）

**議長（溝部幸基）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

4 番成田民夫議員。

**4 番（成田民夫）** 委員会審議の際に、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については、私は反対しました。反対の討論は行わなかったため、ここで私の考え方を申し述べさせていただきます。

特別職についても、やはり一般職員と同時に厳しい条例の改正案が出されておりました。しかし、この自立プランに基づく以前に、福島町の場合は、特別職はすでに何らかの自己の意思に基づきまして、そういう条例というものを制定して、特別職の給料というものをダウンしておりました。

さらに、他の町村には例を見ないようなことでもございました。何かと言いますと、職員の不手際と申しますか、不祥事ではないです。不手際と思われる者に対する……、自主的に何回か特別職の給料も下げられた、自主的に下げたという、そういう手厳しい時代を乗り越えてまいりました。それも私、知っております。

そういった中で、さらにまた、自立プランに基づく赤字解消のためのこの改正とはいえ、ここまでやらなければならないのかという、そういったこと、やはり町民の先頭に立ってやらなければならないという、そういった考え方はわかりますけれども、しかし、町全体がそういった動きになっていないという中で、甚だ私は酷なような気もいたします。しかし、理事者はじめ特別職の方々が、そういった気持ちになったことに対しては敬意を表します。私は、私の考え方としては、そうは言うものの、あまりにもこの過酷なこの対応に対しての、賛成するという気にはなれません。

したがって、私の、先ほど申し述べたように、委員会の中でのそういった発言がなされなかったということで、ここに反対のための、私の表明するという、そういうことになりましたので、ご了承願います。

**議長（溝部幸基）** 暫時休憩いたします。

（休憩 午前 10 時 16 分）

（再開 午前 10 時 17 分）

**議長（溝部幸基）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

4 番成田民夫議員。

**4 番（成田民夫）** ただいまの私の発言の中に、議会を侮辱するというような、今、議長そういう休憩中にお話ありましたけれども、そういうことで私は申し上げたわけではございませんけれども、もし不適切な発言があったとしたならば、その部分は削除していただきます。

**議長（溝部幸基）** 私のほうで………  
………という部分は削除をさせていただきます。  
そのほか、討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 6 号につきましては、原案のとおり可決すべきものとの予算審査特別委員長の報告であり、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

**議長（溝部幸基）** 起立多数であり、議案第 6 号は可決いたしました。

次に、議案第 7 号職員の給与に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 7 号につきましては、原案のとおり可決すべきものとの予算審査特別委員長の報告であり、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

**議長(溝部幸基)** 起立多数であり、議案第7号は可決いたしました。

次に、議案第11号平成18年度福島町一般会計予算の質疑を行います。

(「なし」という声あり)

**議長(溝部幸基)** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

反対討論ございますか。

(「なし」という声あり)

**議長(溝部幸基)** なければ、3番滝川明子議員。

**3番(滝川明子)** 私は、議案第2号に反対いたしましたので、国民保護協議会委員の費用弁償予算を除いて、全体として、執行方針にうたっております自立プランとの整合性を図りながら、「まちづくり元年」と位置付けた予算編成に課題は残しつつも、5会計とも賛成いたします。

特に、議会活動に関する調査特別委員会の調査結果及び福島町自立プランに基づき予算計上されました議員報酬8パーセント削減について。特別職報酬等審議会から答申を受け、実に民主的な議論と手続きを経たものですので、賛意をあらためて示したいと存じます。

この減額予算は、19年改選期の定数を10名分の報酬で12名とすることと結び付いて、熱心な議論の結果であり、これにより、全道、いや、全国で驚くべき最低額となりまして、削減率は23パーセントとなりますことを、ぜひ、町民の皆様には正確に知っていただきたいのでございます。以上です。

**議長(溝部幸基)** そのほか、討論はないですね。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時22分)

(再開 午前10時24分)

**議長(溝部幸基)** 休憩前に引き続き、会議

を再開いたします。

反対討論ですね。11番加藤雅行議員。

**11番(加藤雅行)** 私は、一般会計予算に対して反対をした議員でございます。

その理由としては、その都度、条例改正の部分、それから一般会計の部分で反対討論をしたものと、しなかったものもございます。そういう意味で、私の意見はもうすでに意見として出されております。よって、今後、このあとの採決においては、そのように従うつもりです。

ただし、私が疑問に思うのは、私たち議員としては、例えば3番議員の方が今、自分の賛成討論の意見の中で、自分の反対討論をされた国民保護条例の、私は、この会の会議の中で、一般会計において条例改正に伴う予算化がされております。そういう予算化がされるということは、お金を付けてそれは条例として可決されたはずなのです。それを賛成されるということに対しては、私は納得ができません。

ですから、3番議員さんには、一般会計予算においてはぜひとも反対をされることを望みます。以上でございます。

**議長(溝部幸基)** そのほか、討論ございませんか。

(「なし」という声あり)

**議長(溝部幸基)** 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第11号につきましては、原案のとおり可決すべきものの予算審査特別委員長の報告であり、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

**議長(溝部幸基)** 起立多数であり、議案第11号は可決いたしました。

## 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

**議長（溝部幸基）** 日程第3 諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田町長。

**町長（村田駿）** 定例会議案の141ページをお開き願います。

諮問第1号人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の同意を求めます。平成18年3月10日提出。記、住所、福島町字館崎79番地の1。氏名、川合正子。生年月日、昭和26年2月9日生まれ。

川合さんについての、若干補足説明させていただきます。

人権擁護委員につきましては、現在、議員の皆さんご承知のとおり、諦玄寺の住職であります大津良法さん、館古町内会長の吉村次郎さん、そして常磐井美穂子さんの3名でございますが、函館地方法務局より、人口5,000人から1万人までの町の人権擁護委員の定数は4名であり、1名の増員要請があったところであり、今議会において、人権擁護委員として川合正子さんの推薦について同意を求めます。

川合正子さんは、昭和46年3月に藤女子短期大学保育科を卒業、2年間は八雲町で幼稚園の教諭をされたあと、現在の北斗市、七重浜保育園で保育士をされております。昭和49年の1月、町内で漁船漁業を営んでおります川合力人さんと結婚され、現在に至っております。

平成14年7月から、社会福祉法人福島幸愛会の評議委員として、また、平成17年9月からは、福島町ごみ減量化推進委員として、ご協力を願っているところでもございます。一方、平成13年からは、ボランティアサークル・チョボラの代表としてボランティア活動のされているところでもございます。

性格も温厚・誠実、そして実直であり、人権擁護委員としてふさわしい方ですので、同意についてよろしくお願い申し上げます、提案説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

**議長（溝部幸基）** 提案理由の説明が終わり

ました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第1号について、推薦された方を適任とする意見を答申することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

**議長（溝部幸基）** 起立多数であり、諮問第1号については、推薦された方を適任とする意見を答申することに決定いたしました。

#### **同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について**

**議長（溝部幸基）** 日程第4 同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田町長。

**町長（村田駿）** 定例会議案の143ページをお開き願います。

同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について。

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。平成18年3月10日提出。記、住所、福島町字福島256番地。氏名、成田寛治。生年月日、昭和13年4月10日。

成田寛治氏について、若干補足説明をいたします。

成田氏につきましては、すでに皆様もご承知のことと存じますが、昭和32年3月、函館西高等

学校を卒業され、5年間の修行のあと、家業であります菓子業を手伝い、昭和55年から父の跡を継ぎ、成屋菓子舗の事業主として今日に至っております。また、町の公職におきましては、町表彰審議会委員、選挙管理委員会委員としても協力をいただいているところでございます。

固定資産評価審査委員会委員としては、昭和62年9月からお願いいたしているところであり、平成18年4月30日に任期満了となることから、このたび、あらためて専任についての提案をさせていただきます。なにぶんにも同意方、よろしくお願ひ申し上げ、提案説明といたします。

**議長（溝部幸基）** 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

1番杉村志朗議員。

**1番（杉村志朗）** 62年から今年度の4月まで任期ということで、この間に不服申し立てがありましたら、その件数、教えていただきたいと思ひます。なければ、なければで。

**議長（溝部幸基）** 村田町長。

**町長（村田駿）** 15年から私、町長に就任して、そのあとはございませぬけれども、今、税務課長のほうから確かめましたら、不服は、一度もそういうことはなかつた。そういうことでございしますので、ご理解ほどお願ひ申し上げます。

**議長（溝部幸基）** よろしいですか。

そのほか、質疑ございませぬか。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意第1号について、原案に同意することに賛成の方は起立を願ひます。

（賛成者起立）

**議長（溝部幸基）** 起立多数であり、同意第1号については、原案に同意することに決定いたしました。

### **意見書案第1号 上限関税断固反対 などWTO農業交渉に関する意見書 の提出について**

**議長（溝部幸基）** 日程第5 意見書案第1号上限関税断固反対などWTO農業交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番佐藤孝男議員。

**10番（佐藤孝男）** 議員提出議案の2ページ、お開きください。

上限関税断固反対などWTO農業交渉に関する意見書。

昨年12月に開催されましたWTO香港閣僚会議では、本年12月の最終合意に向けて、関税削減率などの要件の入ったモダリティ（約束基準）を4月末に、これに基づく包括的な譲許表案を7月末までに提出することなどを盛り込んだ宣言を採択いたしました。宣言では、日本政府が強く反対しておりました上限関税の設定は明記されず、重要品目の位置付けも認められた。特に、米をはじめ小麦・砂糖・でん粉・雑豆・乳製品などの高関税品目を抱える本道農業の生死を左右する重要な課題でもあります。

仮に、今後の交渉で大幅な関税引き下げとなれば、第1次産業との結び付きの深い製造業など、地域経済全体に甚大な打撃を与えること必至であります。

このため、WTO農業交渉の重大局面を迎える今日、多様な農業の共存と食糧主権と確立が図られるよう、下段の記に明記しております4つの項目について、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであり、内容につきましては記載のとおりでございます。

また、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、農林水産

大臣となっております。

なお、本意見書につきましては、要田東議員ほか、5名の議員のご賛同をいただいておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議長（溝部幸基）** 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

**議長（溝部幸基）** 起立多数であり、意見書案第1号は可決いたしました。

#### 閉会中の所管事務調査等の申し出について

**議長（溝部幸基）** 日程第6 閉会中の所管事務調査等の申し出についてを議題といたします。

諸報告第1号に記載のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会から、閉会中の所管事務調査等の申し出がありましたので、申し出のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** ご異議なしと認め、閉会中の所管事務調査等の申し出については、各委員会の申し出のとおり承認することに決定いたしました。

#### 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

**議長（溝部幸基）** 日程第7 閉会中の正・副議長、議員の出張承認についてを議題といたします。

閉会中、議会において、出席または派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長、議員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** ご異議なしと認め、ただいまお諮りしたとおり承認することに決定いたしました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** ご異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定いたしました。

#### 閉会の議決・閉会宣告

**議長（溝部幸基）** 以上で、本議会に付議された案件の審議を、すべて終了いたしましたので、平成18年第1回福島町議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

**議長（溝部幸基）** ご異議なしと認め、平成18年第1回福島町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたりご審議をいただき、どうもご苦勞さまでした。

（閉会 午前10時39分）

